

坂上大宿彌田村麻呂考

板 橋 源

A Study on Sakanoue-Ōsukune-Tamuramaro

Gen ITABASHI

	目	次
I	は し が き	③ 次
II	関 歴	④ 次
III	関係古文献	⑤ 次
	(1) 田邑麻呂伝記	⑥ 次
	(2) 坂上系図	⑦ 次
	(3) 坂上系図別本	⑧ 次
	(4) 続日本紀	⑨ 次
	(5) 日本後紀	⑩ 次
IV	征夷開拓経営大要	⑪ 次
	① 次	⑫ 次
	② 次	V 田村麻呂の征夷開拓経営

I は し が き

坂上大宿彌田村麻呂は東北地方開發上の功勞者として著名であることは周知のところである。従つてその伝も夙くから嵯峨天皇の御撰といひ伝えられている「田邑麻呂伝記」をはじめとして水戸の大日本史以下数々あるが、既に先人が「田村麻呂の事蹟は茫然として捕へ難いやうである」¹⁾と嘆じている如く、必ずしも明確でない点がある。

本稿は、田村麻呂に関する確実な史料を一応整理してその関歴を詳述し、併せて蝦夷征討開拓期における辺境諸施策の進捗過程を田村麻呂の事績との関係において考究したものである。

II 関 歴

田村麻呂が歿したのは嵯峨天皇の弘仁2年5月丙辰(23日)であつて年令は54であつた。54年間の関歴を詳述するにあつて、便宜上先ず要点を摘記すると第1表の如くである。

第1表 田村麻呂関歴年表

天 皇	年 号	紀 元	田村麻呂 年 令	関 歴	文 献
淳 仁	天平宝字 2	758	1	出生、苅田麻呂の二男 ○ 祖父犬養正4上, 77才 ○ 父苅田麻呂(位階不見)21才	補任, 伝 統紀天平 勝宝8・5, 逆算

1) 大森金五郎, 武家時代之研究, 第1卷, 275頁。

"	"	7	763	6	○ 正月祖父為大和守	統 紀
称 徳	"	8	764	7	○ 9月父坂上忌寸を坂上大忌寸と賜姓 ○ 12月祖父卒, 年83 (正4上大和守)	" "
"	天平神護 元		765	8	○ 正月苅田麻呂為勲2等	"
"	"	2	766	9	○ 2月苅田麻呂功田20町	後紀延暦 16・2
"	神護景雲 2		768	11	○ 10月苅田麻呂叙従4上	統 紀
光 仁	宝 龜 元		770	13	○ 8月苅田麻呂, 道鏡の奸計告上により叙正4下 ○ 9月苅田麻呂為鎮守府將軍	" "
"	"	2	771	14	○ 閏3月苅田麻呂為中衛中将兼安芸守	"
"	"	11	780	23	為 将 監 (近衛)	補 任
桓 武	天 応 元		781	24	○ 4月苅田麻呂叙正4上	統 紀
"	延 暦 4		785	28	○ 2月苅田麻呂叙従3 ○ 6月坂上大宿禰と賜姓 11月正6上より叙従5下 ^①	" " 統紀, 補任
"	"	5	786	29	○ 正月苅田麻呂薨, 年59	統 紀
"	"	6	787	30	3月兼内匠助 9月任近衛少将, 内匠助如故	統紀, 補任 統紀, 補任
"	"	7	788	31	6月為兼越後介, 内匠助如故 ^②	統 紀
"	"	9	790	33	3月為兼越後守, 内匠助如故 ^③	統紀, 補任
"	"	10	791	34	正月百濟王俊哲と共に東海道にいたり軍士を簡閲し戎具を檢す, 征夷のためなり 7月征夷大使大伴弟麻呂の副使となる	統 紀 "
"	"	11	792	35	3月為従5上	補 任
"	"	12	793	36	2月辭見征途に上る	紀 略
"	"	13	794	37	6月蝦夷征討	"
"	"	14	795	38	2月為兼木工頭 2月叙従4下	補 任, 伝 補 任
"	"	15	796	39	正月陸奥出羽按察使兼陸奥守 10月為兼鎮守將軍	" 補任, 後紀
"	"	16	797	40	11月任征夷大將軍	紀略, 補任

"	"	17	798	41	閏5月叙従4上 7月私宅を襲ら渡して清水寺を草創す	補任 吾妻鏡, 略記, 縁起
"	"	18	799	42	5月任近衛権中將	補任
"	"	19	800	43	11月諸国の夷俘を檢校す	類史, 紀略
"	"	20	801	44	2月節刀を賜う 9月夷賊討伏を奏申 10月節刀を進む 11月功により叙従3位 ^④ 12月転中將, 征夷大將軍按察使陸奥守如元 11月非參議となる (此歳叙勳2等か)	紀略 " " 紀略, 補任, 伝 補任 "
"	"	21	802	45	正月造陸奥国胆沢城使となる 正月度者1名を賜はる 4月夷酋等500余人の來降を言上す 7月夷酋を従えて上京 7月百官表を抗して蝦夷平定を賀す 8月夷酋の助命を言上するも容れられず 此歳胆沢城を造り終る	紀略 類史 類史, 紀略 紀略 " "
"	"	22	803	46	3月造志波城使として辞見 7月為刑部卿, 此歳志波城を造り終る	紀略 補任, 伝
"	"	23 ^⑤	804	47	正月任征夷大將軍 5月為造西大寺長官 8月和泉摂津に行宮地を定めるため派遣される 10月蘭生野の獵に供奉	後紀 補任 後紀 "
"	"	24	805	48	6月任參議, 征夷大將軍近衛中將按察使造西大寺長官如元 10月愛宕郡清水山寺の地を賜う 11月桓武天皇の皇子坂本親王加冠に當り衣被を賜う	後紀, 補任, 伝 縁起 後紀
平城大同元			806	49	3月桓武天皇崩御, 哀慟の皇太子を扶けて殿を下る 4月藤原雄友に従つて誅を奉ず 4月任中納言 ^⑦	後紀 " 後紀, 補任

					4月叙勲2等 ^⑥ 4月為兼中衛大将	補任 後紀, 補任
"	"	2	807	50	4月改中衛大将為右近衛大将, 按察使征夷大将軍如元 8月為兼侍從, 大將軍等兼官如元 11月為兼兵部卿, 大將軍等兼官如元	補任 " "
嗟 峨	"	4	809	52	3月叙正3位 ^⑧	後紀, 補任
"	弘 仁 元		810	53	9月上皇藥子に乗ぜられ重祚を凶り平城遷都を擬し, 造宮使となす. 9月天皇は上皇に対抗上, 大納言に任じ朝廷方に拘束す. 9月文室綿麻呂の冤罪を奏請し裁可さる.	後紀 補任, 後紀, 水鏡 後紀
"	"	2	811	54	正月渤海使を朝集院に饗す 5月丙辰(23日)薨 時に年54 5月27日贈從2位 同日葬山城国宇治郡栗栖村 10月山城国宇治郡の地3町を墓地に賜う 是歲桓武天皇第12皇子の射技をみて嘉躍す	" 後紀, 紀略, 伝 紀略, 補任, 伝 補任, 伝 伝 後紀, 縁起 文 実

備考

本表文献欄にあげた略称は次の如くである。

補任	公卿補任
伝	田邑麻呂伝記
続紀	続日本紀
後紀	日本後紀
紀略	日本紀略
略記	扶桑略記
類史	類聚国史
縁起	清水寺縁起所収官符
文実	文徳実録

第1表を先ず最初に掲げたのは、2つの理由があるからである。第1は田村麻呂の閥歴を正確に考究するために諸史料をみると、月日の一致しないものがある外に年の一致しないものもある。これらの点を考証しておくことが、後に田村麻呂の伝記を述べる事前作業として必要であるからである。第2の理由は田村麻呂時代の蝦夷征討開発状況を正確に理解するためにも、その重要な役割を果たした田村麻呂の閥歴を正確にしておくことが必要であるからである。

そこで、次節において田村麻呂の参与した蝦夷征討開発の事績を述べる前に、やや煩瑣にわたるが第1表について考証を必要とする年紀・月日等の問題に触れることにする。

① 延暦4年、田村麻呂は正6位上から従5位下にすすんでいる。続紀はその月日を11月丁巳としているし、補任は11月癸巳としていて両者が一致しない。この月の朔は癸巳であるから続紀は25日、補任は1日ということになる。25日と1日とではどちらが正しいか検討してみると、続紀の25日が正しい。補任は誤っている。

その理由を述べてみよう。統紀によれば、11日丁巳詔して安殿親王(平城天皇)を皇太子となし天下に大赦し賑恤を加え紀古佐美以下の廷臣12名に叙位を行つている。この廷臣のうちに田村麻呂の名もみえるし、12名の人物のうち正史並びに補任によつて叙位の日を調査してみると、丁巳の叙位であることに間違えはない。しかるに補任は田村麻呂の叙位5位下の日を癸巳朔と誤つたのは、統紀によれば癸巳朔にも叙位の記事がみえているので、それで彼我を誤つたのではあるまいか。統紀では癸巳にも叙位の記事は見えていにはいるが、しかし石川垣守唯1人の叙位だけである。垣守はこの日従4位上から正4位上にすすめられているが、これは7月の人事異動の際宮内卿になつてゐるし、そして宮内卿の相当官位は従4位でなくて正4位であるから別に昇叙になつたものであろう。

② 延暦7年、田村麻呂は兼越後介になつている。統紀はその月日を6月壬寅(26日)としているし、補任は6月甲申(8日)としている。統紀や補任について6月中の人事異動を調査してみると甲申にも壬寅にも小異動があつたので、そして田村麻呂の兼越後介就任の日はどちらであつたのか決定すべき傍証も見当らないので、統紀と補任とのいずれが是とも決定しがたい。

③ 延暦9年、田村麻呂は兼越後守になつている。統紀も補任も共に、その月日を6月丙午としているのに、ひとり田村麻呂伝記のみは年紀において全く異つた記載をしている。即ち「延暦14年征夷將軍正4位下近衛中将越後守」とあつて、延暦14年のこととしている。これは伝記の誤りである。

そもそも「延暦14年征夷將軍正4位下近衛中将越後守」という記事には矛盾が多々ある。その点を指摘すると次の如くである。第1点、田村麻呂が征夷將軍のうちの副將軍(正しくはこの時は副使といつたのであるが)になつたのは延暦10年であるし、征夷將軍のうちの大將軍に初めてなつたのは延暦16年であるから、伝記のいう征夷將軍をいかように解釈しても延暦14年という年紀とは合致しない。第2点、田村麻呂の位階は延暦14年には正4位下ではない。14年2月に初めて従4位となり、従4位上になつたのは17年である。そして征夷軍功により20年に従4位上から3階を躍昇して従3位になつたのである。第3点、田村麻呂が近衛中將になつたのは延暦20年頃というのが正しく、18年に始めて権中將になつてゐるのであるから、ましてやそれより以前に中將になつた筈がない。以上の如く伝記が延暦14年にかけて記載してある文はあまりにも矛盾が多いので、錯簡したものと考えられるのである。従つて、伝記のこの文は採用しがたい。

④ 延暦20年、田村麻呂は軍功により従3位になつた。補任も紀略も共にその月日を11月乙丑としてある。しかるに日本後紀弘仁2年5月条の田村麻呂伝には「延暦23年拜征夷大將軍、以功叙従3位」とあつて従3位に叙したのは23年に征夷大將軍になつてから以後のことであるような文章表現である。思うに後紀のこの文の23年というのは20年の誤りであつて、3は衍字であろう。その理由を次に述べることにする。

田村麻呂が従3位になつたのは、延暦20年であることは補任にみえてゐるばかりでなく、紀略にはその事情について詔を摘引して委曲をつくして述べてゐるので明らかである。即ち「延暦20年11月乙丑、詔曰、云々、陸奥国_乃蝦夷等、歴代涉時_天、侵乱辺境、殺略百姓、是以従4位上坂上田村麻呂大宿禰等乎遣_天、伐平掃治_之年流_天云云、田村麻呂授従3位已下授位」とある。さて田村麻呂が征夷大將に拜したことは3度ある。最初は延暦16年であり、次は同20年2月節刀を賜つたときであり、そして第3回目には後紀が記載している如く同23年正月である。但し、後述する如く第3回目、即ち23年に征夷大將軍を拜した時には遂に征戦のことが行われなかつたばかりでなく、田村麻呂自身も現地に赴いた明証がない。そして翌24年には朝議において征戦可否の大激論があり、遂に中止と決定したのである。従つて延暦23年以後軍功によつて従3位を授けられたということはあ

りえないことである。更にいうならば、後紀によつて後紀弘仁年5月条の文の誤りであることを指摘することができるのである。それは、後紀が散逸する以前に後紀によつて文をなした類聚国史によつて、次の2つの証拠をあげることができる。

○延暦21年正月丁丑条、賜……近衛中将従3位（傍線板橋）坂上大宿禰田村麻呂……等各度1人
〔187度者条〕

○延暦21年4月庚子条、造陸奥国胆沢城使陸奥出羽按察使従3位坂上大宿禰田村麻呂等言……
〔190俘囚条〕

故に従3位になつたのは23年以後ではなくて、20年である。

⑤ 田村麻呂伝記は「同23年正月補陸奥出羽按察使」とのべて延暦23年に按察使になつたことを特記しているが、補任によれば15年に既に任ぜられている。少くとも19年には按察使になつていたことは類聚国史 190俘囚条に「征夷大將軍近衛権中将陸奥出羽按察使従4位上兼行陸奥守鎮守將軍坂上大宿禰田村麻呂」とみえ、紀略にも全く同様なことがあり、翌20年にも補任は「征夷大將軍按察使陸奥守如元」と記し、21年にも類聚国史には「造陸奥国胆沢城使陸奥出羽按察使従3位坂上大宿禰田村麻呂」とあり補任にも「按察使」と特に注記してある。越えて22年にも補任は「陸奥出羽按察使」と注記してあるので、23年以前において既に按察使になつていたことは確実である。更にいうならば、按察使は令外官であつて、しかも任限がないのであるから、23年に任期が満ちて更に重任したとも解することはできないのである。故に第1表においては、伝記の記載を棄て補任初見の15年をもつて按察使就任の年とした。

⑥ 補任は田村麻呂の勲2等になつた時を延暦25年（大同元年）であるとして「中納言。4月14日任、同日勲2等」と記している。しかるに後紀には、この事は全くみえない。却つて23年8月条と24年6月との2ヶ所に「勲2等坂上大宿禰田村麻呂」と記してある。後紀をそのまま信用すれば、田村麻呂が勲2等になつたのは、23年8月かそれ以前のものと解されるのである。但し、23年8月以前には勲2等に叙せられたことも、勲2等になつていたという明証も全く求めることはできない。しかるに補任は勲2等叙勲の年月を大同元年とし中納言に任じた日と同日なりといつてゐることは後紀と矛盾する。

勲位は軍功に授けるべきものであることは、軍防令に明文がある。しかして勲2等は従3位に准ずべきものであることは官位令に規定するところである。田村麻呂は辺境に軍功を立て、特旨をもつて従4位上から従3位に昇躍したのは、延暦20年11月であり詔すら賜つてゐるのであるから、勲位は正に勲2等に相当するのである。故に5年も後になつて、中納言に任ぜられた大同元年の同日を以つて勲2等にならなければならぬ理由は毫もない。更に不思議なことには、勲2等叙勲が大同元年であつたとすると実は大同元年には征戦が全くないのである。前年にあたる延暦24年にも征戦がない。更に前年の23年にも征戦がない。征戦のないのに叙勲はありえないのである。さて、延暦20年という年についてみると、この年の2月に田村麻呂は節刀を賜り征途につき、9月に夷賊討伐を言上し10月に帰還し節刀を朝廷に進めている。従3位の昇躍をうけたのは11月である。この時一般にも授位があり、翌21年の正月まで征夷に靈験があつた陸奥国3神や従軍将士に対する叙位叙勲が行われている。従つて、田村麻呂の勲2等叙勲は延暦20年末から21年正月までの間であると考えられるのであるが、この結論は間接的推論に止まるものであつて、叙勲の年月日を明確にあげることができないので、第1表においては、仮りに補任に依つて、疑を存しつつも大同元年4月の年月にかかげておくことにした。

⑦ 後紀によれば、田村麻呂が中納言に任じたのは大同元年4月辛亥（18日）である。補任も全く同様である。しかるに伝記には「弘仁元年叙正3位、任中納言」とあつて、ここに5年の差があ

る。これは後紀と補任が正しく、伝記が誤っている。その理由を次に述べる。

田村麻呂は弘仁元年以前において既に中納言に任じていた明証が後紀大同元年4月甲寅(21日、任中納言の3日後にあたる)条に「中納言従3位坂上大宿禰田村麻呂為兼中衛大将」とある。補任も大同元年以降は大納言に任じた大同5年(弘仁元年)まで一貫して中納言の欄に田村麻呂を記載している。更にいうならば弘仁元年は、任中納言でなくて、大納言に任じた年である。即ち、弘仁元年にいたつて上皇(平城)と嵯峨天皇の不和が顕著となり、水鏡によればこの年の9月「10日丁未畿内の兵を召し集め給ひしかば、御門(天皇のこと)関をかためしめ給ひて、田村麻呂の中納言の大将と申ししを、俄に大納言になし給ひてき」とあるが、後紀弘仁元年9月戊申(11日)条にも「大納言正3位坂上大宿禰田村麻呂」とあつて水鏡の記事を裏付けている。

⑧ 些細なことであるが、田村麻呂が正3位になつた日付が後紀と補任とは合致しない。後記は大同4年3月乙亥としている。3月の朔は丙午であつたから乙亥は30日である。しかるに補任は29日としている。この部分の後紀は幸にも現存しているのだから、後紀について検討してみると、29日には叙位のことは全くみえていない。そして30日条に田村麻呂以下4名の叙位が記載されている。後紀によれば30日の叙位というのは信がおけるように思う。しかるに4名のうち田村麻呂・藤原葛野麻呂・菅野真道については補任はそれぞれの項において29日の叙位と記し、一貫した態度をとっている。これは公式令にもある如く、授位記式作成上の事務手続に日数を用することから発生したものであろう。従つて、後紀と補任とで1日日付が相異していることは本質的な問題ではない。

但し、伝記が「弘仁元年叙正3位、任中納言」と記して、田村麻呂の正3位叙位を弘仁元年としているのは明らかに誤りである。その理由は⑧の項において先に述べたことによつて確實である。伝記が任中納言を弘仁元年にかけて記載していることも誤りであることは⑦において述べた通りである。従つて伝記の「弘仁元年叙3位、任中納言」という記事は何らかの因る誤写誤伝か錯簡である。

第1表を作成するにあつて必要と考えられた解説を以上で終つたので、これから第1表を基盤として田村麻呂の関与参劃した征夷開発事業について述べるべき段階にきたのであるが、その前に田村麻呂関係史料について若干触れておきたい。それは主として田村麻呂伝記と続日本記・日本後紀のことである。

Ⅲ 関 係 古 文 献

田村麻呂関係の古い文献は数々あるが、前節においてその閲歴を検討して第1表を作成したので、第1表に主として関係のある古文献について若干の考察を述べてみることにする。

(1) 田村麻呂伝記

本書は新校群書類従第3巻・改定史籍集覧第12冊に収められているので周知知られている。しかし、本書の解説はあまりなされていない。古くは村井量令の群書備考にも濳れ、佐村八郎の国書解題にも濳れている。平凡社の「史籍解題」にも濳れている。本書を収録している群書類従と史籍集覧の解題にも矢張り濳れている。

詳しい解題が少いにもかかわらず、その史料的価値については高く評価され「本書によつて日本後紀の欠点を補ふに足るものがあるから必読すべきである」¹⁾と考えられ、「上代では……功臣の家伝の編輯は令制では式部省の任務の一つであるが、現存する当時の伝記としては大職冠伝・武智麻呂伝・和氣清麻呂伝・坂上田村麻呂伝(以上群書類従所収)・橘逸勢朝臣伝・参議保則伝(以上

1) 大森金五郎, 史籍解説, 147頁。

統群書類従所収)及び恒良親王伝等があり」¹⁾として、上記の諸伝記と並列して考えられてきた。

本書は史料価値において高く評価されながら、文献的解説は余りなされなかつたのは、大江匡房の江談抄に「田村麻呂卿伝者弘仁御製也」とあり、藤原実冬の有名な本朝書籍目録にも「田村伝」がみえているので、問題は自明なものと考えられていたからであろう。それから分量からいっても、本書は諸伝記に比べて誠に少く、本文僅か 570余字、細字註文の80余字を加算しても 660余字にすぎないために関心をよばなかつたものであろう。

本書が嵯峨天皇の御撰であるという江談抄以来の説に疑問を近く投げかけたのは、和田英松博士であつて、「『田村伝、師能書』坂上田村麻呂の伝記なり、師能とあるはいかなる意にか、師能の書写したるよしなるべし。師能は如何なる人か、源師房の孫に左中弁師能あり。群書類従に収めたるものは嵯峨天皇の御撰としたる説あれど、天皇宸製の論贊によりて、あやまりたるものなり、そのよしは、皇室御撰之研究²⁾に記したり」とその著本朝書籍目録考証でのべている。今、和田英松博士の指摘の後をうけて、田村麻呂伝記の内容を検討し、御撰説の不審なる点を次にあげてみよう。

- 1 本書に「延暦14年征夷大將軍正4位下近衛中將越後守」とあるが、前節③において既に述べた如く誤りである。田村麻呂が征夷大將軍のうちの副將軍になつたのは延暦10年であるし、大將軍になつたのであれば16年であり、そのいずれにもせよ本書のいう14年ではない。正4位下という位階も違つている。14年2月に従4位下に叙し、従4位上に叙したのは17年であるからである。近衛中將というのも誤りである。田村麻呂が権中將になつたのは18年であり、中將に転じたのは20年である。従つて少くも17年前において、中將になつた筈がない。14年に越後守となつたというのも誤りである。それは9年のことであるからである。詳しくは③を参照されたい。
- 2 本書は延暦「23年正月補陸奥出羽按察使」と記してあるのも誤りである。その理由は前節⑤において述べた如くである。
- 3 本書に「弘仁元年叙正3位任中納言」とあるのも誤りである。叙正3位は大同4年であり、任中納言は大同元年である。これらの考証は前節⑦において述べた如くである。
- 4 本書に「栢原天皇第8皇子葛井親王者、大納言女従4位下春子女御之所生也」とあつて葛井親王を桓武天皇の第8皇子としている。しかし、文徳実録の嘉祥3年4月己酉(2日)条をみると、葛井親王薨去のことを述べて「親王桓武天皇第12子也、母大納言贈正2位坂上大宿禰田村麻呂之女、従4位下春子也」と記し、葛井親王を第12皇子としている。本書と文徳実録とは一致しないのである。但し、俄に文徳実録を正しいとし、伝記を誤りとはいひがたい。何故ならば文徳実録のこの記事にも誤りがあるからである。その第1点は田村麻呂の贈位は従2位であるのを贈正2位と誤記している。第2点は三代実録によれば、仲野親王も桓武天皇の第12皇子とあつて、文徳実録のこの記事と矛盾しているのである。

そこで、葛井親王と仲野親王との年令を検討してみると、前者は嘉祥3年(850)に51才で歿し³⁾、後者は貞観9年(867)に76才で歿している⁴⁾ので、仲野親王は葛井親王よりも8年の年長者である。従つて文徳実録か三代実録か、そのいずれかの文に誤りがある。この点とはともかくとして、桓武天皇の皇子13人のうち、その年令の判明する方々を大日本史列伝についてみると、葛井親王よりも年長であられる方々として葛原・賀陽・佐味・大徳・仲野・大田・坂本の7親王と良岑朝臣安世の8人を数えることができるし、年幼と推定される方々には伊予

1) 栗田元次、綜合国史研究、上巻、451～2頁。
2) 和田英松博士、皇室御撰之研究、901～2頁においても、ほぼ同様なことを述べてある。

3) 文徳実録、嘉祥3年4月条。
4) 三代実録、貞観9年正月条。

・明日香¹⁾の2親王があられるので、伝が葛井親王を第8皇子としていることは誤りである。
 5 本書が冒頭に田村麻呂の出自を述べているが、そのうちに「孝靈皇帝13代阿智王」と記している。この点にも問題がある。田村麻呂の出自は果して漢の孝靈帝にあるかどうかの問題は他で論ずることとして、孝靈帝13代を阿智王とすることは六国史にみえないことである。六国史は阿智王を孝靈帝の曾孫或は4代孫と記している。煩雑に互るが、その例証をあげよう。

- 後漢靈帝之曾孫阿智王(統紀・延暦4・6)
- 阿智使主後漢靈帝之曾孫也(後紀・弘仁2・5)
- 後漢靈帝曾孫阿智王(統日本後紀・天長10・12)
- 後漢靈帝曾孫阿知王(同上・承和14・閏3)
- 後漢孝靈皇帝4代孫阿智使主(三代実録・貞観4・3)
- 後漢孝靈皇帝4代孫阿智使主(同上・貞観4・7)

さて、世代の数え方には2つの法があり、家系世代については詳述した新撰姓氏録においても2つの法が混用されていることは、既に平田篤胤が古史徴開題記において指摘している。即ち子を2世と数える法と、孫を2世と数える法とである。このことを頭において六国史をみると、曾孫と記している統日本紀・日本後紀・統日本後紀の一連の正史と、4代と記している三代実録とは本質的に相異しているとはいい切れないのである。むしろ、六国史はすべて阿智王を靈帝の曾孫としていると認めることもできるのである。仮りに相異しているとみても、その差は僅か1世代にすぎず、六国史は阿智王を靈帝の曾孫か高孫としているということになる。伝記が13世と記していることとは著しく異つている。この点においては坂上系図も、坂上系図別本も共に伝記とは異つていて六国史に近い。即ち坂上系図においては

漢高祖皇帝——石秋王——康王——阿智王

とあつて、阿智王を漢高祖の4世と記している。高祖としてある点は、靈帝の4世ということとは一致しないが、阿智王が3世乃至4世になっている点は一応注目する価値がある。別本においては

後漢光武皇帝——明帝——章帝——清河王——安帝——順帝——冲帝——質——桓帝——靈帝——獻帝延王——孝徳王——石秋王——阿智王

となつていて、坂上系図とは相異しているが、阿智王は正に靈帝の4世乃至5世となつている。坂上系図は2本共に伝記とは異つている。従つて、伝記の13世説を誤りなりと断ずることはできないし、そもそもかかる悠遠な時代の系譜を云々することは、実に漠然としたことであるがそれはともかくとして、伝記の13世説は正史である六国史と相異しているので、一応不審であると指摘しておく。

以上、伝記の明らかな誤りを4点、不審を1点指摘したが、このような誤りは嵯峨天皇の御撰であるならば起りうることであろうか。嵯峨天皇は御歴代のうちにおいても博学で、経史に通じ詩文をよくせられた著名な方である。そして田村麻呂を篤く信任されたことは仲成薬子の変の際によくあらわれている。年令からいつても、天皇は延暦5年の生誕であるから(この時田村麻呂は29才)、田村麻呂の歿年には26才になられており、且つ日本後紀の編修に熱意をもたれているので、もしも伝記御撰の意志があられたならば、資料は自由に求められた筈であるので誤りを犯されるとは考え難いのである。即ち、田村麻呂歿後8年の弘仁10年には、天皇は初めて日本後紀編修の勅を發せられたのである。天皇が崩御されたのは承和9年7月であるが、日本後紀が完成したのはその2年前

1) 統日本後紀、承和元年2月条。

の承和7年12月であるから、天皇は日本後紀をみる便宜もあつた筈である。伝記御撰が田村麻呂歿後間もなくで、日本後紀編修着手前であつたとしても、撰後その不備は訂正しうる筈であるし、特に「博く経史を覽、善く文を属し」と評された性格からしても、歴朝功臣の伝記をゆるがせになさつたとはいへず、考えられないのである。

従つて、現存の伝記は天皇の御撰とは認めがたいのである。御撰であるか否かは不問に附すとしても、内容的に誤りが多いから、本稿においては伝記を直接史料とは取扱はず、傍証程度に止めて考慮に入れることにした。

(2) 坂上系図

続群書類従所収。よく知られているものであるが、田村麻呂の伝が傍記してある。しかし内容的には誤りがある。いまその誤りを指摘すると次の如くである。

- 1 「延暦4年11月朔日従5位下」とあつて、叙従5位下の日付を朔日にかけているが、これは補任と一致しているが続紀とは相異している。続紀の如く、朔日は誤りであるから、本系図の誤りである。考証は前節の①でしておいた。本系図のこの項は補任によつたものであろう。
- 2 「6年3月丙午近衛將監従5位上坂上大宿禰田村丸為兼内匠助」とあるが、従5位上は下の誤りである。従5位上になつたのは延暦11年であつて、6年から10年までは従5位下であつた明証は続紀によつて5つ数えることができるからである。更にいうならば、本系図は「10年7月朔日従5位下」と記していることとも矛盾する。
- 3 田村麻呂が征夷副使となつた日付を「10年7月朔日」と本系図は記しているが、朔日は13日(壬申)の誤りである明証は続紀にある。
- 4 「14年乙亥為征夷大將軍」とあるのは念の入つた誤りである。延暦14年は正に乙亥であるが、しかし、征夷大將軍になつたのは16年である。この考証は前節の③に述べておいた。田村麻呂伝記によつて生じた誤りであろう。
- 5 田村麻呂の子孫の系譜においても明らかな誤謬があるが、この点については家系を述べる際に詳述する。

以上の如く誤りを4点指摘した。従つて本稿においては、直接史料には採用しなかつた。傍証程度に使用した。但し、「姓氏録曰」という註記が本系図に16カ所散見しているが、これは太子伝玉林抄・政事要略・東大寺要録にみえる姓氏録引用文と共に現存姓氏録の逸文であり、且つこれらの逸文によつて現存姓氏録が抄略本であることを証明することができる貴重な史料であることは、既に諸先学の指摘するところであるので²⁾、この意味においては本系図の価値は高いのである。そして本系図所引「姓氏録曰」という註記は田村麻呂にはないが、その父田村麻呂とそれからさかのぼつて16人の祖先にあるので、田村麻呂の出自を考える上には有力な手がかりとなる。

さて、ここにおいて暫く本系図について若干の考察をしておきたい。本系図の奥書に「元祿庚午夏以松下関翠本写」とあるので、元祿3年の書写であることが知られるが、筆者はわからない。松下関翠は見林のことであろう。更にこの奥に折紙の写しが2通取めてあつて、1通は慶長4年紀伊守重吉から村治新助に、もう1通は慶長14年輝政から村治新介に宛てたものである。新助と新介は同一人であろう。系図のうちに「元俊 村治新助」とみえているので、新助は元俊の通称である。本系嫡流の最後は「元俊——村治新助——当俊 村治三太夫」で終つていることから推して、この系図が現存の形態をとつたのは当俊の時である。年代と世代から明らかである。

1) 類聚国史, 147文部下。

2) 松下見林, 寛文9年板後序。

伴 信友, 比古婆衣所収多米宿禰本系帳考

栗田寛博士, 新撰姓氏録考証

山田孝雄博士, 古典保存会複製本解説

本系嫡流の最後である当俊から逆にさかのぼつて数えて、元俊・当元・正光・信正・正綱・正経・業時・正業・正綱(この名は2度出ている)・正時・正平・正弘・正季の14世代のうち、大部分の者は村治という氏名をもち、しかも天王神主である。14世代のうち村治という氏名の記載のないのは信正・正業・正平・正弘の4人だけであり、しかもこれら4人のうち、正平については「村上九郎」と註記してあるが、これは明らかに村治であるべきで、村上というのは誤植か誤字である。正業については「康平2年(1340)癸未3月5日, 58」というように死亡年月日と享年を註記してあるが、このようなことは本系図においては全く特例に属すべき詳細な記述態度であるから、実は村治氏の始祖は正業の代にあつたことを暗黙のうちに推察せしめるのである。しかし、系譜の常として史上の著名人に仮託するために作為がなされて実相が糊塗されるようになる。永らく系図を研究された太田亮氏が姓氏家系辞書を著した後で「現在日本国中に存在する系図の数と云ふものは何万あるか何十万あるか知れないのだが、其れが何れ程の価値を持つて居るか、私の見た処では其の殆んどが偽系図と云つて差支へないのである」¹⁾と述懐している。偽系図といつても系図の全部が誤つているという意味ではなくて、系図が作成された時の当主から逆算して直近世代のうちには真实性があるが祖先の出自を述べた部分とか、史上著名人に結合した世代のところには後世の偽作があるというほどの意味であらう。

14世代についてもう1つ注意すべきことがある。それは10人までもが「天王神主」であることである。そのうち正季には特に「呉庭総社天王之神主」と註記してあるので、天王神主というのはこのことをいつたものである。後代から14世代前の正季にかかる註記があるのは、村治家が天王之神主となるという慣行の淵源と權威とを正季に始まつたことを強く意識していたからのことであらう。正季より古いところでは、天王之神主になつてゐるものは全くない。正季は村治氏にとって1のエボツクをなしていると考えられた世代である。

正季から又逆にさかのぼつて数えていくと、正兼、正友、信正、正清、正雄、正貞、正任となり正任の註記に「土師太郎、始任摂津国豊島郡、呉庭開発領主」とあつて、呉庭の開発領主となり、摂津豊島郡に始めて住んだ人物である。これによつて天王之神主とは摂津豊島郡の呉庭の天王神主のことであることが明らかとなる。土師太郎と称したのは、正任の父維正の註記に「河内国土師貫首」とあり、更に祖父正実の註記に「鎮守府軍監、号土師軍監」とあることに由来するものであることがわかる。ところが、正実と先に指摘した正季との間の10世代は、その各世代人名の註記によれば「土師」と「村治冠者」とが錯雑しているのである。土師氏から村治氏に転化するこの期間、即ち正実から正季までの間において、村治氏を土師氏に結び付けるために何等かの作為が加えられたのではあるまいか? という疑問がもたれる。

正実から更にさかのぼつていくと、正仁・貞雄・正野・田村麻呂となつて、ここに田村麻呂に始めてたどりつくのである。かくして現存の坂上系図が組立てられている。ここにおいて、田村麻呂から順に見直すと、子正野・孫貞雄はいずれも正史に所見があり系図と合致している。貞雄の子正仁、孫正実については今俄に傍証をあげることはできないが、正実までの系図は坂上系図の原型であつたのであるまいか。関晃氏も「坂上系図は平安時代の中期かそれ以後の或る時期に坂上氏によつて作成され、そののち代を重ねるに従つて書き継がれたものと思われるが、最初に作成した人物とその正確な時期は知ることができない。ただ系図は漢高祖皇帝を始祖としているが、坂上氏は貞観の頃までは明らかに姓氏録と同じく後漢孝靈帝の後裔と主張しているから(三代実録貞観4年

1) 太田亮, 家系系図の合理的研究, 268頁. 昭和5年刊. 氏が姓氏家系辞書を出されたのは大正9年

である. 姓氏家系大辞典は前著を訂正増補したもので昭和9年の刊行である.

3月朔、同7月28日)恐らくそれよりは後のことであろう」¹⁾といっていることは信ずべきである。更に坂上系図の原型と考えられる部分の成立年代に関していうならば、恐らく延喜6年以前の成立ではないということである。その理由は、田村麻呂の第5子として系図は滋野をあげ、滋野に註記して「始住陸奥国安達郡、子孫繁栄于奥州、為郡郷豪傑、号坂上党」とのべているが、安達郡が初めて建置されたのは延喜6年であるからである。延喜式の頭注に「延喜6年正月、分安積郡、置安達郡」とあり、この時安達郡が安積郡より分置されたのである。

(3) 坂上系図別本

統群書類従所収であるので、これまた周知のところである。奥書に「以淺羽氏家藏本写之」とのみあるので、書写年代も筆者も一切知ることができない。淺羽というのは書物奉行三右衛門か子の昌儀かであろう。大蔵氏系図の奥書にも「右大蔵氏系図以水戸淺羽氏本書写校合」²⁾とあるからである。

この別本を前掲の系図(以下正本と略称)と対比すると、田村麻呂の兄弟姉妹の記載の仕方も、田村麻呂の子の記載法も全く異っている。正本は詳しく別本は抄略が多く例えば刈田丸の子のうち男子は田村丸1人をあげるのみであり、更に田村丸の子も男子広野1人をあげてあるのみである。そして広野——当道——広道の系譜を記している。

広野は田村麻呂の第2子であることは類史・紀略によつて明らかであり³⁾、当道は広野の子であることも三代実録によつて明らかである⁴⁾。この点においては別本の方が正しく、正本の方が誤っている。正本は当道を浄野の子としているからである。別本は当道以後の家系に重点をおいて記載したものである。

さて、坂上家は壬申の乱において武功を立て、これを契機として武の家となつている。田村麻呂の祖父犬養は「わかきとき武才を以て称せらる」と評され⁵⁾、田村麻呂の父刈田麻呂も「家世々弓馬を事とし馳射を善くす、官掖に宿衛し数朝に歴事す」と称揚された人物である⁶⁾。田村麻呂の武については贅言を要するまでもない。田村麻呂の第4子浄野も「わかきより家風に慣れ武芸絶倫」と評され⁷⁾、第2子広野も「わかきより武勇を以て聞え他に才芸なし」⁸⁾と称され、田村麻呂の孫当道も「わかきより武事を好み弓馬にならう、最も射を善くす」⁹⁾人物であつたのみならず、その一門から東北辺境において武功をあらわした人物を多数輩出している。

さて、田村麻呂——広野——当道の家系におけるもう1つの面に注意しなければならない。それは広野・当道の性格に根ざした特長についてである。即ち広野は「武勇を以て聞え他の才芸」がなかつたが「直を執り(古来1字闕字)節操嘉すべき」¹⁰⁾剛直な面があつた。父の資質をうけてか当道も亦撿非違たりしとき「法を処するに平直、威刑厳ならざれども、事道理にそむく者は権貴というとも雖も未だ必しも容媚せ」ざる人物であつて、この家風は世人の認めるところであり「当道の家廉正を行ない財を軽んじ義を重んず。任にありては清理の称あり。(貞観元年陸奥守となつては)境内肅如、民夷これに安んず、居貧にして資なし、棺斂に臨んで有るところ布衾1条なり。しかして遺愛人に在り、今に至つて思わる」¹¹⁾と称揚された。この家系から中原氏と並ぶ明法家坂上氏ができるようにするのである。¹¹⁾ 別本にはこの明法家の家系が記載されているのである。従つて別本は

1) 関 晃、新撰姓氏録の撰修目的について、史学雑誌 60の3

2) 統群書類従、第7輯所収、916頁

3) 類聚国史、65歳卒、天長5年閏3月条
日本紀略、天長5年閏3月条

4) 三代実録、貞観9年3月9日条

5) 続日本紀、天平宝字8年12月条

6) 続日本紀、延暦5年正月条

7) 文徳実録、嘉祥3年4月条

8) 類聚国史 66 薨卒条

9) 三代実録、貞観9年3月条

10) 8)に同じ

11) 9)に同じ

12) 官職秘抄
職原抄

明法家坂上家系にゆかりのある人によつて編まれたものである。

明法家坂上氏にゆかりのある者と漠然といつたのには理由がある。それは明法家の編んだものにしては、別本はあまりにも簡略に過ぎるし、それから田村麻呂——広野——当道の家系は正確であるが、傍系となると田村麻呂の子についてすら誤つている点があるからである。田村麻呂の第4子浄野を広野の子としてある如きは文徳実録嘉祥3年8月条を知らない証拠である。更にいうならば明法家坂上氏にとつては範政は重要な史上著明な明法家であるのに、別本は何等の註記もしていない。明法家は文筆にたずさわる職掌であるばかりでなく、合理的に事を処すべき筈であるのに、このような疎略を犯している点から考えると、明法家坂上家系にゆかりをもつ者の作成であつて、明法家である者の作成とは考え難いのである。

従つて別本をも本稿では傍証程度に使用したにすぎない。

(4) 続日本紀

続日本紀には藤原種継暗殺事件関係記事の如く意識的に削除された箇所がある外に、既に伴信友が比古婆衣において指摘した如く干支に錯乱があつたりするが、延暦16年に完成したものであるから田村麻呂の事歴を知る上では、最も貴重な文献の一つであることは贅言を要しない。延暦16年は田村麻呂40才にあたる。そればかりでなく、続紀編修に参加した人物は田村麻呂と時代を共にした人々である。

続紀編修は5次に亘つており、撰者も13名以上の多数であるが、田村麻呂が生れた天平宝字2年以後の部分の編修に当つた人物は11名である。このうち死亡年月と死亡年令の明らかな人物は4人であるが、すべて田村麻呂と時代を共にしている。石川名足が61才で延暦7年に死んでいるが、この時田村麻呂は31才であつた。藤原継継は70才で延暦15年に死んでいるが、この時田村麻呂は39才である。菅野真道は74才で弘仁2年に死んでいるが、田村麻呂もこの年54才で死んでいる。秋篠安人は70才で弘仁12年に死んでいるから、田村麻呂死亡の年には60才であつたのである。

従つて本稿では続紀を有力な拠りどころとした。

(5) 日本後記

日本後記は承和7年に完成している。田村麻呂歿後29年を経ているが、そして編修は3次に亘つているが、撰者15名のうち死亡年月と死亡年令の明らかなもの13名についてみると、田村麻呂死亡後に出生した者は源常たゞ1名だけであつて、大多数のものは田村麻呂と時代を共にしている。田村麻呂死亡の年、8才という幼年者は藤原良房、15才という少年者は山田古嗣、この2名だけである。そして源常も藤原良房も山田古嗣も皆第3次の任命者である。第3次の任命の時期は明らかでないが、承和4年10月以降と推定される根拠があるので、第3次任命の際には大体の編修はほぼ終りに近づいていた頃である。

従つて日本後記は田村麻呂歿後の撰上ではあるが撰者の年令からみると、大多数のものは田村麻呂と時代を共にしていたのであるから、田村麻呂の事歴を知る上からは続紀と並んで有力な史料である。今、続紀と後記の撰者の年令を田村麻呂死歿年令と対照してみると第2表の如くである。

第2表 続紀・後記撰者年令表

年 号	紀 元	田 村 麻 呂 年 令	続紀撰者年令		後紀撰者と年令						備 考						
			名	年令	第1次		第2次		第3次								
			石川名足	菅野真道	藤原冬嗣	藤原緒嗣	藤原貞嗣	良峰安世	清原夏野	直世王	藤原吉野	小野峰守	島田清田	源常	藤原良房	朝野鹿取	山田古嗣

延暦 7	788	31	死61												
" 15	796	39	死70												
" 16	797	40													続紀撰
弘仁 2	811	死54	死74 60	37 38 53 27	30 36 ²⁶ 或27	34 33	- 3 8 38 15								
" 12	821		死70												
天長 元	824			死66											
" 3	826		死52												
" 7	830			死46		死53									
承和 元	834					死59									
" 4	837					死56									
" 7	840														後紀撰
" 10	843			死70							死70				
" 13	846					死61 或62									
仁寿 2	852													死56	
斎衡 2	855									死77					
貞観 5	863										死49				
" 14	872										死69				

更にいいたいことは、続紀・後紀の撰者のうちには東北辺境に在任し實地に征夷開拓事業に関与している者もあるから、特にその部分は考慮に値するのである。次にその例をあげよう。

1 石川名足

続紀の第2次編修の際の最高撰者であるが、神護景雲元年(767)7月備前守正5位下にして兼陸奥鎮守副將軍となり、同年10月伊治城竣工するに際し賞として位階を1階進められている。鎮守副將軍は常直の官ではなくて機に応じ臨時に任ぜられたものであつたことは、副將軍の大半は兼官又は権官であること、鎮官料配分規準にも俵仗事力賜給規定にも副將軍のことは全くみえていないこと等によつて明瞭であるから、名足が副將軍を兼ねたのは、伊治城築営事業促進のためであつたと考えられる。同2年2月には大和守に転じたが、同9月には更に兼陸奥鎮守將軍となつている。この後、2年12月から3年2月にわたつて伊治・桃生2城に移民を諸国から勸奨し3年6月に浮浪2,500余人を伊治村に移配することに成功した。恐らくは名足が兼鎮守將軍となつたのは、新置伊治城の充実を担当したものであろう。この年の8月には陸奥守となり宝龜2年閏3月まで在任した従つて続紀撰修に當つては辺境の知識もあり関心も払つた筈である。

2 藤原継繼

続紀第4次撰修の際の最高撰者であるが、宝龜11年(780)3月蝦夷出身にして陸奥の大領となつていた伊治公咎麻呂が突如反旗をひるがえし、按察使參議紀広純を伊治城に急襲し殺害し、これ

を契機として奥羽の蝦夷が大動揺をした際鎮定のため継継は征東大使となり現地に赴いている。継継は「謙恭自ら守り政跡聞えず、才識なしといえども世の譏りを免かるをえたり」¹⁾と評された如く勇武決断に欠けた人物であつたので戦果あがらず屢々督励をうけたが、それはそれとして彼も辺境の実情を熟知していたのである。

3 菅野真道

統紀第4次撰修の際、継継に次ぐ高位の撰者であつた。延暦24年以来参議として田村麻呂と共に廟堂に立ち熟知の間柄であつたばかりでなく、弘仁2年正月には田村麻呂・藤原葛野麻呂と共に渤海使を朝集院において饗している。真道は辺境の任についたことはないが、しかし、桓武天皇には深い敬慕を払い且つ天皇の治績に傾投していた。天皇の治績の枢要は帝都造営と辺境征夷開拓である。延暦24年殿上で参議藤原緒嗣と天下の徳政を相論したのは実に真道であつたのである。緒嗣が天下の苦しむところ軍事と造作なりと批判したのに対し、真道は異議を確執して譲らなかつたことがある²⁾。論の可否はともかくとして真道は辺境開拓征討事業に対して一見識をもつていた人物であつた。真道は又桓武天皇を敬慕していたことは、天皇を奉為のため山城国愛宕郡八坂郷に道場院一区を建立したことによつても知ることができる³⁾。真道が統紀撰修に当り辺境事情に充分留意したであろうと考えられる次第である。

4 藤原緒嗣

後紀第1次撰修以降2次・3次とを通じ、終始撰者となつてゐるが、緒嗣は辺境問題に関し卓見をもつていたことは菅野真道の条で述べた通りである。真道と論争後3年を経た大同3年(808)に按察使を兼ね、翌4年3月辞見し現地に赴くや果せるかな着々と諸施策の強化改善に手腕をふるつた。陸奥の浮浪人の調庸の広布を土人に准じて狭布となし、その負担を軽減し⁴⁾、又陸奥国の史生・弩師の待遇改善をなし⁵⁾、鎮守府官員に護身を給することとし⁶⁾、鎮兵経費の改善策を樹立し⁷⁾、担夫運送者を優遇し、陸奥地方財政運用改善策を献言している⁸⁾。緒嗣が陸奥に按察使として在任した期間は必ずしも永くはなかつたが、強い印象をうけたものらしく、後年緒嗣が大納言になつてから「昔、陸奥出羽按察使をかたじけなくし、遠路を往還し略人苦を知りぬ。民の重役、馭子にすぎるはなし⁹⁾」と述懐している。

5 小野峯守

後紀第2次の撰修の際の撰者である。父永見は征夷副将軍であつた¹⁰⁾、峯守自身も弘仁6年正月陸奥守となり11年正月阿波守となるまで在任したらしい。

6 山田古嗣

文徳実録仁寿3年12月条に古嗣の伝がある。これによれば天長3年に陸奥按察使の記事になつてゐる。この時の按察使は大伴国道である。当時は按察使制度は崩壊し独り陸奥出羽のみが残存してゐたのであるが、辺境の按察使制度も純然たる遙任制に変質するその過渡期であつた。国道が按察使になつたのは天長2年正月であるが¹¹⁾、3年・4年と在京している。しかるに日本紀略によれば天長5年2月条に「賜鎮東按察使伴朝臣国道餼、有御製、賜衣被及雜珍玩物」とある。この時に国道は赴任のため辞見したものに相異なる。但し、日本後紀のこの部分が欠落しているので、詳細な経緯は不明であるが、補任天長5年条に「関辺の機のため尋いで任所に赴く」とあるので僅かに現

1) 日本後紀、延暦15年7月条

2) 日本後紀、延暦24年12月条

3) 続日本後紀、承和4年2月条

4) 三代格所収、大同5年2月23日太政官符

5) 同上、大同5年3月1日太政官符

6) 同上、大同5年5月11日太政官符

7) 類聚国史84公廩、大同5年5月条

8) 同上

9) 同上、84借貸、弘仁13年正月条

10) 三代実録、貞観2年5月条

11) 公卿補任、天長2年大伴国道条

地赴任のことが推知される。山田古嗣も記事として国道に従い陸奥に赴いたに相異なるのである。古嗣は実地に辺境事情を見聞する機会があつたものと推定される。古嗣が後紀撰者となつたのは、この後である。

統紀と後紀は、東北辺境関係事項を考える上に貴重な史料であるということ、撰者の在生年代とその関歴とからみたのであるが、田村麻呂関係のものとしては、以上に列挙した古文献の他にも国書刊行会本系図綜覧所収田村氏家譜・清水寺縁起・水鏡・元亨釈書延鎮伝・長宝寺系図等の他に古事談・古今著聞集・江談抄・太平記・参考源平盛衰記等についても一応吟味しなければならないのであるが、これらの点については、それぞれ関係箇所において触れることにし、次に田村麻呂の関与した征討開拓事業を述べることにする。

IV 征夷開拓事業

田村麻呂の征夷開拓事業を述べるにあつて、田村麻呂の事績に何等かの特長的なものがあるのかどうか、この点を詳しく検討するためには、それ以前の征夷事業と比較する必要がある。それで本稿においては統紀にみえる時代からの征夷事業について一瞥することにした。又、征夷開拓事業といつても、征夷と開拓とは一応分離して考えることもできるのであるから、先ず、最初に統紀以降田村麻呂時代までの征夷の要点を表示し、それから表に従つて考えてみることにした。

第3表 統紀所見以降田村麻呂までの征夷略年表

要約	天皇	年号	紀元	記 事		
				項 目	征 討 将 軍	
① 討 事 後 処 置	元明	和銅2	709	3月將軍任命 7月諸国の兵器を出羽柵に運送 7月舟百隻を越前・越中・越後・佐渡より征狄所に運送 8月佐伯石湯紀諸人凱旋	陸奥鎮東將軍巨勢麻呂 征越後蝦夷將軍佐伯石湯 副將軍紀諸人	
	"	"	5 7	712 714	9月行賞 9月成果として出羽国始置 2月出羽国に始めて養蚕 10月尾張上野信濃越後より200戸を出羽柵戸に配す	
② 征 討 事 後 処 置	元正	養老4	720	9月蝦夷反し按察使上毛野広人を殺す。同月將軍任命	持節征夷將軍多治比県守	
	"	"	5	721	4月帰還	副將軍下毛野石代
	"	"	6	722	6月按察使の優遇策をなす 8月出羽を陸奥按察に属せしむ 10月柴田郡より荊田郡を分置 4月行賞 閏4月奥羽に勸農減税策と軍糧充実策を行う 8月諸国より陸奥鎮所に柵戸1000戸移配	持節鎮狄將軍阿倍駿河
	聖武	神龜元	724	2月鎮兵の移籍家族同居を許可		

	征討				3月海道の蝦夷反し大掾佐伯兒屋麻呂を殺す 4月諸国に軍需品を造らしむ、將軍任命 11月凱旋	持節大將軍藤原宇合 副將軍高橋安麻呂 鎮狄將軍小野牛養
③	事後処置	"	"	2 7 2 5	閏正月俘囚を諸国に配置、行賞 3月減税	
		"	"	5 7 2 8	4月白河軍団新置、丹取軍団を玉造軍団と改む	
		"	天平元	7 2 9	9月軍功規程制定	
④	征道討路並建に設	"	"	9 7 3 7	正月將軍任命 4月奥羽横断連絡路建設画策 (帰還・行賞のこと全くみえず)	持節大使藤原麻呂 副使佐伯豊人 " 坂本宇頭麻佐
⑤	征討	光仁	宝龜5	7 7 4	7月海道の蝦夷反し桃生城を侵す 8月坂東8国に動員待機令 3月減税	(按察使守將軍大伴駿河麻呂)
		"	"	6 7 7 5	5月京庫甲斐相摸より綿 15000屯運送	
	事後				11月行賞	
⑥	準備	"	"	7 7 7 6	2月征夷企画	
	征討	"	"	8 7 7 7	5月出羽の蝦夷反す 7月安房上総下総常陸に船50隻を造らせ陸奥の危急に備えしむ 9月陸奥の俘囚 395人を大宰府管内に配置 10月征戦のため陸奥田租免す 11月胆沢征討軍3000人出發、出羽の俘囚 358人を他に移す 12月陸奥奥郡に移住勸奨 3月陸奥の夷俘投降者多し 4月以降征戦 5月相摸武藏下総下野越後の甲 200領を出羽に運送 9月陸奥減税 12月出羽平定 12月又出羽の蝦夷反す	
	事後	"	"	9 7 7 8	6月行賞	
	征	"	"	11 7 8 0	正月蝦夷長岡を侵す 2月征夷企画 3月伊治皆麻呂反し按察使紀広純を殺す	

⑦	討	桓武	天応元	781	3月將軍任命 5月京庫及諸国の甲 600領を鎮狄將軍の所に送る 5月出羽の蝦夷を懐柔 5月坂東能登越中越後に軍糧を準備せしむ 7月尾張參河等5国に甲1000領を征東使に運ばしむ 7月軍糧軍需品を征東使に運ばしむ 9月征東大使交代 8月凱旋	征東大使藤原繼繩 副使大伴益立 " 紀古佐美 出羽鎮狄將軍安倍家麻呂 征東大使藤原小黑麻呂	
			延暦元	782	9月行賞 5月陸奥奥郡に復3年を給う 5月鹿島神に位封		
	事後処置	"	"	2	783	4月坂東諸国に優給 6月出羽に復3年を給う	
⑧	準備	"	"	3	784	6月辺境軍制改革 2月將軍任命	持節征東將軍大伴家持 副將軍文室与企 " 大伴弟麻呂 (前年11月任命)
	準備	"	"	5	786	8月征夷計画あり	
⑨	準備	"	"	7	788	3月多賀城に軍糧集結 3月動員計画 3月征東副使任命 7月征東大使任命	征東大使紀古佐美 征東副使多治比浜成 " 紀真人 " 佐伯葛城
		征夷	"	"	8	789	12月進發 3月伊勢神宮に征夷奉幣 3月以降戦闘 9月帰還
	事後処置	"	"	9	790	9月敗軍勘問 閏3月征夷企画準備 10月行賞	
事		"	"	10	791	11月坂東諸国に免租 正月東海東山2道の軍士簡閲し兵器を検査す 3月京幾7道に甲を造らしむ	

⑩	前 準 備			7月將軍任命 10月東海東山諸国に征箭をつくらしむ 11月坂東諸国に軍糧を命ず 此年蝦夷懐柔しきりなり	征夷大使大伴弟麻呂 副使百濟俊哲 " 多治比浜成 " 坂上田村麻呂 " 巨勢野足	
		"	"	11 792	閏11月征東大使辞見 2月田村麻呂辞見	
	征 夷	"	"	13 794	此年戦闘	
		"	"	14 795	正月將軍節刀を進む	
⑪	事 後			2月行賞 12月逃亡軍士 340人を陸奥の柵戸となす		
		事 如 前 置 準 備	"	"	15 796	10月陸奥官吏待遇改善 11月伊治玉造2城の連絡路整備 11月追加行賞
	備	"	"	16 797	11月將軍任命	征夷大將軍坂上田村麻呂
		"	"	17 798	6月陸奥国府定員制定	
"		"	18 799	3月陸奥の郡を統廃合す		
"		"	19 800	10月征夷副將軍任命 11月田村麻呂諸国の夷俘を檢校す		
⑫	征 夷	"	"	20 801	2月田村麻呂節刀を賜う 9月征夷を奏上 10月節刀を返進す	
		事 後			11月行賞	
	事 如 前 置	"	"	21 802	此年胆沢城竣工	
		"	"	22 803	此年志波城竣工	
⑬	前 準 備	"	"	23 804	正月征夷準備のため中山柵に軍糧運送 正月將軍任命 5月斯波胆沢2城の連絡整備 11月栗原郡に3駅新置	征夷大將軍坂上田村麻呂 副 百濟教雲 " 佐伯社屋 " 道島御楯
		"	"	24 805	11月海道諸郡の伝馬停止	
		"	"	25 806	12月朝議征夷を中止す 3月桓武天皇崩御	

上表の如く、奈良時代のはゞ初めから田村麻呂までの間に征夷乃至その計画は12回あるが、これらの性格を考えるために、以下若干の経過を略述することにしたい。

① 次

○征討 和銅2年度征夷については、事前準備をなしたことは全く正史にみえない。しかし、征討理由として「陸奥越後2国の蝦夷、野心馴れ難く屢々良民を害す、是において」と説明しているが、蝦夷不穩のことも、統紀冒頭である文武天皇の初世以来この時まで12年間の記事には此又全くみえないのである。但し、注意すべきことがある。それは今次征討の前年9月に越後の言上により出羽郡を新に建置していることである。出羽郡新置が蝦夷の不安を喚起し、現地新官僚との間に摩擦を生じ、そのために「屢々良民を害す」不祥事が惹起したものであろう。稍後の例であるが天平9年(737)陸奥の山海兩道に新交通路を開設するため、坂東6カ国の騎兵1000人を動かした際にも、持節大使は「夷狄ことごとくに疑懼を懐く」と言上している。そのために田夷出身の遠田郡領遠田君雄人を海道に、帰服狄和我君計安量を山道に派遣し主旨を説明し慰諭を加えている。天平9年に奥羽横断連絡路建設を着手されたが、この際にも雄勝村の俘長が来つて「承り聞けり、官軍我が村に入んと欲す、危懼にたえず」^りと表明している。従つて今次征夷の目的は新置出羽郡の確立と地域の蝦夷順撫にあつたと考えられる。このことは次に述べるが如く、征討と並進して行われた準備をみても出羽側に主力がそそがれている。

即ち將軍任命後、7月に諸国をして兵器を出羽柵に送らしめ「蝦狄を征せんがためになり」と統紀は特記している。又、越前・越中・越後・佐渡4国をして船100艘を征狄所に送らしむともある。

しかるに征討將軍の任命をみると、征越後蝦夷將軍とその副將軍の他に陸奥鎮東將軍も同時に任命されているが、それには東北経略の特殊事情があつたのである。東北経略は、奥羽脊梁山脈が縦貫しているとはいうものの東西横断路が所々に存在するという本州の地形的条件に制約され、陸奥出羽両方面においてそれぞれ劃然と分離して行うことができなかつたのである。養老年間の第2次征討の場合も同様であつて、征討目的は陸奥にあつたが矢張り同時に持節鎮狄將軍が任命されている。神龜年間の第3次征討も、目的は陸奥にあつたが同時に鎮狄將軍も任命されている。天平年間の第7次の場合も事情は全く同様であつた。

今次征討の目的は、新置出羽郡の確立と地域蝦夷の順撫にあつたことは、征越後蝦夷將軍という名称にみても明らかである。出羽郡は今次征討の前年9月に「越後国言す、新に出羽郡を建んと、これを許す」とある如く越後の所管であつたのである。従つて、9月に行賞があつた際にも統紀は「征狄將軍等に祿を賜う、各差あり」と記しているのでも明らかである。統紀が、陸奥鎮東將軍の帰還を記載していない点に関し、不審をさしはさむ説もあるが、以上述べた如く、主戦場は出羽側であり、陸奥鎮東將軍は側面警戒の使命をもつたバイ・プレーヤーであつたので統紀はその帰還を重視しなかつたまでのことである。

動員兵力は不明であるが、遠江・駿河・甲斐・常陸・信濃・上野・陸奥・越前・越中・越後等が動員地域で、海陸両面作戦であつたことは海船準備のことから推知される。

8月25日に「事畢つて入朝」しているから、延喜式によつて出羽からの上行程日数47日(下行程は24日であるが、帰還入朝は軍旅であろうから上行程日数を採るのが適当であろう)と、従軍兵士に対し征役50日以上の方に復1年を賜つていることを合せ考えれば、征夷期間は大体5月6月の頃であつたと推定される。

○事後処理 9月論功行賞があつた。さて佐伯石湯が征越後蝦夷將軍に任命された時の位階は正5下であるが、行賞後の和銅3年正月にも依然として正5下である。副使紀諸人の位階進昇経過を

1) 統紀天平9年4月条

知ることができないので、石湯の位階からだけ推定すると、今次の行賞は昇叙のことがなかつたらしい。征討期間が短かつたこと、位階特進がなかつたこと等からみて容易に平定できた小規模なものであつたと考えられる。一方で征討を進めながら、これと平行して諸国の兵器や海船を現地に送つているところからみても、十分に準備をしてから決行した征討ではなかつたようである。

しかし、新置出羽郡を確保した成果は後に大きな影響を与えた。今次征討の事後処置というよりも成果というべきであると思うが、和銅5年9月に出羽国が建置された。この時の太政官奏に「国を建て境をひらくは武功の貴ぶ所なり。官を設け民を撫るは文教の崇ぶ所なり。(中略)官軍雷のごとく撃てより(今次の征討をいう)凶賊霧消す」とある。是において始めて出羽国を置いたのである。ここにおいて、大化頃を転期として、その前後では、東北経営方針が大きく、転換していることに気付く。遠く日本武尊の東国遠征は暫く措くとして、大化直後の齊明朝における阿倍比羅夫の跳躍的確保方針から、後背地域との連絡を確実にしながら地域支配方針に転換したものである。大化直後淳足・磐舟の両柵を設営した結果が、今次の征討を経て出羽国建置に結実したとみることができる。出羽国建置後は、地域支配方針が着々と推進され、その充足策が具体化した。和銅5年10月には陸奥国より最上・置賜2郡を出羽に割き、同7年2月には始めて出羽に養蚕せしめると共に10月には尾張・上野・信濃・越後等の民200戸を柵戸として配置している。次いで養老元年・3年と出羽に柵戸が大量に移配され、出羽の充実がなされた¹⁾。

② 次

○征討 養老4年の第2次征討は、この9月に按察使上毛野広人が陸奥の蝦夷に殺害されたことに端を発している。何故に蝦夷が反乱を企てたのか、その理由について統紀には全く記載を欠いている。養老4年からさかのぼつて数年の事情をみても不穏形勢は記されていない。強いて推測するならば、直接動機となつたのは前年閏7月に石城国に始めて駅家10所を置いたことであろうか。多くの駅家設置により土地問題とか労働負担とかの不満が不安があつたのであろうか。或いは又、養老3年7月、即ち反乱の前年であるが、この時始めて按察使制度が設けられ、初代として上毛野広人が赴任し訪察を強化強要したことが直接動機となつたのではないか。按察使の訪察事条は18条あり、このうち前半の10条は地方行政官に対する事条であるが、後半8条は民に対するもので、農桑・勤勉・武芸を勤めるほかに「幼に孝悌を標し神に感通ある」ことが教化され「不孝不義里閭に聞ゆ」「功德に仮託し妖詭を称扇する」ことなどは禁止されたので、これを強力に押しすすめられた場合、文化程度が異なるばかりでなく文化内容も異つていた蝦夷にとっては多大な不安と不満をよんだことであろう。さて殺害された広人についてあるが、その性格や事績を詳しく知ることは統紀によつては不可能であるが、その閱歴からみると有能な人物ではあつたが勇武な面もあり、そのため蝦夷に対しても強く当り不平をかつたのではないかと思はれる点がある。有能な人物であつたことは養老元年3月左大臣石上麻呂死亡に当つて太政官を代表して弔詞を申しているし、同4月には大倭守に任じているので知られる。しかし、和銅7年11月新羅使入朝を迎える儀衛のため副将軍になつている。この時の将軍をみると左将軍は大伴旅人、同副将軍は多治比広成、右将軍は石上豊庭でこの副将軍は広人であるが、このうち旅人も広成も武人として著名な人物である。おそらく儀衛将軍には資質体格共に勇武な人物が任ぜられたものであつたと考えられる。今次反乱の直接誘因は按察使新設に伴つて、その施策を強化した広人のやり方乃至は新駅家設置などに由来したのではあるまいか。

陸奥の蝦夷が按察使を殺害するにいたつた直接動機は、以上の如きものであつたのではないかと

1) 板橋源、柵戸考、岩手大学学芸学部研究年報、第2巻。

考えられるが、更に蝦夷反乱の潜在的な一般要因は歴史的なものであつたに相異なる。大化以後陸奥側の経営には大いに考慮を払い、「辺要」としての特別施策がとられ着々効果をあげていた。律令政権側からみて成功したということは、文化内容においても文化程度においても相違している現地民の不安と不満を惹起したことにもなるのである。特に農耕経営段階に立つた政治浸透は、農耕経営に未熟乃至は無関心未知な段階にあつた現地民にとって大きな不安と不満をよんだことは想像にかたくないのである。原始的共同体体制にあつたものが、地域的統治支配の政治力によつて漸次従来からの共同体的諸関係を破られていくことに対する不安と不満を抱いたことは充分理解できる。農耕文化を浸透させるという高次の教化も、政治力をバックとして強制されるところに不満をひき起すのである。

さて、大化以後の陸奥側における経略をみると、天武天皇の5年(677)陸奥の国守には畿内諸国や長門と共に大山位以上の者を任じ、それ以外の国司は大山以下の者を任ずべきことが定められている。このことは、天皇制古代国家主権が名実共に確立されてから早くも行政上辺境地域の開発経略に特別措置をとつたことを示している。特別行政措置をとつたということは、開発効果に対する期待があつたということの意味している。果して、大宝元年(701)には凡海宿禰龜録を陸奥に遣して地下資源開発を行なわせている。その結果であろう、12年後の和銅6年大和・近江・伊勢・美濃・飛騨・信濃・三河・上野・出雲・讃岐等の諸国がそれぞれ鉱物資源を献じた際に、陸奥は白石英・雲母・石流黄を献ずるようになっていた。これらの鉱物はいずれも特に高度な採鉱冶金技術を必要とするものではなくて、鑑別的採集方法による簡単な操作によつて得られるものであるが、しかしながら凡海龜録によつて陸奥に採鉱技術が伝入したことは、前述した和銅6年の鉱物資源貢献となり次いで天平21年の陸奥国産金の一つの伏線となつている。凡海龜録は単なる吏務担当の官人ではなくて、採鉱冶金に明るい職能人であつたのである¹⁾。

次に陸奥は大宝令の頃から大国と認められていたらしいのである。そもそも国には大上中下の4階程があることは養老令によつて明らかであり、この4階程によつて地方行政官の定員と位階には差別が設けられていた。大国の制度は養老令よりも古い大宝令に既に設けられていた。それは職員令大国条の集解に

「古記云、問、大国撫慰与考仕令招慰、若為別。答、一種云云」

とあつて、古記は大宝令の註釈書であるからである。養老令には大国とは何処何処であるかを明記していないが、国守に任命された人物の位階からみて陸奥は大国であつたと推定されるのである。

次いで和銅6年には丹取郡を分置する程に開拓がすすんだ。越えて聖武元年には相摸・上総・常陸・上野・武蔵・下野6国の富民1000戸を移配して陸奥の充実が計られ、又遠く香河村と閉村地域にも蝦夷の要請により権郡を設置するまでになつた。養老2年には陸奥より石城・石背の2国を分置するほどに陸奥南部の開拓が進んだと続紀にはみえている²⁾。国司には僱仗を給うことになつて

1) 板橋源, 陸奥国産始源考, 岩手史学研究, 第10号。
 2) 石城・石背2国分置年代については問題があり、喜田貞吉博士は大化以後大宝以前の建置説を主張し、高橋萬次郎氏は続紀により養老2年説を主張した。
 喜田博士, 石城石背両国建置沿革考, 歴史地理20/5。
 高橋, 喜田博士の石城石背両国建置沿革を説心, 史学雑誌24/1。
 喜田博士, 石城石背両国建置沿革に就きて高橋萬次郎君に答ふ, 史学雑誌24/2。
 高橋, 再び喜田博士の石城石背両国建置沿革考に就きて, 史学雑誌24/3。

喜田博士, 再び石城石背両国の廢置に就きて, 歴史地理21/3。
 高橋, 三たび石城石背両国建置沿革考に就きて, 史学雑誌24/5。
 喜田博士, 三たび石城石背の建置沿革考に就き, 高橋君に答へ, 両国廢置の年代を論ず, 史学雑誌24/6。
 同上, 石城石背両国建置沿革追考, 歴史地理22/1。
 同上, 陸奥海道駅家の廢置を論じて多賀碑に及ぶ(石城石背両国建置沿革考餘論), 歴史地理21/5。

いたが、養老2年から陸奥は3関国や太宰府と共に白丁を充当することは禁ぜられ有位者を給うことになった。翌3年には石城国に始めて駅家10処を置いたことは、前にも触れておいた通りである。以上はすべて陸奥国開拓推進策として特別に措置されたもの、又は開拓充実に示す例証である。

このように開拓施策が浸透しその効果があがるにつれて蝦夷の帰伏も顕著となつた。例えば大化以後今次の蝦夷反乱までの例証をあげると、おびた々しい数になるので、摘記表示することにする。第4表の如くである。

第4表 大化以降養老4年までの蝦夷帰服・懐柔例証表

天皇	年号	紀元	摘	要
齊明	元	655	7月難波朝において北蝦夷(越)99人・東蝦夷(陸奥)95人に饗し、柵養蝦夷9人・津刈蝦夷6人に冠2階を授く	
"	4	658	8月蝦夷衆を率て内属し闕(ミカド)に詣て朝献	
"	5	659	7月蝦夷200餘人闕に詣て朝献、柵養蝦夷2人に位1階、淳代郡大領沙尼具那に小乙下・少領宇婆左に建武、勇健2人には位1階、津輕郡大領馬武に大乙上、少領青森に小乙下、勇健者2人には位1階を授く	
天智	7	668	3月大和城上郡アマカシの丘の東カハラに須彌山を造り陸奥と越との蝦夷に饗す	
"	10	671	7月蝦夷に饗す	
天武	11	683	8月蝦夷に饗賜	
持統	2	688	3月陸奥の蝦夷22人に爵位を賜う	
"	3	689	11月蝦夷190餘人調賦を負荷し天武天皇の崩御を誅す	
"	10	696	12月蝦夷男女213人を飛鳥寺の西の槻の下に饗し冠位を授け物を賜う	
文武	元	697	正月務大肆陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷脂利古男麻呂と鉄折の請願により沙門たることを許す、又越蝦夷沙門道信に仏像像仏具を賜う、	
"	2	698	7月陸奥蝦夷沙門自得の請願により仏像仏具を賜う、又越蝦夷八釣魚等に賜うこと差あり	
"	3	699	3月越の度島蝦夷伊奈理武志に錦の袍袴・緋紺の繩・斧等を賜う	
元明	和銅2	709	10月陸奥蝦夷方物を貢す	
"	3	710	12月越後蝦夷に物を賜う	
元正	靈龜元	715	6月越後国蝦夷方物を献す	
"	養老2	718	10月陸奥蝦夷方物を献す	
			4月越後蝦夷106人に爵を賜う	
			(3月蝦夷反す)	
			正月賀朝の儀に蝦夷列し賜宴・授位・賜祿をうく	
			4月陸奥蝦夷ら君の姓を賜い編戸に同せんことを請う、許す	
			正月陸奥出羽の蝦夷入朝し方物を貢す、又蝦夷及南島の77人に授位す	
			10月陸奥蝦夷第3等呂良志別君宇蘇彌奈らの請願により香河村に、蝦夷須賀君古麻比留らの請願により閉村に権郡を建置し編戸の民となす	
			8月出羽と渡島の蝦夷87人入朝し馬100疋を貢し位祿を授けらる	

上表の如く蝦夷にして入朝するものあり、方物を貢献するものあり沙門になるものあり、政府経略に加担するものあり、政府においてはこれらに対し饗し、祿を賜い、位を授け、請願により編戸の民となし姓を与え権郡を建置し又仏像・仏具・斧等を給うなどし、漸次辺境経営が平穩のうちに進んだ面もある。しかし、蝦夷内部においては、第4表の如く地域的統治支配施策に馴順協力するものと、原始的共同体制の諸関係を破壊されることに対し不安不満を抱くものとの間に、内部対立が発生し、この内部分裂が辺境経営施策の進行するに伴つて激化していくことも考えられるのであ

る。このような情勢が拡大した際に、第1次和銅2年征討の如く、出羽郡新置とか今次の如く、駅家新置とか按察使制度新設等のことなどがあつて新しい刺激が加えられると、これを直接動機として反乱にまで日常の不安不満が昂揚する。按察使殺害という事象は、このような背景をもつて惹起したものであろう。

征討の進捗経過についてみることにする。按察使殺害の報が到着したのは9月28日。征夷將軍は翌日任命され「即日節刀を授く」というのであるから政府における驚愕ぶりがよく察せられる。11月には動員地域の減税策が講ぜられ、翌年4月頃の帰還らしいので、戦闘は早くみても10月下旬か11月から翌春にわたつたものであろう。些細なことであるが、統紀のこの記事には疑義がある。というのは養老5年4月条において「多治比真人県守鎮狄」を丙申にかけ「還帰」を乙酉にかけて、しかも乙酉記事を丙申の後に記載しているからである。この4月の朔は丁丑であるから丙申は20日、乙酉は9日であるべき筈である。しかるに統紀は丙申記事を先にして乙酉記事を後においている。疑義はあるが帰還を一応4月とみておくことにする。序にここでいいたいことは、養老4年11月条に動員地域に減税した記事があつて「陸奥石背石城三国調庸并租減□之」の如く古来1字欠字になっているが、欠字は半字でないかと思う。文武紀慶雲3年2月条に、「減半」、聖武紀神龜元年2月条には「減今年調半」等の用例に照して、そのように考えられるのである。

今次の動員地域は陸奥・石背・石城・遠江・常陸・美濃・越前・出羽にわたつていたことは、これらの国々に減税のことがあり、しかも「征卒及廝馬徒等」の文字があるので明らかである。動員兵力については明記がない。しかし、軍監軍曹の人数を基準にし延暦13年と同20年との例を勘案すると大略1万から6千という兵力ではあるまいか。但し、これは概算にすぎない。延暦年間と今次とでは兵制に大きな変革があるし、時代も半世紀以上ひだたつているからである。参考のためにあげてみると、延暦13年の兵力は軍監16人・軍曹58人に対し、兵力10万であり、延暦20年の兵力は軍監5人・軍曹32人に対し兵力4万であり、弘仁2年の兵力は軍監10人・軍曹20人に対し2万であつた。そして延暦頃から以降は総兵力に対する軍監軍曹定員にはある程度の規準ができたらしく、そのため弘仁2年の征軍編成にあつて軍監軍曹の人数が問題化したことがあつたほどである。さて今次の編成をみると軍監5人・軍曹4人とあるので、以上3例から大略を推算して動員兵力を機械的に出してみただけである。

按察使殺害の報に驚愕し急に將軍を任命した征戦であるので、今次は格別の事前準備はなされなかつた。

○事後処置 養老6年6月按察使の優遇策がなされた。これは前年陸奥按察使が在任中殺害されたことが直接の動因であつたろう。按察使の使命は重要であるからという理由で、正5位官に准じ、記事に対しては正7位官に准じて祿物を給することとなり、同時に按察使に公廩田6町・仕丁5人、記事には公廩田2町・仕丁2人も給されるようになった。同月、辺塞の民は屢々戦禍をうけるので当年の調庸を免じ、有功の兵には復2年、遺家族には復1年を賜つた。8月には出羽を陸奥按察使の所管となし、奥羽一体の行政機構を確立し以後永く継承されることがなかつた。10月には柴田郡の2郷を分割して菟田郡を新置した。菟田郡は延喜神名式によれば、大社菟田嶺神社のある郡であつて、蔵王山をひだてて出羽の置賜郡に対応する地域に立地している。このことから考えられることは、今次の征討対象地域は主として、この辺であつたのではないかということである。菟田郡は多賀城の北郡を征圧し、西は置賜郡今の山形盆地へ通ずる要地であるので、菟田郡新置は多賀城という東北経路上の最大拠点を確保するためには早晚とられなければならない施策であつたのである。

1) 日本後紀弘仁2年5月条

刈田郡新置によつて多賀城は安泰となつたのである。

論功行賞は養老6年4月に將軍以下有功蝦夷に対してあつた。閏4月、有名な太政官奏がでた。この官奏は4条からなつている。第1条は陸奥出羽按察使管内即ち奥羽全域の人民の租税負担の軽減と労働力の合理的配分に関するもので、更に項目が4つに分れて詳細をきわめている。ここでは省略する。第4条は鎮所の軍糧を富豪者の私的財力に仰ぐこととし鎮所に私穀を運献する者には、運送距離と分量に応じ位階を昇叙する勸奨規定である。第1条と4条とは東北経営に関するものであることは明らかで、全く疑点のないところであるが、従来から問題のあるのは第2条と第3条とである。第2条というのは良田百万町開墾計画であり、第3条は出挙の利息を公私ともに3割とする規程である。従来、この2条と3条とは全国を対象としたものと解されていた。これに対して、2条も3条も共に東北辺境を対象とするものと解する説を村尾次郎氏が出された¹⁾。この見解に従うならば、今次征討の事後処置施策は誠に大規模なものであつたことになる。百万町の良田を開墾する方法は、収穫後人夫を10日間使役し、役夫には食糧を給し、用具は貸与というのである。又、開墾に当つた部内の百姓が、原野を開いて耕作し、雑穀3000石以上を収穫した者には勲6等を与え、1000石以上の者には終身雑徭を免除するのである。

百万町開墾策と恰も相応するが如く、8月には諸国司をして柵戸1000人を簡点し陸奥鎮所に配した。陸奥鎮所は後の鎮守府にあたり、対夷軍政本部である。鎮所というのは前述の養老6年閏4月の太政官奏にみえているが、陸奥鎮所という明確な言葉でみえるのは、この時が初見である。神龜元年2月陸奥鎮守の軍卒に本籍を陸奥に移すことと父母妻子と生業を同じくすることを許した。古事類苑兵事部は、この時をもつて鎮兵の初見としているが卓見であると思う。

③ 次

○征討 神龜元年3月25日、陸奥から海道の蝦夷が反し大掾従6位上佐伯児屋麻呂を殺害したとの報が到着した。政府は急いで対策を講じ、4月1日に7道諸国に令して軍器幕釜等の軍需品を割当てて造らしめ、4月3日には殺害された児屋麻呂に3階を昇げて従5位下を賜り、絁10疋・布20端・田4町を贈物として死を弔した。贈物を給したことは既に持統記の6年4月・8年4月10年5月条にみえているが、贈物の具体的实例は児屋麻呂が初見である²⁾。かくして4月7日に將軍を任命したのである。4月14日、「坂東9国」の軍3万人に騎射を教習し軍陳を試練せしめ、同時に綵帛200疋・絁1000疋・綿6000屯・布10000端を陸奥鎮所に運ばしめた。些細なことであるが「坂東9国」というのは8国の誤りであろうか。安房は養老2年5月に上総の4郡を割いて既に建置されているし、淳仁紀の天平宝字3年11月条にも桓武紀延暦2年4月条にも「坂東8国」とあるからである。或いは又「坂東等9国」の等字を脱落したものであろうか。5月24日、陸奥に呼応して従来の慣行により鎮狄將軍をも任命し「出羽の蝦夷を鎮せしめ」た。

動員計画にもられた地域は、上述の如く坂東等9国が坂東8国であつたが、動員兵力は3万ではあるまい。3万というのは動員計画であつて、判官・主典等の人数から、延暦13年・同20年・弘仁2年の例を勘案すると最大27,000から13,000の間ではなかつたかと機械的ではあるが推算される。今次の陸奥征軍は判官8人・主典8人、出羽側は軍監2人・軍曹2人であつたからである。

現地における実戦闘期間は5月から10月までの6ヵ月位であつたと考えられる。延喜主計式の陸奥行程上50日・下25日のうち軍旅なるが故に上行程日数をとり、將軍帰還は11月29日であるし、近江国で將軍が軍防令の如く、内舍人の慰勞をうけたのが11月15日であることなどを併せ考えるとそ

1) 村尾次郎、百万町開墾計画、芸林6ノ2。

村尾氏と同様な見解は喜田新六、奈良時代の庶民生活の一考察、歴史教育2ノ4、にもみえている

が、把握の仕方に多少の相異がある。

2) 喜田新六、令制下に於ける物資の融通運用に就いて、史学雑誌、49の7。

のように推定されるのである。

さて、蝦夷反乱の一般的理由は第2次養老4年の項で述べた如きものであつたろうが、直接動機は何んであるか、統紀には一切記載がないので不明である。そこで想像するより外に路がないのであるが、思うに前々年の百万町開墾策に端を發したのではあるまいか。養老6年閏4月の太政官奏は第2条において「良田1百万町」と標題にうたつておきながら、開墾勅奨策を述べたうちに「もし部内の百姓、荒野閑地に能く功力を加えて雑穀を収獲すること3000石已上に勲6等を賜へ。1000石以上は終身事勿しむ。見に8位已上を帯るには勲1転を加えん」と記して雑穀増産を力説しているのである。同年7月の詔にも「晚禾・蕎麥及び大小麦を種樹し」と雑穀栽培を勅奨している。これらのことを考え合せると、陸奥においても雑穀経営が各所の荒地に展開し、政府側からみれば荒地であつても現地蝦夷からみれば大事な狩猟原野であり、ここに土地利用形態の相異から利害が対立するにいたり、大掾殺害にまで發展したのではあるまいか。

今次の征討は大掾殺害に誘發されて起つたものであるので、事前準備はなく、將軍任命現地急行と並進して征討準備がなされたものであつたことは征討経過をみれば明らかである。

○事後処置 將軍は11月15日近江に到つて内舍人の慰問をうけ凱旋は11月29日である。翌2年閏正月にいたり、陸奥の俘囚144人を伊予に、578人を筑紫に15人を和泉に配置している。これは俘虜であろう。同月つづいて征夷將軍以下1696人に昇位叙勲があつた。征夷の昇位叙勲の詳細が史にみえるのは、今次が始めてであるので表示すると第5表の如くである。

第5表 神龜2年閏正月丁未征夷軍功昇位叙勲表

昇位	叙勲	現位	征夷職名	氏名
従3	勲2等	正4上	征夷持節大使	藤原朝臣宇合
従4下	4	従5上		大野朝臣東人
正5下	5	従5上	副将軍	高橋朝臣安麻呂
従5上	5	従5下		中臣朝臣広見
	6	従7下		後部王起
	"	正8上		佐伯宿禰首麻呂
	"	"		五百原君虫麻呂
	"	従7下		君子部龍麻呂
	"	従8上		出部直佩刀
	"	少初上		紀朝臣牟良自
	"	正8上		田辺史難波
	"	従6下		坂本朝臣宇頭麻佐
	"	外従6上		丸子大國
	"	外従8上		國喬忌寸勝麻呂

備考 勲6等叙勲者10名には他に賜田2町

第5表には先に鎮狄將軍となり、今次征討に出征し征夷將軍宇合と同時に帰還した小野牛養に對する行賞はみえていない。牛養が出征した時の位階は従5上であつたが、正5下にすすんだのは遙か後の神龜5年5月である。従つて、この時の行賞には与らなかつたのである。東北征討の場合、

羽2道に將軍を任命する慣行であつて、征討主目的地以外の將軍はバイ・プレーヤーの役であつたことは、先にも述べておいたが、この場合もその例証とすることができる。

さて、行賞のあつた年の3月には、常陸の百姓にして俘賊に焼かれ財物を損失した者には被害の程度に応じて、9分以上には復3年、4分には2年、2分には復1年を給した。これによつて主戦斗地域は陸奥南辺から常陸にかけた地域であつたことが理解されるし、更にこのことから、蝦夷反乱の直接動機も百万町開墾の強行に起因するものであつたことも諒解されるのである。開墾は陸奥北辺よりも南部の方が気候条件からみても効率が高く、従つて、開墾が強化される可能もあつたわけである。このように見てくると、神龜5年4月にいたつて陸奥の請願により白河軍団を新置し、又丹取軍団を改めて玉作軍団となした事情も理解されてくるのである。多賀城を陸奥経営の中核として、その南に白河軍団を新置し、今次の如き反乱を未然に防止すると同時に総兵站基地である関東との連結を緊密にし、北には玉造軍団を以て多賀城の前哨としたのである。ここに陸奥側の征夷体制は確立した。更にいうならば、もう1点、奥羽脊梁山脉を横断する連絡路確立が要請される。かくして初めて奥羽全体としての征夷体制が万全のものとなるのである。第4次は、かくして奥羽横断連絡路建設に伴う征夷となるのである。

陸奥軍団整備充足の翌年は天平元年である。この年の8月から9月にわたつて軍功規程が制定された。陸奥鎮守將軍大野東人の建言によるものであつた。

③次征討の項を終るに當つて一言しておきたいことがある。それは、今次征討のおこつた原因を「多賀城が築かれ奥羽全域の統治方針が確立強化されたことにより当然起るべき戦であつたのかもしれない」として、多賀城建設とそれによつて当然促進された統治強化に対する蝦夷の抵抗を求める説があることである。本稿ではこの説によらず、直接動機は2年前から推進された百万町開墾施策の強化に対する蝦夷の不安不満にありとした。その傍証として、常陸の百姓が俘賊の被害をうけているので、戦斗地域は陸奥南辺であつたらしいこと、白河軍団を新置して総兵站基地関東との連絡強化を策定したこと、この2点をあげたのであつた。

多賀城建設年代は、実に困難な問題であつて既に幾多の説がある。その理由は主に次の2点に由来している。多賀城建設年代は、確実な史料に見出すことができないこと。次は有名な多賀城碑の真偽問題が未解決であること。この2点である。さて、多賀城碑が「神龜元年歲次甲子、按察使兼鎮守將軍從4位上勳4等大野朝臣東人之所置也」という如く、神龜元年に多賀城が建設されたのであれば、③次征討の直接動機を多賀城建設によつて誘発された蝦夷の反抗に求めることができるのであるが、建設者とされている大野東人の官職位階閥歴からみると、どうも不審にたえない点がある。

- 1 神龜元年の東人の位階は從4上でない。続紀も補任も共に神龜元年2月に從5上に叙したとしてある。東人が從4上になつたのは天平3年正月のことであつて(続紀・補任)、神龜2年の論功行賞の際ですら從5上から從4下に昇叙したにすぎない。
- 2 神龜元年の東人の勳位は勳4等でない。勳4等になつたのは翌年論功行賞の際である。
- 3 多賀城碑にある東人の位階勳等は神龜元年の際のものではなくて、東人の極位極等をいつたものではあるまいか、と好意的に解釈しても依然として不審が残る。東人は天平14年(多賀城碑成立年代は天平宝字6年と記銘してあるから、この碑を信用するとすれば)に死しているから、碑成立よりも21年前のことである。死亡の時の東人は參議であり從3位である。

上記の如き不審があるので、今次征討における蝦夷反乱の直接動機を多賀城築城に求めることを避けたのである。

④ 次

○奥羽中央部横断連絡路建設並に征夷 ③次の征夷後6年を経た天平2年正月陸奥は「部下の田夷の村の蝦夷ら永らく賊心をあらためて既に教諭に従う。請う、郡家を田夷の村に建てて同じく百姓とせん」と言上し裁下になつた。これによれば、③次征討により陸奥は平穩に歸し、事後処置が効を奏したことが察せられる。田夷村という文字の初見はこの時であるが、田夷村というのは地名であろうか。それとも田夷の居る村という普通名詞なのであろうか。田夷村を地名と解して登米郡か遠田郡に擬定する説¹⁾又遠田郡とする説²⁾、等があるが、本稿においては田夷の居住する村と解したい。傍証として田夷の用例をみると次の如くであるからである、

1 差[○]田夷遠田郡領外従7位上遠田君雄人、遣[○]海道。(統紀天平9年4月条)

2 遠田公押人款云、己既洗[○]濁俗[○]更欽[○]清化[○]、志同[○]内民[○]、風仰[○]華土[○]、然猶未免[○]田夷之姓
(統紀延暦9年5月条)

3 停出羽国山夷祿、不論山夷田夷、簡有功者賜(後紀延暦18年3月条)

この用例をみると、田夷は山夷に対する呼称であつて、俘囚にあたるものである。すでに農耕段階に入つた馴順蝦夷である。もし仮りに田夷村が地名であるならば、ここにみえる普通名詞の田夷と紛れるような文字を当てなかつた筈である。蝦夷の姓氏にあてた文字をみてもわかるように、又色麻・丹取・牡鹿・賀美・避翼・覚鼈等の地名をみても、統紀の用字法は実に自由自在であつたからである。

さて、陸奥側における③次征討以後の開拓進捗と照応し、出羽においても天平5年には出羽柵が秋田村高清水岡まで北進し、雄勝村に建郡されている。奥羽からは、恰もこの間の平穩を象徴するかの如く進上御馬が送られている³⁾。統紀は天平8年にいたつて、突然「4月戊寅(29日)賜陸奥出羽2国有功郡司及俘囚27人爵」と記載している。不穩形勢は全くみられないから、有功とは軍功のことではなくて行政的治績をいつたものであろうと解されるのである。

以上の如く着々経営が進み、ここに③次征討以来の懸案である陸奥出羽の横断連絡幹線路の建設が具体化した。ここに年来の懸案であると求べたのは、①次征討の際に新置出羽郡近傍の蝦夷を討つために陸奥鎮東將軍と征越後蝦夷將軍とを任命し、②次征討の際にも陸奥を討つために持節征夷將軍と持節鎮狄將軍を任命し、③次征討の際にも持節大將軍の外に更に鎮狄將軍を任命し、常に陸奥出羽両面に將軍を派遣していることは、逆説的にいえば、奥羽横断連絡幹線路の必要性を表明しているものといえる。更に養老5年に出羽を陸奥按察使の所管としたことも、横断連絡幹線路の必要性を想定しての措置であつたのである。

天平9年正月、大野東人の雄勝村經由奥羽横断連絡幹線路建設策進言により將軍が任命された。統紀の該当記事には錯誤があり早くから問題視されているので、次に原文をあげることにする。

天平9年正月丙申(22日)、先是、陸奥按察使大野朝臣東人等言、從陸奥国達出羽柵道經男勝行程迂遠、請征男勝村以通直路(統紀)

「道、男勝を経て行程迂遠なり。請う、男勝村を征して以て道路を通ぜん」というのでは文意が矛盾して解し難い。それで佐伯有義氏は朝日新聞社本統紀の標注において「文脈通ぜず、道は或は不の誤ならんか」といい、和島芳男氏は道字の下に不字が補はるべきであるとしている⁴⁾。従うべき説である。

4月戊午(14日)遣陸奥持節大使藤原麻呂の詳しい言上が到着している。この言上から次のことがわかる。

1) 藤原相之助、日本先住民族史、109頁。

2) 井上通泰、上代歴史地理新考、東山道の部、369頁

3) 天平5年閏年3月6日越前国郡稻帳

天平6年尾張国正税帳

4) 和島芳男、奈良時代陸羽連絡策の研究、史学雑誌 53/1.

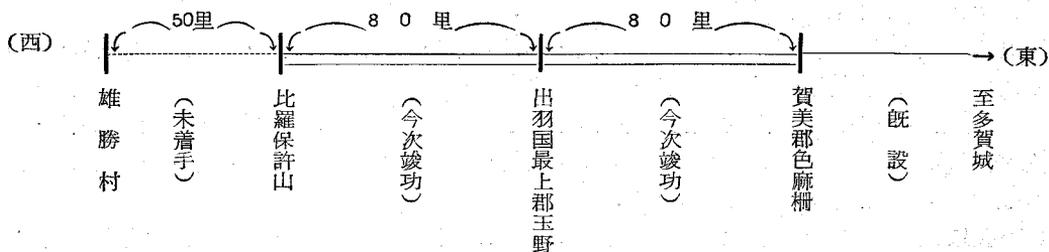
- 1 將軍任命の日から27日目に当る2月19日に多賀柵に到着している。延喜主計式によれば陸奥下行程は25日である。殆と一致している。
- 2 鎮守將軍大野東人と協議し、常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野の6国の騎兵1000人を以て山海両道の連絡をつけさせた。
- 3 蝦夷が今次の計画に疑惑を抱いているので、田表遠田君雄人を海道に、帰服の狄である和我君計安曇を山道に遣し宣撫工作をなした。
- 4 関東6国の騎兵1000人が、山海両道の連絡路を確保してから、次の如く諸柵に分属した。

第6表 諸柵分属騎兵表

柵名	分担者	分属騎兵数
多賀柵	持節大使藤原朝臣麻呂	} 345人 459人 勇健196人
玉造	副使坂本朝臣宇頭麻佐	
新田	判官大伴宿禰美濃麻呂	
牡鹿	国大掾日下部宿禰大麻呂	
色麻	判官紀朝臣武良士?	
	鎮守將軍大野朝臣東人	
分属騎兵総計		1,000人

- 5 將軍東人は2月25日多賀城を發し色麻柵に向う。兵備を整え3月1日に、先に委ねられた騎兵196人・鎮兵499人・陸奥の兵5000人・帰服狄俘249人・計5944人を率えて色麻柵を出發し、即日出羽国大室駅に到着す。出羽守田辺史難破は部内兵500人・帰服狄140人を率えて既に大室駅に到着し將軍東人を待つていた。
- 6 3月3日、將軍東人と出羽国守の軍が大室駅を出發し道を開き賊地比羅保許山に向つたが、未だ雪深く軍馬の牧草を得がたいため、雪消え草生ずるを待つて再行動することに決した。
- 7 3月11日、將軍東人は多賀城に歸つた。此時の成果を建設予定に照して図示すれば次の如くである。

第7表 大野東人開通道路略表



当時の1里は養老令雜令「凡度地5尺為歩、300歩為里」に準拠したものであつたらうから、そしてこの場合の5尺は高麗尺で曲尺1尺2寸の5尺であつたので、今の6尺1間に相当するので1里は

$$(1 \text{ 間} \times 300) \div 60 \text{ 間} = 5 \text{ 町}$$

5町になる。

さて、將軍東人が幹線道路建設に当つた日数は詳細に上述した如く、色麻柵出發から多賀城帰還までの期間をみても僅か10日間にすぎない。実働日数は更に10日よりも少い筈である。稼働力は陸奥側5944人・出羽側 640人・計6584人。これが最大評価稼働力であつて、実働力は更にこれを下廻るものであつたことは明らかである。

それにしても、10日間以内のうちに「或は石をけづり樹を伐り、或はたにがわを填め峯をおし」「新に開き通せる道すべて 160里」という成果をあげたと言上した。160里というのは賀美郡色麻柵から比羅保許山までのことである。160里は今里の22里余にあたる。石をけづり樹を伐り、谷川を埋めたといへば大麥のように聞えるが、実情は賀美郡と玉野間の80里は「すべて是山野形勢險阻なりと雖も人馬の住還に大艱難することなき」地形であつたし、玉野比羅保許山間の80里も「地勢平坦にして危嶮あることなき」地形であつたし、更に当時の道路建設工事は今日と違つて土工程度のものであつたので、短期日中に竣工したのである。

8 4月4日、再び軍隊は比羅保許山まで進み駐屯したが、雄勝村の俘長の来降もあり、田辺難破の仲介並びに懐柔策建言もあり、又本年は積雪例年に倍し既に耕種時期も迫つており、若し期を失するならば兵糧自給も困難となるので、軍を撤退することにした。即ち比羅保許山以西雄勝村までの建設予定路線50里には着手しなかつたのである。

上にあげた持節大使の言上で著しい点は帰服蝦夷の活躍である。以夷征夷政策の好例である。又大野東人の活躍である。田村麻呂以前における典型的東北辺境殊功武人は大野東人であることは、先にあげた持節大使藤原麻呂の4月言上のうちに、特に「勇健なる 196人を抽て將軍東人に委ね」たとあるし、又大使自らが「臣、麻呂等愚昧にして事機に明からず、但し、東人は久しく辺要に將として謀あたらざること尠し。しかのみならず、みずから賊境に臨み其の形勢を察するに深く思い遠く慮り」とのべて東人の功を顕揚している。東人の辺要在任は何年間であるか正史に明証はないが、先にものべた如く既に神龜元年の征討には参加し行賞にあづかつてゐるし、その後天平元年9月にも鎮守府將軍であつた証拠があり、今次又正史にみえてゐるので、天平11年4月「陸奥国按察使兼守鎮守將軍大養徳(大和)守従4位上勳4等」にして参議に列するまで少くとも17年間は辺要に在任したものであろう。藤原麻呂が「東人は久しく辺要に將として」というのは、このことである。

但し、ここに不審なことは、統紀には帰還のことも行賞も全くみえてゐない。今次経営に関係しその名の知れてゐるものは7人あるが、このすべての人物の位階昇叙を検討した結果、特別行賞としての位階昇叙は全くなかつたことが知られた¹⁾。このことによつて、今次は征討は全くなく純然たる陸羽横断連絡幹線建設であつたと推定される。

動員兵力は陸奥では関東6国の騎兵1000人・鎮兵499人・当国兵5000人・帰服狄俘249人・計6748人、出羽では部内500人・帰服狄140人・計 640人と統紀にみえてゐる。但し、この兵員は第1線に出たものの数であるから、実動員数は更に上廻る数であつたと思う。さて、今次は判官4人・主典4人が任命になつてゐるので、前例にならつて兵員を機械的に推算すると8269人となり、統紀所見兵員数に近似した数を与えることができた。

○事後処置並びに効果 今次経略の翌年閏7月14日の勅をもつて、蝦夷に種子を量給し、佃田を得しめて永く王民となし以て辺軍にあてしめた。この勅について一言するならば、この勅は統紀の該当年月条にも三代格にも見えないが、統紀天平宝字2年6月条に引用されてある。今次経略の翌

1) 大野東人は今次従4上であつたが、天平11年参議になるまで、位は同じであつた。
藤原麻呂は天平9年7月死亡したが、贈位も昇叙

もなかつた。
他の5名については統紀には何等求めることができない。

年、かかる措置がとられるにいたつたのは、以夷征夷政策に同調した帰服蝦夷と然らざる蝦夷との間に内部分裂が起り、そのため帰服蝦夷が本土を離去し来つたので、彼等を安堵せしめるためであつた。このような情勢は一時的なものではなく、頻発していたことは、12年後にあたる天平宝字2年にも全く同様の措置がとられていることによつても察知されるのである。今次経略と直接関係があるかどうかは不明であるが、この年に陸奥から俘囚115人を摂津に移配したことが、天平10年駿河国正税帳にみえている。或は今次経略に反抗的であつたものを捕虜として移配したのもあつたらうか。

18年には陸奥国の軍団6院に大毅6人・小毅6を定めた¹⁾。この太政官謹奏には欠字が多く次の如くである。

太政官謹奏

諸国軍毅兵士事

陸奥国団6院 大毅6人 小毅6人 兵士六

・国団1院 毅1人 兵士200人

院

〔此間闕〕

謹奏

天平18年12月15日

さて、陸奥の軍団数がみえる最初はこの謹奏であるので、この時拡充整備されたものか、それとも緊縮されたものか一切不明である。しかし、この時以後6団から4団(大同4年5月11日官符)、4団から2団、2団から6団(弘仁6年8月23日官符)、6団から7団(延喜主税式・元慶度官符²⁾)と変遷を経ている。従つて6団は明確でないが、弘仁6年官符によれば名取・玉造・白河・安積・行方・小田ではなかつたかと思はれる。そして、「兵士六」の欠字は「千人」であつたと推定される。軍防令第1条は「凡軍団、大毅領1千人、小毅副領」とあり、この令文は弘仁4年12月29日官符まで引用されていた活文であり、しかも三代格軍毅兵士鎮事条の官符にみえる諸例から考えて、そのように想定されるのである。

天平宝字元年には雄勝経営の重要性から陸奥の桃生と共に、不孝不恭不友不順の者を諸国から移配をうけている。以て諸国の風俗を肅正し兼ねて辺要を固めた。この年は東北辺境に対する柵戸移配方針が一般良民から浮浪者・没官奴婢・乞食・私鑄錢犯人・逃亡軍士・不良悪徳者に變化した重要な転換期である。その理由については既に述べたことがあつたので³⁾、ここには省略する。同年7月には橘奈良麻呂の謀反加担者を雄勝村の柵戸とし相次いで雄勝村の充実開拓を策した。天平宝字2年には、天平10年閏7月14日勅に准じ、蝦夷間に生じた内部分裂により困惑した以夷征夷策同調の帰降夷俘男女1690余人に種子を量給し、佃田を得しめ永く王民となし以て辺軍に充てた。同年8月、淳仁天皇即位にあたり、東北辺境の鎮兵に田租を免じ、10月には桃生城建設計画を策定し、12月坂東騎兵・鎮兵・役夫及び夷俘を徵發して桃生・雄勝2城柵建設のため五道より共に進み就役

1) 三代格、天平18年12月15日太政官謹奏。

2) 元慶度官符は三代格に収められているが、文に欠点が多いばかりでなく、年号も「元慶」以下は空白になつている。従つて年代を明確にすることはできないが、宣者藤原冬緒の官位「正3位行中納

言兼民部卿」を吟味することにより、元慶3年11月25日以降同6年正月9日までのものであることが知られる。

3) 板橋源、陸奥出羽柵戸移配変質考、岩手大学学芸学部研究年報、第5巻。

せしめた。翌3年7月陸奥鎮守府の將軍には守に准じ、將監には掾に准じ、將曹には目に准じて公廩・事力を給することとし、同年9月桃生・雄勝の2城落成にあたり、役する所の郡司・軍毅・鎮兵・馬子等8180人の挙税を免じ、又坂東8国・越前・能登・越後等の浮浪人2000人を雄勝の柵戸にあて、相摸・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野等7国から軍士に運送した兵器を雄勝・桃生2城に貯えた。更に著しいことは、この年始めて出羽に雄勝・平鹿の2郡を置き玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河と陸奥国嶺基等に駅家を置いたと統紀にある。駅家をおいたことは信ずべきであるが、雄勝郡始置ということは天平5年12月条に「於雄勝郡，建郡居民焉」とある記載と重複する。これは如何に解すべきであるか。

- 1 天平5年には権郡を置いたのであり、宝字3年には真郡としたのであろうか。
- 2 それとも又「雄勝・平鹿2郡に至る玉野以下の7駅を始置した」という意味の文章表現の誤字誤写であろうか。

暫く疑を存しておくことにする。いずれにもせよ、陸奥海道の桃生城から奥羽脊梁山脉を横断し、出羽側の雄勝城を結ぶ一線が確立したことは、今後の陸羽経営上大きな効果をもたらすものであつたことは宝字4年正月の勅によつて明らかである。即ち「昔、先帝しばしば明詔をくだし雄勝城を造らしむ。その事成り難くして前將既にくるしめり、然るに今陸奥国按察使兼鎮守將軍正5位下藤原惠美朝臣朝獮等、荒夷を教導し皇化に馴従せしめ一戦を勞せずして造成既に畢りぬ、又陸奥国牡鹿郡において大河を跨り峻嶺凌ぎ桃生柵を作り賊胆を奪う」とある。同時に2城造営功勞者に行賞があつた。4年3月没官の奴233人・婢277人を雄勝柵に移配して良人に解放し、同10月陸奥の柵戸の請願を容れて本居の父母兄弟妻子と同じく柵戸になることを許し、12月には同僚を殺害した薬師寺の僧華達を還俗せしめて桃生の柵戸とした。

翌6年閏12月乞食100人を陸奥に移し、7年9月母を殺害した河内国の犯人を雄勝の柵戸とした。出羽においては、国府が秋田に北進したのも天平宝字中であつたと推定される¹⁾。

神護景雲元年にいたり伊治城が完成し、10月功勞者に行賞があつた。統紀は同年11月条に「乙巳、置陸奥国栗原郡，本是伊治城也」

と記載して、栗原郡始置を11月としている。しかし、この文には疑問がある、第1に11月朔は丁未であるから、11月中に乙巳がある筈がない。第2に、前月に伊治城が完成しその功勞者に行賞があつたばかりであるのに「もと是れ伊治城也」と特記しなければならない理由が解せない。「もと是れ伊治城也」という文字は、後人の註記したものが誤つて本文に混入したものに相異なる。伊治城完成を祝し行賞したのは10月辛卯(15日)であるから、問題の乙巳は11月ではなくて10月の乙巳(29日となる)か、若しくは12月の乙巳(これも29日に当る)が、誤つて11月条に混入したものであろう。問題の乙巳を10月と解せば、伊治城完成行賞後14日に郡を建置したこととなり、納得が付きやすい。

景雲2年12月陸奥及び他国の百姓にして伊治・桃生に移住を願う者には復を給うて許可することにした。翌3年正月には陸奥蝦夷が儀により拜賀し朝堂において饗をうけ爵及び物を賜っている。陸奥の請願により、同2月桃生・伊治2城に移民を勅奨し、3月には陸奥の国人大勢に新姓を賜り、6月浮浪者2500余人を伊治村に移し、次いで俘囚の名を除き調庸の民となし懐柔している。

以上の如く事実を羅列したのは今次道路建設後の奥羽開拓の進捗状況を知るためである。かくして宝亀年代に入るのである。

⑤ 次

1) 吉田東伍博士，出羽国府遷移考，日本歴史地理之研究所収。

○征討 第5次宝亀5年の征夷は征討將軍を特別任命することなしに、陸奥在任中の按察使と陸奥守と、鎮守將軍を1身で兼ねていた大伴駿河麻呂と陸奥介と鎮守副將軍を兼ねていた紀広純とそれから百濟俊哲とに逐行せしめたものである。従来注目されていなかったが、実はこの宝亀5年という年は東北経路上重要な1転機をなしている。そのことは統紀には明記されていないが、後年文室綿麻呂が東北経営上の重要建策をした際の奏言のうちに「宝亀5年より当年(弘仁2年のこと)に至るまですべて38歳、辺寇屢々動く¹⁾」と指摘しているのが明らかである。綿麻呂は田村麻呂の後を引継ぎ、辺境に殊功をたてた功勞者であつて辺境事情には特別明らかな人物である。しかも宝亀5年には綿麻呂は僅か10才の年少者であつたから、多分当時においては、宝亀5年という年を特別重視しておつたのであり、これを綿麻呂が見聞していたので建策奏言中に述べたものであろう。

故に以下宝亀5年の征討について詳しく経緯を述べることにする。統紀によれば今次征討の直接動機は明瞭でない。突然7月庚申(23日)条の勅文に「將軍等、前日征夷の便宜を奏するにおもいらく、一は伐つべからずと、一は必ずまさに伐つべしと。(中略)彼の蝦狄野心をやめず屢々辺境を侵し敢て王命を拒む。事やむをえず、もつばら来奏による、宜く早く軍を發し時に応じ討滅すべし」とある。現地の將軍の奏言により征討決行と定まつたのであるが「応時討滅」というのも頼りない決定態度であるが、現地奏言も「一者不可伐、一者必当伐」というのでは、不徹底な意見奏上である。不徹底な出發であつたので征討將軍を特に任命することもなく、現実情勢にひきづられて征夷軍を起さざるをえなくなつたのである。7月勅の後2日を経て陸奥から海道蝦夷が桃生城を攻撃したという記事がのつている。遂に決行せざるをえなくなつたのである。この7月25日の奏言によれば、「海道の蝦夷忽ち徒衆を發し橋を焚き道を塞ぎ既に往來を絶つ。桃生城を侵し其の西廓を敗れり。鎮守の兵、勢ひ支うるあたわず。国司事を量つて軍を興し之を討つ。但し、未だその相戦いて殺傷せらるることを知らず」という慌しさである。

8月坂東8国に動員待機令を出した。「陸奥国もし急を告げることあらば、国の大小に随つて援兵2千已下5百已上を差發し、且つ行て且つ奏し、務めて機要に赴け」というのである。この動員待機令の内容は、今次に始まるものでなく、既に④次経略の事後処置として天平宝字3年11月に「坂東8国・陸奥国に勅す、もし急速ありて援軍を索めなば国別に2千已下の兵を差發し、国司の精幹の者1人をえらび押領せしめ速やかに相救援せよ」と令したものの勵行を促したものである。この動員待機令は延暦2年6月に改変されるまで、存続したものである。

現地側の建言により政府を動かして征討を決定しながら、現地側はその後「臣等賊の為す所を計るに既に是れ狗盜鼠竊なり。時に侵掠することありと雖も大害を致さず。今茂草に属す。之を改めなば臣恐くは後悔及ぶことなからん」と言上して征討中止意見に変更している。橋を燃かれたり交通路を遮断されたり、その上桃生城の西廓を敗られ、民は恐れて「皆塞を保ちて田疇荒廢」(宝亀6年3月条)したことは大害でなかつたのであろうか。それとも被害程度は輕微だつたのであろうか。そうではあるまい。兵糧不足を心配しながらの征討であることは中止奏言のうちに明らかであるから、軍備が不充分であり、従つて、相対的にも絶對的にも蝦夷攻勢が強力であつたので、中止意見に傾いたものであろう。8月に天皇は、現地のかかる中止意見に対し「その輕しく軍興を論じ首尾計を異にするを以て、勅を下し深く譴責¹⁾」している。

譴責をうけて現地側の日和見態度は解消し、征夷決行遠山村まで進出した。譴責を受けたのは8月24日であり遠山村進出完了は10月4日であるから、今次征討期間は9月中のことであろう。「遠

1) 日本後紀、弘仁2年閏12月条。

山村は地これ險阻にして俘虜のたのむ所なり、歴代諸将未だ嘗つて進討せず」しかるに今次始めて「直ちに進撃しその巢穴を覆ち遂に窮寇をして奔亡せしめ降者相望ましめた」のである。ここにおいて使を遣し將軍等を宣慰し御服綏帛を賜り、とり急いで賞した。

歴代の諸将が未だ進討したことの無い遠山村まで、今次進出したことは一つの成果であるが、正式論功行賞のあつたのは翌3年11月のことであるし、又正式行賞までの期間においても軍事施策がなされ後述する如く、出羽も不穩であつたので、徹底した征討成果であつたかどうかには不審が残る。11月「大宰府と陸奥は同じく不虞を警す。飛駈の奏、時尅を記すに當つて、大宰には既に漏尅あり。此国独り其器なし」という陸奥の要請により、始めて漏刻をおくことになつた。因に出羽に漏刻が始置されたのは貞観13年(871)で¹⁾、陸奥より1世紀も後のことである。陸奥出羽一体の開拓を指向して両国国司の上に按察使をおき陸羽横断連絡幹線路の開通を策しながらも、尙且つ漏刻において具体的にみられるがき跛行性はまぬがれなかつたことは、東北辺境経営を考える上では考慮されなければならぬ例証である。

さて、翌6年3月に始めて陸奥に少目2員をおいている。養老令によれば大國の少目は定員1名であるから、大國である陸奥はこの時少目が増員されたのである。以後、この時の制が永く常例となつたことは、延暦17年6月28日太政官詔奏によつてもわかる。同月、当年の課役田租を免じた。

「陸奥蝦賊騒動して夏より秋に渉れり。民皆塞を保ちて田疇荒廢」したためである。5月京庫の綿1万屯、甲斐・相摸2國の綿5千屯をもつて陸奥に襖を造らせた。襖は東北辺境においては軍需品の1つであつたが、この時の襖は夏から秋に亘る動亂罹災民に対する救恤用であつたのかも知れない。11月鎮守將軍以下1,790余人に行賞があつて今次の征討は一応終了するのであるが、実は前述した如く徹底した征討でなかつたので、引継ぎ第6次征討が準備されねばならなかつたのである。この間の事情を検討するためには、今次征討の起つた直前頃的一般情勢と辺境の動静をふり返つてみる必要がある。

○今次征討直前の情勢 称徳天皇の治世である神護景雲3年までの経過は④次経略の項において既述したので、ここにおいて光仁天皇の治世が始まつた宝亀元年からの情勢についてふり返つてみることにする。

光仁天皇は即位された年は62才であつた。奈良朝を通じて天武天皇系の諸歴代の政治の一面には不祥事があり、殊に道鏡の出現は大きな混迷をひき起した。その時に當つて遙に天智天皇の偉業が追憶の情をそそり、美化されつつあつた風潮に乘じ、この系統である光仁天皇が即位されたことは、即位の経緯はどうであつたにもせよ、従前とちがつた傾向があらわれることであつた。親房も神皇正統記において、このことを指摘している。性格も又「化、清肅を崇ぶ(中略)寛仁大度、君人の徳あり」²⁾と評され、史上天皇の治世は緊肅の時代とみなされている。しかるに辺境においては、今次征討の項でのべた如く現地將軍らが姑息な態度をとらざるをえざる程に蝦夷の不安不満が拡大し強化し、且つ組織化されるにいたり、辺境情勢は不穩になつていた。現地將軍大伴駿河麻呂は無為無策厚顔な人物なるが故に、今次征討を逡巡したのでないことは彼の人物からみて明らかである。駿河麻呂は良心的な且つ有能な人物であつた。若い頃一時橘奈良麻呂に坐して謫せられたことがあつたが召還されて従5位上を授けられ、陸奥按察使を命ぜられた際に固辞したが、「陸奥の任もとより其の人を択ぶに、たゞ汝、朕が心にかなへり」との詔をうけ、即日特別昇叙をうけて現地に赴任した人物である。卒するにあたり従3位も贈られている。であるから、駿河麻呂が今次征討を逡巡したのは、蝦夷反抗勢力の増大化が著しかつたのに対し、防備攻撃態勢の劣弱によるもの

1) 三代実録。貞観13年8月条。

2) 統紀。天応元年12月条。

であつたと考えざるをえない。

蝦夷反抗勢力強化の傾向は、宝亀元年蝦夷宇漢迷公宇屈波宇が「一、二の同族を率えて必ず城柵を侵さん」と壮言し忽ち徒族を率えて賊地に逃亡し、使者を遣して召還させたが肯て来帰しなかつたことがある。この壮言によれば不平蝦夷が組織化されていることが察せられる。今次征討の動因となつた桃生城攻撃と同じ頃、陸奥国行方郡で穀類 25,400 余石が焼失している。倉庫令によれば穀倉は火災予防上相互に隔てて建設すべきものであつたのに、大量の穀類が一時に焼失したのは雷火とは考え難い。郡司が自らの不正を隠蔽するための放火であるとするれば、辺境官人の悪政を意味するし、暴民の放火であるとしても辺境末端悪政を物語るものである。

今次征討行賞のあつた直前、宝亀 6 年 10 月には出羽においても「蝦賊の余燼猶未だ平珍せず。3 年の間、鎮兵 966 人を請て、且は要害に鎮し且は国府に遷さん」と言上している。よつて相摸・武蔵・上野・下野 4 国の兵士を發遣している。

地域支配統治的開拓が前進するにつれ、原始的共同体制にある蝦夷の不平不安は増大するし、以夷征夷政策に同調する蝦夷と然らざるものとの同類間においては内部対立が激化するし、同調帰降蝦夷に対し政府が懐柔策を推進すればする程、彼等同類間の対立を激化誘発する。帰降蝦夷のうちにも差別的蔑視観に不満をもち離反するものもあろうし、その例が宇漢迷公であるが、このような離反者は帰降中にある程度の文化と軍事的組織力と戦闘技術を身につけているであろうから、征夷軍側の戦闘力と蝦夷側の戦闘力との較差は昔よりも少なくなつてくることが考えられる。奈良朝の暗黒面として指摘されている地方行政官の不正が辺境においても発生することに蝦夷の反感を誘発するだけである。反感のあるところに地域支配統治的開拓方式が前進してくれば、反感は組織化される。

土着民の信頼をかちえて正しい辺境経営を進めるためには、開拓施策の万全とこれを施行する官僚の誠意と実践力にまたねばならないが、武力を背影として辺境経略を推進するとすれば、彼我戦闘力の較差を大ならしめる戦略・武器が必要であろう。「万方の狐賊ありといへども一弩の飛鏃に對しえず」¹⁾「それ弩は兵の勝具、戦の機資、一箭の当るところ百夫も敵せず」²⁾「およそ器仗の威は弩をもつて本となす。防衛の要これによらざるはなし」³⁾「敵を防ぐの兵、弩これまさるとなす」⁴⁾といわれ、三善清行も延喜 14 年に上奏した意見封事のうちに効用を力説している弩は、当時の新鋭武器であつた。弩の教官が弩師である。鎮守府に弩師が官制上設置されたのは宝字 6 年前後からおそくも宝亀 6 年までの間、更にいうならば、宝亀 5 年 6 年の頃ではないかという説を發表したことがあつたが、⁵⁾ 今次征討を契機として、征夷が光仁天皇の治世から積極化し平安初期まで持ち越されるのである。

⑥ 次

⑤次征討は、前將未進の遠山村まで進出したが征討期間が 1 ヶ月という短月日であり、且つ、進出地確保のため城柵をつくる策定もなかつたので、その帰結として宝亀 7 年の⑥次征討が企画された。前回は受動的発動であつたのに対し、今次は能動的である。従つて戦備充足策も次々にうたれている。

陸奥は「来る 4 月上旬をとりて軍士 2 万人を發し当に山海 2 道の賊を伐つべし」と上言したので、7 年 2 月出羽に勅して軍士 4,000 人をもつて雄勝より進み陸奥の西辺を伐たせた。陸奥横断連絡幹線路が活用された著例である。

1) 続日本後紀 承和 4 年 2 月条。

2) 三代格、延喜 3 年 2 月 8 日、太政官符。

3) 同上、元慶 3 年 2 月 5 日、太政官符。

4) 同上、元慶 4 年 8 月 13 日、太政官符。

5) 板橋源、鎮守府弩師考、岩手大学学芸学部研究年報 第 8 卷。

統紀5月条に

戊子、出羽国志波村賊叛逆、与国相戦、官軍不利、発下総・下野・常陸等国騎兵伐之とある。志波村の初見であるが、この文では意味が不鮮明であり且つ文体をなさない。それで既に早くより村尾元融は続日本紀考証において、国下疑脱言字とのべている。正に従うべき説である。ところがそれでも問題が残る。それは宝亀8年12月条にも

志波村賊蟻結肆毒、出羽国軍与之相戦敗退、於是以近江介従5位上佐伯宿禰久良麻呂為鎮守権副將軍、令鎮出羽国

とあつて志波村がみえ、いかにも出羽に関係があるので、この志波村は陸奥ではなく出羽にあつたものとする説がある¹⁾。これに対して、志波村は今日の岩手県紫波郡であるが「当時出羽に属すなり」と解釈する説がある²⁾。又別に志波村は今日の紫波郡であるが「北上川の上・中流域、即ち志波・胆沢の賊が、それぞれ雫石川・和賀川の谷を溯り、奥羽山脈を越えて横手盆地に侵入」したものであるとする説³⁾もあつて帰一するところがない。志波の地名は以上2例の外に統紀・類史・紀略・後紀・三代実録にも散見しているが、以上2例以外はすべて明瞭に陸奥である。第3説に従うべきであろう。

同5月近江介従5位上佐伯久良麻呂を兼陸奥鎮守権副將軍となし、7月安房・上総・下総・常陸4国に船50隻を造らしめ陸奥におき危急に備え、9月陸奥俘囚395人を大宰管内諸国に分配した。不穩者か捕虜となつたものであろう。10月陸奥の当年田租を免じた。頻りに征戦を経百姓が疲弊したからである。11月陸奥軍3,000人を発し胆沢を伐つた。同月出羽俘囚358人を大宰管内及び讃岐に移配し、そのうち78人は諸司及び参議以上に班賜して賤となしている。これから推して9月陸奥国俘囚が大宰管内に移配されたのも、不穩者か捕虜であつたと想定されるのである。12月陸奥の百姓から奥郡に警備として移住する者を募集し復3年を給することとした。奥郡というのは黒川郡以北である。大同5年2月23日太政官符に「黒川以北奥郡」とある。

翌8年3月陸奥夷俘の来降するもの続出した。5月相摸・武蔵・下総・下野・越後等の国に命じ甲200領を出羽国鎮戍に送らせ、9月当年の調庸と田租を免じ百姓を息めしめた。年内に陸奥においては4月以降国をあげて軍を發し山海両道を討伐し、一方出羽側においては国軍が志波村の蝦夷軍に敗退したので鎮守権副將軍佐伯久良麻呂をして出羽を鎮めしめている。これをもつてみれば、陸羽両国が同時蜂起したものか、或は陸奥の北上川流域の蝦夷が出羽まで進出したものと解される。久良麻呂をして志波村の賊をうたせたのは紀広純の進言によるもので、それは12月辛卯(14日)である。しかるに統紀は12月癸卯(26日)条に「出羽国蝦賊叛逆、官軍不利、損失器仗」と記している。この反乱は正に「出羽国蝦賊」であるが、そして信すべきものであるのに、統紀はこの癸卯日条の前に論行賞の記事を載せ、しかも又翌9年6月条にいたつて再び同文の論功行賞記事をかかげているのは重出錯簡である。本稿は行賞を9年6月とした。

今次征討は宝亀7年2月に能動的に征夷計画を策定したが、5月機先を制せられ受身の立場になつて決行せざるをえなくなつていく。征夷のための特別將軍の任命もなく現地將吏のスタッフが当たつている。「陸奥夷俘来降する者道に相望り」とか「拳国発軍、以て山海両賊を討つ」という文字も見えてはいるが、決定的勝利記事は、以上2例以外には見当らない。しかるに「志波村賊叛逆、与国相戦、官軍不利」(7年5月)「出羽国軍与之相戦敗退」(8年12月)「官軍不別、損失器仗」という敗色文字が多い。このうち7年5月条と8年12月条とは或いは同一敗北をのべたものかも知れないが、それにしても敗北2回を喫している。蝦夷勢力の実にあなどるべからざることが

1) 井上通泰, 上代歴史地理新考, 東山道, 439頁.

3) 和島芳男, 前掲論文.

2) 邨岡良弼, 日本地理志料卷之27, 61丁.

歴然としている。政府側としては当然次期征討を予定せざるをえないし、蝦夷側としても反抗態勢に動揺が起つた筈がないのである。

⑦ 次

○征討 以上の如き彼我勢力対立のうちにも9年・10年は事なく経過したが、11年正月26日蝦夷側から攻勢に出て長岡を侵し民家を焼払つたので、官軍が出動し両軍の間に犠牲者を出した。実はこれより先のことであるが、陸奥国は「船路をとり遺賊を伐ちおさめんと欲すれども、比年甚寒くして其河すでに凍り船を得ずして賊をして来犯することをやまざらしむ。故に先ず其寇道を塞ぐべし。仍て軍士3,000人を差發し、3・4月雪消え雨水汎溢の時をとり、直ちに賊地に進み因て覚鰲城を造るべし」と征討計画を言上し、政府は言上に対し2月丁酉(2日)に「海道は漸く遠くして来犯すること便なし。山賊は居近くして隙を伺て来犯す。遂に伐ちおさめざれば、其勢更に強からん。宜く覚鰲城を造り胆沢の地を得べし。両国の息、これより大なるはなし」という勅を下したのであつた。ところが勅が陸奥に到着しないうちに長岡を侵されたので、前回の言上に引き続いて再び陸奥から報告をかねて征夷計画を言上したのである。「去る正月26日、賊長岡に入り百姓の家を焼く。官軍追討して彼此相殺せり。若し早く攻め伐たざれば恐らくは来犯止まざるべし。請う3月中旬に兵を發し討賊し、併せて覚鰲城を造り兵を置き鎮戍せしめん」。そこで政府も陸奥の2度目の言上に対し、2月丙午(11日)に再び「夫れ狼子野心して恩義を顧ず。敢て險阻をたのみて屢々辺境を犯せり。兵は凶器なりと雖も事止むをえず。宜しく3,000兵を發し以つて遺孽を刈り以つて余燼を滅すべし。凡そ軍機の動静は便宜を以て事に随へ」という勅を下した。前回の勅と同一主旨であるが、距離の関係から都と現地との間に行違えを生じただけである。予定の如く征討決行のため按察使參議紀広純は俘軍を率い伊治城に到つた。ところが2月22日、陸奥国上治郡大領伊治公皆麻呂(アザマロ)は城中で広純を殺害するという椿事が突發した。

伊治皆麻呂は「もとは是れ夷俘の種」であるが、⑥次征討に従軍し行賞の際、蝦夷爵第2等から外従5位下勲6等に叙せられ、夷俘から出身して俘囚となりその後郡大領となつた人物である。初めから事に縁り広純を嫌つていたが、私怨をかくし忍んで媚事していたので広純は篤く信用していた。又牡鹿郡大領に道島大楯という者があり、常に皆麻呂を侮り夷俘を以て遇していたので、皆麻呂は深くこれを怨んでいた。実は、夷俘出身の皆麻呂を夷俘出身なるが故に侮つた大楯もその出自は蝦夷と推論されるが、早くより出世をして陸奥大国造となつた道島島足の本籍である牡鹿郡の大領となつていたので、後から立身してきた皆麻呂と競争的な関係になり、不和となつていたものに相異なる。

このような関係で皆麻呂は広純と大楯に対し、怨を蔵していたのである。たまたま今次征討に際し、広純に従つて皆麻呂は大楯と共に伊治城に入つたので、従軍の俘軍を誘つて先ず大楯を殺し、次に広純を殺害したのである。但し、共に従軍していた陸奥介大伴真綱とは特別関係があつたらしく、真綱を護送し多賀城に至つた。この際皆麻呂に従つて反旗をひるがえした俘軍は多賀城の財貨を掠奪し放火した。皆麻呂の反抗によつて辺境経営は前代未聞の窮地に立つたのである。

ここにおいて3月征討將軍の任命があつた。5月京庫及び諸国の甲600領を鎮狄將軍の所に送つた。この頃渡島の蝦狄も蝦夷反乱に同調し辺民を侵擾するようになっていたので、5月將軍国司らに渡島蝦狄慰諭を勅した。又同月坂東諸国・能登・越中・越後に糶3万石を準備させた。糶は軍防令第6条に「凡て兵士は人別に糶6斗・塩2升」を準備すべき規定があり、これは軍毅の責任であつた。人別6斗という基準は宝龜4年正月23日にも勅行されているし¹⁾、この勅行が更に延暦・貞

1) 延暦交替式、貞觀交替式所収

観まで継承されているから、今次征討軍備にあてられた糶3万石の算定基礎も人別6斗であつた筈である。3万石は兵士5,000人分の糶である。但し、5,000人をもつて今次征討動員兵力とみるのは早計であつて、明証は倉庫令にある。とはいうものの今日倉庫令は医疾令と共に早く散逸してしまつている。しかし、延暦交替式・延喜交替式・類聚国史にみえる式文と天平8年薩摩国正税帳・天平9年豊後国正税帳・天平2年大倭国正税帳・天平10年和泉監正税帳にみえる実例とからみると糶は20年の貯積にたえるべきものであつたから、今次征討糶3万石は補充したものであろうから、前年までの貯積量がわからぬ限り、兵員実数を把握することはできない。しかし、大略の指標とすることができるので、糶について若干の説明を挿入したのである。

11年5月己卯(16日)勅を下し「狂賊常を乱し辺境を侵擾し燧燧虞り多くして斤候守を失えり。今征東使并びに鎮狄將軍を遣し道を分けて征討せしむ。期日衆を会する事は須く文武謀を尽し將帥力を竭し奸軌を翫りたひらげて元凶を誅戮すべし。宜しく広く進士に募りて早く軍所に致すべし」と命じている。陸羽兩道兩面作戰は①次征討以来の傳統的軍略であつた。今次も同様であつた。さて、この勅にいう進士を広く募るとするのは、2カ月前に兵制改革をした際の精兵のことである。即ち、11年3月16日の太政官奏で、三關辺要以外の諸国は国の大少に随つて一定額の殷富の百姓の才弓馬に堪えたる者を点じ当番毎に専ら武芸を習い有事に徴發することにした¹⁾。この精兵を進士といつたのである。

今次征討計画によれば、進發は3月中旬の予定であつた。しかるに国府に滞留したまま征軍が動かぬので6月辛酉(28日)勅を下して出動を促した。ところが出動するところか却つて甲・楨等の軍需の補給を要請してきたので、7月尾張・参河等5国に命じて甲1,000領を、東海東山兩道諸国には楨4,000領を運送させた。更に下総国の糶6,000石・常陸の糶10,000石を8月20日締切という期限付きで追送させ、出動を重ねて促した。これで陸奥に輸送した糶の合計は46,000石となつた。当時、奈良朝時代の暗黒面の一例として兵器の制度も乱れ、兵器を私蔵するものが多くなつたと同時に兵器の欠損も多くなつていた。靈龜元年5月の詔には、諸国の營造兵器が劣弱となつていたので巡察使をして検査せしめている。辺要であつた太宰管国ですら年料の兵器を造らなくなつていた。宝龜4年正月の明法曹司の解によれば、兵士にして兵器・糶塩を備えず、又、たとえ備えたとしても国司軍穀等が費損し、前国司は徒らに虚偽の帳簿を作成して遷替する有様である。今次征討中の11年8月にも勅を下して甲冑整備を令している。鉄甲は製作工程が面倒で経費もかかる上に破損率も高いので革甲にあらためたのである。

かかる兵器の制の崩壊傾向と並んで重要な事態が東北辺境で起つていた。それは宝龜の初めから「秋田は保ち難し、河辺は治め易し」という秋田よりの後退説が起り一時後退に決定したが、11年までそれが実現していなかつた。それで秋田城地域に住む帰服蝦狄間に不安が拡がり、彼らとしては秋田城維持説を主張したのである。狄志良須・俘囚宇奈古等の言上によく表明されている。出羽出先官僚は後退説、現地帰服蝦狄は維持存続説を主張するので政府は2月「具に彼此の利害を言」上すべきことを鎮狄將軍に命じている。ここで考えられることは、続記の11年条には見えないが、延暦2年6月条には「宝龜11年雄勝・平鹿2郡の百姓、賊のために略せられ各本業を失い彫弊殊に甚し」とみえている。この年、雄勝・平鹿も掠奪を受ける情勢であつたので、秋田城後退説が再燃したのであろう。

征軍は中央指令に背き出動せずにいるため9月征東大使を交送した。藤原継繼はやめ、藤原小黒麻呂が新任した。交送事情は10月の勅に詳述されている。文意は次の如くである。征東大使は発赴

1) 続紀、宝龜11年3月条

してから久しくなるのに延滞して既に征戦の時宜を失した。もう10月になつてしまつた。「歩騎数万余人」を集めながら、「夏は草茂しと称し、冬は襖乏しと言ひ」言を左右にして出動しない。「兵を整え糧を設くるは將軍の為す所なり」しかるに兵を集める前に準備もしておらず却て「未だ城中の粮貯せず」と称して責任回避をしている。かくの如き情態では「賊を誅し城を復す」のは何時になるかわからない。未だ11月になつていないから出動はできる筈だ。もし今月出動することができないならば、せめて多賀・玉作の2城に居て防禦態勢を固め戦術を練るべきである。

この勅によつて、伊治城は蝦夷の手に陥ちたまま10月に至つても回復できていないことが知られる。

大使交迭後、小黒麻呂は直ちに出動し2,000人の兵をもつて鶯座・楯座・石沢・大菅屋・柳沢を經略し、木を斬り谷を埋め溝を掘り險をつくり蝦夷の首鼠両端の要害を遮断したことを12月に奏言した。この奏言に対し「聞くならず、出羽国大室塞等も亦是れ賊の要害なり。毎に間隙を伺いて頻りに来りて寇掠せり。宜しく將軍及び国司に仰せて地勢を視量し非常を防禦せしむべし」と勅している。更に大室塞の征討を督励したのである。これをもつてみれば、陸羽横断連絡幹線路として天平9年に建設された路線も今次反乱で蝦夷の手に歸していたのである。

12月陸奥鎮守副將軍百濟王俊哲が「己等賊のために困まれ兵疲れ矢尽きたり。而して桃生・白河等の郡神11社に祈つて困を潰ることを得たり。神力にあらざるよりは何ぞ軍士を存せんや。請う幣社に預らしめん」と言上し許可になつた。これが陸奥における征討神威の初見である。今次討夷の苦戦がよくわかるのである。

明けて天応元年正月、皆麻呂側の内部分裂をねらつて投降者には復3年を給する策を立て、従軍した諸国の民には当戸の今年の田租を免じ種子のない場合には貸付ける策をも立てた。その反面個人で軍糧を献納する富裕者も多数あつたらしく、特に著しい下総国印幡郡大領外正6位上丈部直牛養と常陸国那賀郡大領外正7位下宇治部全成には外従5位下を授けた。富裕者層はいずれも郡司階層である。昇叙された位階からみると献納軍糧は3,000石ではなかつたかと思う。養老7年2月条にも常陸国那賀郡大領外正7位上宇治部直荒山が私穀3,000石を陸奥国鎮所に献じて外従5位下を授けられたことがみえているからである。全成と荒山とは姓氏と居住地とからみて同族であろう。宇治部是那賀郡の名族郡司階層であつたのである。

越えて2月相摸・武蔵・安房・上総・下総・常陸に穀10万石を陸奥軍所に漕送せしめている。海上輸送が注目される。

天応元年5月24日小黒麻呂は結集した軍を解き帰京したいと言上した。これに対し政府は6月1日の勅をもつて却下している。却下の理由は次の如くである。「1を以つて1,000に当る勇敢な賊中の首領伊佐西古(一旦帰服し宝亀9年の行賞では外従5位下・勲6等に叙されたが、皆麻呂に同調し反乱側に参加した人物である)・諸絞・八十島・乙代らは山野に逃げかくれてしまつたというが、先後の奏状をみると賊衆4,000余人のうち斬首級は僅かに70余人に過ぎない。則ち残敵は未だ多いのであるから、たとえ旧例があると雖も今回は帰京を許さない。副使のうち1名を上京させて軍中の委曲を先ず報告せよ。」というのである。去年以来の戦果は誠に僅少である。賊衆4,000余人のうち斬首70に過ぎない。しかも1騎当千の首領等は縛についていない。蝦夷の勇敢さが言外に躍如として感ぜられる。9月辛巳条には「復所亡諸塞」とあるが回復した諸塞というのは、小黒麻呂赴任の緒戦の戦果をいつたもので鶯座以下の五道のことであろう。9月辛巳条については後で触れる。今次征討の大目的である伊治城回復のことは全くみえないから、伊治城は天応元年にも蝦夷手中にあつたものであろう。であるからこそ、⑧次延暦3年の征討が継続されたのであつた。

しかるに、その後格別の戦果もみえぬまま、統紀は8月辛亥(25日)小黒麻呂の入朝を記してい

る。かくして9月丁丑(22日)行賞があつた。戦果を讃えての行賞でなく、型の如き行賞であつたことは「征夷の勞を賞す」とあることから察知できるのである。更にいうならば、⑨次延暦7年8年の征討は明瞭に失敗したが、この敗軍にも型の如き行賞はあつた。この際の敗軍行賞の基準になつたのは、今次行賞であつたことから推測できるのである。従つて、ここで指摘しておきたいことは覚鷲城の問題である。覚鷲城は今次征討に築城されたものではない。覚鷲城の名は、今次征討に當つて4回みえるが、いずれも構築完成を意味していないからである。次にその証拠をあげよう。

- 1 宝亀11年2月丁酉(2日)条陸奥国言上中にもみえているが、前述した如く、これは3月・4月の雪解季節を待つて直ちに賊地に入り覚鷲城を築営したいという予定計画を述べたまでのことである。
- 2 宝亀11年2月丁酉(2日)条下勅にもみえているのは、陸奥言上の計画に対して裁下したものであつて築営完了を意味するものでないことは明白である。
- 3 宝亀11年2月丙午(11日)条陸奥国言上中にもみえているが、これも来る3月中旬には兵を發し賊を討ち覚鷲城を築営したいという計画をのべたものであることは文意と言上の時季からみて、これ又明白である。
- 4 宝亀11年3月丁亥(22日)条にもみえるのが旧来から覚鷲城成立の有力証拠となつているので原文を次にあげる。3月丁亥条は皆麻呂が反して広純を殺害したことを記したものであるが、この記事は最初に広純殺害の事実をあげ、次に広純の略伝を抄記し、第3段にいたつて皆麻呂の出自と反乱するに至つた経緯をのべ、第4段にいたつて広純殺害の前後の事情を述べている。第4段において続紀は

時広純建議、造覚鷲柵、以遠戍候、因率俘軍入、大楯・皆麻呂並従と記載している。

さて、広純が伊治城に入つたのは覚鷲築営を着工するために北進して入城したのであろうか。そうであるとすれば覚鷲城が竣功していないことになる。それとも既に覚鷲城の築営を終了し南下して来て入城したのであろうか。そうであるならば始めて覚鷲城の完成を確認することができるのである。そこで、覚鷲城建設計画が裁下になつた日から広純が伊治城に入城し殺害されるまでの間の期間が問題となつてくる。裁下の勅は、既に今次征討の項で述べておいた如き経緯があつて2度出されている。初回は2月2日であり、2回目は2月11日である。この年の2月は小月であり、広純殺害の日は3月22日であるから、最大限の日数をみても40日しかない。延暦8年における行軍行程日数によれば玉造塞から衣川營まででも4日を費している¹⁾。多賀城から出發し覚鷲城を完成し、しかる後に広純が伊治城に入つたものとすれば、40日という最大限期間は更に縮少し30日位となるであろう。かかる短期間に築営が可能なものであろうか。しかも新占領地における築営は危険の多い敵前工作なのである。

更に云うならば、今次征討においては征夷出動がなく進軍を督促されていることは前述した通りである。

故に覚鷲城は今次征討の築城ではない。その名は計画プランの上にあつただけである。

今次征討行賞の反面に、征討軍内部に反感や対立があつた。行賞のあつた9月征東副使大伴益立は「軍に至つて、しばしば征期をあやまてり」という責任を問はれて従4位下の位を剝奪されている。しかし50数年後にあたる続日本後紀承和4年5月条によれば、それは讒言に遭つて責任を転嫁

1) 続日本紀、延暦8年6月条

されたものであつたので、歿後ではあつたが本位を贈つた。敗け戦にはいつの世においても、このような犠牲者があつたのである。今次征討は成功したものでなかつた例証の1つとすることができる。

○事後処置 従軍将士に行賞した翌月に尾張・相摸・越後・甲斐・常陸等の国人12人が私力をもつて軍糧を陸奥に運輸したので、多少に応じて位階を加授した。富裕郡司階層であつたろう。

延暦元年5月軍糧を献じた下野国安蘇郡主帳外正6位下若麻績部牛養・陸奥国人外大初位下安倍信夫臣東麻呂等に外従5位下を授けた。同月陸奥奥郡の百姓に復3年を給した。又陸奥国の言上により征夷に神験のあつた鹿島神に勲5等と封2戸を授けた。新抄格勅符抄所収大同元年牒に「鹿島神2戸 陸奥国延暦元年5月24日符」とあるのは、この際のものである。

延暦2年4月征夷兵站基地として度々調発をうけた坂東諸国に使を遣して存慰し倉を開いて優給し、6月には出羽の雄勝・平鹿2郡に優復を給した。この2郡は宝亀11年蝦夷の掠奪をうけた土地である。

今次、征討不成功の理由の1つとして現地将吏の不正を見逃すことはできない。不正は蝦夷の反感と不平を誘発する。不正の1つは、坂東諸国から鎮所に運送した稻穀を将吏が軽物に換えて京に送り「苟も恥ることなき」ことである。不正の2はみだりに鎮兵を役して多く私田を経営する悪弊である。そのため2年4月に勅を下して肅正しなければならぬ程であつた。これは東北開拓の痛であつた。

⑧ 次

前項で述べた如く⑦次征討は所期の成果をあげることはできなかつた。当然の帰結として⑧次が準備されたが、遂に実行されずに終つた。その経過を述べよう。

⑦次征討将軍が不成功のまま帰還した年、光仁天皇は崩御された。天応元年12月であつた。明くれば延暦元年、桓武天皇の治世第1年である。遠く辺境には未解決のまま征討問題が残されている。しかも宮廷においては、閏正月氷上川継の謀反事件があり、3月には三方王・山上船主等の不穩があり、6月には左大臣藤原魚名の免官事件が起るといふ情勢である。直ちに征軍を動かすわけには行かないのである。しかも辺境開拓は伊治皆麻呂の反抗によつても知られるように兵力強化が絶対要件となつていた。そればかりではなく、兵制そのものが多くの欠陥を露呈したしていた。このことと前線将吏の不正が現地民の不平と不満をよんで、前代未聞の窮地に立たざるをえなくなつたのである。兵制そのものの欠陥といつたのは、全般的にいうと、令の徴兵制は唐の府兵制度を模倣したものであつて実情と合はない点があつた。例えば、令制では兵器糧食は兵士の自弁となつているが、その反面有位者・富裕階層の子弟には徴兵免除の特典があつた。これでは兵役の負担は余裕の乏しい一般人民だけにかげられることになる。制度としての欠点はこのようなものであるが、時勢の変化が制度のもつ欠点を更に拡大した。一体徴兵制は公地公民制を前提とするものである。しかるに公地制の基礎条件である口分田制が破綻するにいたつては、も早や徴兵制は質的に低下の一途を辿る以外に道はないのである。

それで辺境の現実の要請から、どうしても兵制改革をする以外に辺境問題解決がなくなつていた。既に述べた如く皆麻呂反乱のあつた宝亀11年3月に弓馬に堪える富農層から精兵を得る方途を講じ、5月には進士と称して征夷に徴募すべきことを令している。桓武天皇はこの方途を継承して延暦2年6月の勅で次の如く述べている。「蝦夷の反抗は未だ止まない。練兵教率して辺境を防がねばならぬ。しかるに坂東諸国の軍役につく者は劣弱で戦闘にたえない実情である。即ち坂東8国に仰せて、有位者の子弟で官職に就いていないもの・郡司の子弟・浮浪人などの中で兵士たるに堪える者を国ごとに500人から1,000人選抜して用兵の道を習はせよ」。辺境将吏が鎮所の兵糧を軽物に交換して京に送つたり、鎮兵を私役して耕作に濫用することを禁じたことは前述したが、これも桓武

天皇の方策であつた。

かくして2年11月に常陸介大伴弟麻呂を征東副将軍に任じ、翌3年2月にはその他の征討将軍を任命した。正将軍に先立つて副将を任命した例は⑨次征討の場合もある。異例ではない。3月軍糧を献じた丸子連石虫に外従5位下を授けた。しかし征討の行動を起さずに3年は暮れた。4年2月にいたつて続紀は陸奥国小田郡大領丸子部勝麻呂を正6位上から外従5位下に昇叙し「征戦を経るを以てなり」と記している。ゲリラ的小戦闘があつたのであろうか。それとも位階からみると軍糧を献納したのを続紀は誤つて「以経征戦」と記したのではあるまいかとも考えられるが明らかでない。4月には「中納言従3位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守将軍大伴宿禰家持等」の言上により、多賀・階上2郡を権郡から真郡に変更して官員を備置し「賊をして窺窬の望を絶たしめた」。注意すべきは家持の官位官職である。家持は3年2月持節征東将軍に任ぜられているのに、ここにはそれがみえない。既にこの時には征討軍の編成を解いたものであろうか。4年には征軍出動のことは全くない。又正将軍・副将軍に任命された人物の位階を検討してみても行賞がなかつたから、このことから征夷行動がなかつたことが裏付けられる。

今次は、辺境事情からすれば征討の必要性はあつたが、前回の失敗に省み慚々に出動することもできず、更に又兵制改革の実績も未だ充分に上つてないので、将軍を任命しながらも未遂のうちに編成を解いたものと考えられる。

⑨ 次

○事前準備 延暦5年から征夷計画が実行にうつされ8年3月には戦闘が開始されているから、準備期間は少くとも2年半以上あつたことになる。

桓武天皇の治世における第2回目の征夷であつて、準備期間が長期に亘つたことは、準備の慎重さと能動的意欲が明確に知られる。桓武治世の第1回目は未遂に終つたが、今次は企画的であり能動的であつた。

延暦5年8月佐伯葛城を東海道に紀楯長を東山道にそれぞれ判官1名・主典1名宛を付して派遣して、軍士を簡閲せしめ兼ねて兵器を檢閲させた。続紀は「蝦夷を征せんがためなり」と特記している。能動的企画性が躍如としている。軍士簡閲というのは延暦2年6月6日勅による新兵制の情況検査のことであろうし、兵器檢閲は鉄甲から革甲に変更したその整備充足情況の点検をも含んでいたであろう。檢閲使のうち佐伯葛城は翌年2月陸奥介となり鎮守副将軍を兼ね、7年3月には征東副使となり8年戦死により贈位をうけた人物である。この簡閲使の使命は重要であつたのである。

延暦6年2月現地将吏の人事交迭をし、閏5月鎮守将軍百濟俊哲は「事に坐し日向権介に左降」されている。理由は不明である。俊哲の伝は大日本史にも登載されている。⑤次宝亀5年の征討の軍功により勲6等、⑥次宝亀7年8年の征夷で勲5等に叙し、累進して従5位上・鎮守副将軍となり、⑦次宝亀11年の征夷では包圍をうけたが破りその軍功により正5位上勲4等に叙した。日向権介に左遷後は4年にして召還された後は又田村麻呂と共に東海道の軍士兵器を簡閲し、⑩次延暦13年の征夷には田村麻呂の下で副使となり、鎮守将軍・勲3等・従4位下にいたり延暦14年に死んだ。辺境に一生の大部分を暮した人物であるが、京都との連絡は保つていた人物でもあつたらしい。この事は大日本史にも滌れているが、俊哲の女貴命は嵯峨天皇の女御となり忠良親王を生んでいる¹⁾。ここにおいて思いだされることは、俊哲が左遷になる5カ月前に、王臣・一般人民が夷俘と密貿易をし私利を貪ることを禁止していることである²⁾。俊哲は辺境事情に明るかつたので、自身でか或は廷臣貴族密貿易の世話をし、それが発覚して左遷となつたのではあるまいか。そうすれば、外官

1) 続日本後紀、承和元年2月条

2) 三代格、延暦6年正月21日太政官符

乃至辺境で一生を終った俊哲の娘が天皇の女御となるにいたつた理由が諒解されそうである。桓武治世における辺境将吏の肅正策の一端と解されるのである。

6年12月軍糧を陸奥に献納した朝倉公家長に外従5位下を授けた。

7年3月軍糧35,000石を多賀城に搬入し、東海・東山・北陸等の諸国に7月以前と期限を定めて糶23,000余石と塩を陸奥に運送せしめることにした。統紀は「来年蝦夷を征せんがためなり」と特記している。3月いよいよ動員計画が発表された。

- 1 動員地域 東海東山坂東諸国
- 2 動員兵種 歩兵・騎兵
- 3 動員兵数 52,800余人
- 4 動員策程 来年3月を限り多賀城集結
- 5 動員対象
 - a, 辺境征戦経験者にして勲位を帯する精兵
 - b, 常陸国の神賤¹⁾
 - c, しかる後に弓馬に堪える者

6 動員規定に違反する国司は「必ず軍興に乏しきを以て事に従はん」²⁾

3月己巳(21日)征東副使を、7月には征東大使を任命した。副使を大使に先んじて任命した例は既に⑧次征討にある。副使は先発し現地にあつて諸般事前準備をするためであろう。征夷の將軍の辺境閱歴をみると第8表の如くである。

第8表 ⑨次征討將軍辺境閱歴表

征討職名	姓名	閱歴
征東大使	紀古佐美	⑦次副使
征東副使	多治比浜成	
"	紀真人	
"	佐伯葛城	延暦5・8東海道簡閱使 延暦6・2陸奥介、鎮守副將軍
"	人間広成	⑧次軍監

即ち5名のうち3名までが辺境征討経験者か辺境関係に在職したもので占められている。準備のほどが知られるのである。

○征討 大將軍古佐美は7年12月辞見のため昇殿し節刀を賜つた。その時勅書も賜つたが、勅書に曰く「聞くならく承前の別將ら軍令を慎しまず逗關猶ほ多し。その所由を尋ぬるにまさに法を輕んずるにあり。宜しく副將軍の死罪を犯すあらば身を禁して奏上し、軍監以下は法によつて斬決すべし。坂東の安危、此の一挙にあり。將軍宜しくこれ勉めよ」と。決意のほどがよく表明されている。

8年3月、動員計画の如く諸国の軍は多賀城に結集を完了し道を分けて賊地に入つた。同月、朝廷では征夷を告げるために伊勢神宮に奉幣した。征夷のため神宮に奉幣したのは、これが初見である。征軍は3月28日渡河して衣川の線まで進出し營を3処に設定した。伊治城を回復したのはこの

1) 常陸国に神社帰属の賤民が多数あつたことは、統紀宝龜11年12月条に「常陸国言す、脱漏せる神賤774人を神戸に編せんことを請う。これを許す」とあることから類推できる。

2) 「必以乏軍興從事矣」というのは死刑に処することである。唐禮興律に「諸乏軍興者斬」とあるからである。

時であろう。ところが衣川で軍は膠着してしまつたので、5月12日政府は北進を督促した。副使佐伯葛城は軍を率え途中で死亡したので5月26日正5位下を贈つた。

6月3日戦況が朝廷に達した。これによれば征討目的は胆沢攻略である。賊の帥夷阿豆流為の勢力との戦況報告である。それによれば

1. 戦 果 焼亡集落 15村
焼亡家屋 800許・その他器械雑物
2. 損 害 戦死 25人(別将1名・進士4名)
矢による負傷者 245人
溺死 1036人
裸身帰還者 1257人

6月9日又戦況報告が到着した。戦況報告であるが結論は征討中止意見である。長文であるのでここに必要な点だけを摘記する。

結論要旨 能動的征討軍を解散し受動的防禦態勢に切替えるべきである。

- 理 由
- 1 賊地は北に偏して遠く征討困難
 - 2 従つて食糧輸送困難
 - 3 賊の戦法は出沒自在で征討は短期間に成就の予想が立たない。
 - 4 既に農耕期に入つているので戦闘続行に無理がある。

更に細かいことであるが、この報告からいろいろの点を知ることができる。

- 今次征討の目的地胆沢は頑強な「賊奴の奥区」であること。
- 子波・和我是胆沢の更に北に「僻して深奥にある」賊の地域であること。
- 玉造塞より衣川菅までの行軍日程は順調に進んで4日を要すること。
- 衣川より子波までの行軍日程は順調に進んだとしても、6日と想定されること。
- 軍行動の基準に衣川がとられているし、征討軍が膠着せざるを得なくなつたこと等からみて衣川は彼我戦略上の重要地点であること。
- 戦闘部隊総兵力は27470人であること、これは動員予定52800人の5割2分に当る。
- 征軍兵士1人1日の軍糧は当時の榊目で2升であること¹⁾。
- 征軍は軍行動に当り糒を随伴し、その量は1人当り2斗2升2合強であること。

この征討中止意見に対し政府は「まさに知る、將軍等兇賊を畏懼して逗留」するものとし「夫れ帥(いくさ)出て功なきは良將の恥る所なり」進軍すべしと督励した。

その後、勅命により征討軍は胆沢を討つた。その報告は7月10日政府に到着した。しかし政府は満足しなかつた。その理由は7月17日將軍に下した勅に詳しい。要点を摘記すると、

- 戦果は斬首89級であるのに、官軍の損害は死亡1000余人・傷害2000人。征討軍の損害が戦果を上廻つている。
- 討伐を了して本營に帰還したとのべているが「還り出るの日、凶賊追侵すること唯だ1度のみならず」即ち、再三追撃をうけている。追撃をうける帰還は凱旋ではない。
- 従つてこの度の報告は「これその浮詞、まことに実に過ぎたり」として虚偽を指摘し、「凡そ凱表を献ずるものは、賊を平げ功を立てて然るに後奏すべし」と誡め、征討中止意見を却下した。

8月今次征討従軍者の今年の田租を免じ復2年を給した。殊に牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川の10郡は「賊と居を接し同等にすべからず」として特別に復年を延

1) 板橋源, 陸奥出羽鎮兵考, 岩手史学研究, 第8号, 8頁

長した。宝亀7年12月条にみえる奥郡とはこの10郡のことである。10郡はすべて宮城県であるから、今次征討軍が3管処を設営した衣川は、最北前哨地であつたのである。

以上の如く、格別の成果を収めぬまま9月8日に將軍古佐美は節刀を返進した。今次征討は失敗に終つたのである。

○事後処置 9月19日、大納言藤原継継・中納言藤原小黒麻呂・同紀船守、それに左兵衛佐津真道・大外記秋篠安人を添えて太政官の曹司において「征東將軍らの逗留して敗軍するの状」を勘問せしめた。勘問をうけたのは大將軍紀古佐美は勿論のこと副将入間広成・鎮守副将軍池田真枚・同安倍墨繩等であつて「並に皆承伏」した。しかし勘問の結果は次の如く決定した。

- 大將軍紀古佐美 敗軍責任上処罰すべきであるが⑦次征討の軍功を考えて免除する。
- 安倍墨繩 敗軍責任上斬刑にすべきであるが、辺境に永く在勤した功勞を考えて免官・官位剥脱にする。
- 池田真枚 敗軍責任上免官・官位剥脱に処すべきであるが、今次討伐にあつて溺れた軍士を救済した功を考えて免官にのみ処する。
- 入間広成 勘問結果の詔にはみえていないが、延暦9年2月に外従5位下から従5位下に昇叙しているから無罪になつたことが知られる。

8年の末から9年初半にかけて辺境現地の人事刷新をし巨勢野足を鎮守副將軍に、多治比浜成を按察使兼陸奥守となした。

そして9年10月に、敗軍行賞があり4840余人に叙位叙勲したが、その基準は⑦次の敗軍行賞に準拠したものであつた。かくして⑨次征討は終了したが、敗戦の当然の帰結として⑩次征討が準備されていたのである。

今次征討を終るに當つて、敗軍の理由を考えてみる必要がある。気候寒冷で関東以南の兵士に適応しなかつた条件を数えたこともあつたが、この理由は当らない。征討期は3月から8月までであるからである。征討軍が辺境の地理に暗かつた条件を上げる説もあるが、辺境戦のみならず能動的に敵地に進出しての戦鬪には地理不案内という条件は必然的なものであるから、そして征夷経略には常に帰服蝦夷を採用参加せしめているのであるから、この条件を敗軍の主要理由とするのは、根拠が少なすぎる。輸送の困難は主要原因の1つであつたことは古佐美の戦況報告によつても首肯される。この外に考えられる理由は蝦夷勢力の増大と陸奥を含めて坂東諸国兵站地域における国民経済力の疲弊である。蝦夷勢力の増大には理由がある。蝦夷の不安と不満は、地域支配統治方針により助長された筈である。当時の一般風潮となつていた将吏の不正腐敗は更に蝦夷のかかる傾向を倍加させるに充分である。以夷征夷方針により一旦は帰服し内地文化に習熟した蝦夷にして奥地に脱走し蝦夷を組織化するようになれば、彼等の戦鬪力の較差が、奈良朝初世に比して少なくなつていたことも考えられる。菅麻呂の反抗がその例であり、⑦次宝亀11年征討の際1騎当千と評された賊首伊佐西古もその例である。伊佐西古は⑥次征討の際には軍功により外従5位下を授けられた蝦夷出身者であつたが、奥地に逃亡して反抗するにいたつた組織者であつた。次に征夷兵站地であつた坂東諸国の国民経済力についてであるが、この地域住民は東北辺境のみならず西南地域の警備防人として絶えず人的・経済的負担を要請されていたのである。延暦14年11月22日太政官謹奏所引延暦2年5月22日の騰勅符は端的にこれを表明している。征討のあることに免租・優復を給されてはいるが、これは次期征討の負担によつてマイナスになる。悪循環である。將軍達が征討中止の理由に度々農耕期を云々しているが、裏を返していえば、征討期が農耕期と重る頃になれば従軍兵士の間に厭戦気分が昂まることをも意味しているものであろう。

⑩ 次

○事前準備 失敗に終わった⑨次征討の論功行賞の以前において事前準備が既になされ、前後3カ年と10カ月の長期にわたる準備である。かかる例は従来なかつたことである。即ち延暦9年閏3月駿河以東の東海道諸国と信濃以東の諸国に革甲2000領を3カ年以内に造ることを命じ、統紀はその目的について「蝦夷を征せんがためなり」と特記している。鉄甲は綴合部が破損し易く且つ修理が面倒であり、製作費も亦高くつくのに対して、革甲は「軽便」であり製作費も安くつく上に「箭にあたって貫き難く」「牢固」であるので、宝龜10年以降鉄甲から革甲に改められていた¹⁾。征戦が頻発するにつれ財源が枯渇したことも窺はれる。同月相摸以東の東海諸国と上野以東の東山諸国に糶14万石の乾備を命じ、これ又統紀は「蝦夷を征せんがためなり」と特記している。4月にいたり大宰府に鉄冑2900余枚の製造を命じていることも征夷計画と関係があるのかも知れない。10月左右京・5畿内・7道諸国の国司等に命じて、士民浪人王臣佃使を論ぜずその財産を調査し、能力に応じて甲を造らしむることとした。この時の太政官奏言は、かかる措置をとらざるを得なくなつた理由を次の如く明快に述べている。即ち現今坂東の諸国は久しく征戦に疲弊し、強者は「筋力を以て軍に供し」貧弱な者は輸送を負担していずれも従軍している。しかるに「富饒の輩は頗るこの苦を免れて前後の戦にその労をみず」「普天の下、同じく皇民というも、事を挙げるに至つて何ぞ俱に勞することなからんや」とある。実は延暦2年の兵制改革は富饒の輩を対象にしたものであつたが、⑨次延暦8年の征戦にも実行されなかつたのである。征戦の負担は一般農民に依然としてかぶさつていたのである。今次征戦が一応の成果をあげることでできた理由の1つとして、かかる面に考慮を払つたことを指摘することができよう。11月坂東諸国に今年の田租を免じた。連年の征戦と疫早のためである。

10年正月百濟王俊哲と出村麻呂を東海道に、藤原真鯨を東山道に遣して軍士を簡閲し兵器を検査させた。固より「蝦夷を征せんがため」である。3月右大臣以下5位上と京畿7道の国郡司に甲を造らしめた。6月には諸国の鉄甲3000領を新形式に改め修理させた。7月に征討將軍の任命があつた後においても出動することなく10月東海東山諸国に征箭34500余具を作らせ、11月に坂東諸国に糶12万余石を追加準備させ、着々戦備充実をすすめた。糧の総計は26万石となり、軍防令規準からみると43333人分に充る。軍糧は個人の献納もあり充足された。9月陸奥国安積郡大領阿倍安積臣継守はその功により外従5位下を授けられている。

統紀は延暦10年で終つて、翌年からは日本後紀によらねばならぬが不幸にして後紀の巻1・2・3・4、年代にして11年正月から15年6月までが欠落しているので、詳細を知ることができない。しかし、11年には対夷懐柔と蝦夷内部抗争のことが多くみられることは注目すべきであろう。斯波村の夷胆沢公阿奴志己と伊治村の俘とが対立抗争し、斯波村の夷は使者を国府に派遣し、伊治村の俘の非を訴え「願くば彼(伊治)の遮鬪を制し永く(斯波より国府に至る)降路を開かんことを」と情願している。遮鬪という文字によつて内部抗争は武力行使にも及んでいたことが窺れるし、降路を開けということは伊治に武力討伐を加えてくれという婉曲な表現である。国府では「朝恩を示すため物を賜り放還」したが、国府の措置に対し政府は「夷狄の性虚言不実、常に帰服と称し唯利これ求む。自今以後、夷の使者あらば、常賜を加える勿れ」と命じている、この場合、国府の措置は流石に現地事情に通じているだけ適当な態度である。政府の態度は策の得たるものではない。特に征夷事業を近く控えているのであるから、蝦夷の動静を知るためにも伝統的以夷以征策を強化推進するためにも、改むべき態度である。多分その後態度を変更したものであろう。7月以降は実は一変した態度になつている。即ち夷爾散南公阿破蘇の入京を許したばかりでなく「宜しく路次の国、

1) 統紀、宝龜11年8月条 三代格、応天元4月10日太政官符

壯健なる軍士 300騎をえらび国堺に迎接し、専ら威勢を示すべし」というのである。10月陸奥国俘囚吉彌候部真麻呂と大伴部宿奈麻呂を外従5位下に叙し、類史は「外虜を懐くるなり」と特記している。11月には先に入京した陸奥国夷俘爾散南公阿波蘇・同宇漢米公隱賀・俘囚吉彌候部荒嶋らを朝堂院において饗応し、阿波蘇と隱賀に蝦夷爵第1等を荒嶋には外従5位下を授け、この場合にも類史は「以て荒を懐くるなり」と特記している。この時宣命も特に賜っているが、蝦夷に対する宣命の文が正史に伝えられているのは、これが初見である。11月出羽の平鹿・最上・置賜3郡の狄の田租を「永く免じ」ている。ここにおいて附記したいことがある。優遇をうけた阿波蘇は後々までも変ることなく帰服し田村麻呂・綿麻呂の征戦の終了後、弘仁11年には外従5位下に叙されていることである。阿波蘇は征戦に協力を惜しまなかつたのであろう。

11年間11月征東大使辞見。翌12年2月征東使を征夷使に改め、副使田村麻呂が辞見した。今次征討にあたり征討將軍に任ぜられたものは正副計5人であるのに紀略は以上の如く2名の辞見しか記していない。これは紀略が他を省略したのではなくて、実際に他の3名は辺境に在任していたからである。他の3名とは百濟俊哲・多治比浜成・巨勢野足であるが、俊哲は10年9月以降下野守兼鎮守將軍として、野足は8年10月以降鎮守副將軍として、浜成は9年3月以降按察使兼陸奥守として陸奥にあつたので、改めて辞見の要はなかつたのである。紀略の征夷関係記事の史料としての信憑性をみるために重要な手掛りとなるので敢てここに附言しておく次第である。

今次將軍5名のうち田村麻呂以外の4名は既に辺境に経験を有する有能な人物ばかりである。

大使弟麻呂は④次征夷の際副使となつている。大同4年79才で歿しているから、この時既に61才の高齢であつた。弟麻呂の子勝雄は天長中陸奥守となり按察使を兼ねた。資性寛簡にして家風清廉貨利を近ずけず出でて戎事を繪べ入りて禁兵を典る、才学に乏しと雖も將帥の器ありと評された人物である。弟麻呂の家は武の家であつたのであつたのである。

俊哲については前述した如く一生の大半を辺境に暮した武人である。

浜成は⑨次征討に副使となり出征。敗戦勘問の際にも副使として浜成だけは戦功により勘問をうけなかつた人物である。田村麻呂が兼越後守となつた際には浜成は按察使兼陸奥守であつたから、辺境に関しては田村麻呂の先輩である。

野足は既に延暦8年10月鎮守副將軍になつていて辺境事情に通じている。弘仁7年68才で歿しているから、この時43才で田村麻呂の年長者であつた。

以上の如き前歴経験を有する年長者のうちに田村麻呂が最年少者として副使に加えられたのであつた。副將以下、軍監16人、軍曹58人、征軍10万であつた¹⁾。

○征討 後紀が欠落しているので詳細は知ることができないが、延暦13年正月大將軍に節刀を授け、征夷の事を天智天皇と光仁天皇の陵に告げ、参議大中臣諸魚を伊勢神宮に遣し「為征蝦夷」奉幣している。2月乙未の勅を以つて、馱遞奏上規定を制定し征夷軍状言上を改革した。2月乙未勅というのは三代実録元慶2年5月条に僅かに引用されているにすぎないので、内容を詳知することはできないが、軍機密保持と人心安定を策すものであつたことは、三代実録当該記事の前後によつて想像できる。前例にみない細心の注意というべきであろう。5月馬射の行事を停止したが、それは「大軍を発するを以て」であつた。延中における征夷関心のほどが知られる。紀略は6月条に「副將軍坂上大宿禰田村麻呂以下征蝦夷」と記している。田村麻呂の軍功が著しかつた様子を、この短文から窺う以外に路はない。しかし征戦は6月に終結したのではない。9月新都に遷り蝦夷を征せんと欲して諸国の名神に奉幣しているからである。10月28日大將軍が勝報を奏上した。戦果は

1) 後紀、弘仁2年5月条

斬首 457級・捕虜 150人・獲馬85・焼却集落75。翌14年正月大伴弟麻呂は節刀を返進した。

統紀が成り上表したのは延暦16年2月であつて、上表文が後紀に収められているが、そのうちに13年度の征夷を述べて「伏して惟みるに天皇陛下……遂に仁を渤海の北におよぼし貊種心を帰し、威を日河之東に振り毛狄を屏息せしむ」と記している。日河というのは延暦8年9月敗軍勘問の際の詔にある「日上乃湊」の日上乃に当るもので、今日の北上を壮重な漢文表現したのが日河、宣命体で表現したのが日上乃である。さて上表文は儀礼を尊んだいい方をしたものであるが、それにしても今次征討成果をいかに重視したかという例証とすることができる。前回征夷失敗の直後であつたので対象的に今次の戦果が大きく印象づけられた性もあろう。しかし、率直にみて、征軍10万を動員した代償が斬首 457級では大成功といえるであろうか。地域的には何等北進していない。次期征討状態からみてそのことは明らかである。紀古佐美が既に指摘した如く「賊奴の奥区」「水陸万頃」の胆沢を支配するのなければ成功とはいえないのである。胆沢支配は⑥次宝亀7・8年征討以来の課題であつた筈である。かくして、今次征討は一応の戦果をあげることはあげたが、更に⑩次征討が起らざるをえなかつたのである。

○事後処置 14年2月論功行賞があつた。詳細は一切明記されていない。しかし將軍達の位階から想定してみると次の如くである。

- 1 大伴弟麻呂 征東大使に任ぜられた時は従4下である。従4下になつたのは、10年正月(統紀)であるし、14年には参議従3とあるから(補任)4階昇進の恩命に浴したものであろう。但し4階昇進は3階昇叙であつたのかも知れない。事情は後述する。
- 2 百済俊哲 副使になつた時は正5上である。正5上になつたのは天応元年9月であつて同時に勲4等も授けられた(統紀)。しかして俊哲の極位は従4下勲3等であつたから¹⁾、位階も勲等も共に1階の昇進である。
- 3 多治比浜成 副使になつた時は従5上であつた。従5上になつたのは延暦3年12月で造宮の功により従5下から昇叙されたのである。論功後の所見がないので全く知ることができない。
- 4 坂上田村麻呂 副使になつた時は従5下であつた。従5下になつたのは延暦4年11月で安殿親王(平城天皇)が皇太子となつた祝事の時である。しかるに15年10月条に従4下とみえるから3階の榮進である。
- 5 巨勢野足 副使になつた時は従5下であつた。補任によれば「14・2叙正5下(越階)」とあるから2階の昇進である。
- 6 文室大原 今次征夷の当時、即ち10年正月陸奥介兼鎮守副將軍になつた時は従5下である。従5下になつたのは延暦4年正月で、大原の歿年は正史にみえないので委細は不明である。但し文徳実録天安2年正月条によれば極位は従4下勲3等である。閏歴からみて、勲3等は今次の軍功によるものと推察されるが、位階は2階もしくは3階の榮進であつたろう。

史料が不備なため断言はできないが、田村麻呂の昇叙位からみると殊功者の1人であつたことは認めることができる。更に傍証となるのは後紀16年2月の記載である。

即ち天平宝字8年の昔、押勝の乱があつた際のことであるが、田村麻呂の父苅田麻呂と道島島足とが軍功により共に功田20町を加賜され並びにその子に伝えることが許された。ところがその後間もなく島足の軍功が特にまさつていたため子2代のみならず、世々所有が許されることになつたのである。しかるに延暦16年2月に至つて「功既に同等賞なんぞ科をことにせんや」という勅があり、道島の特典が苅田麻呂なみに引下げられた。この背後には田村麻呂の工作があつたのことかと

1) 文徳実録、仁寿元年9月条。続日本後紀、承和元年2月条

うかは不明であるが、それは兎も角としても、田村麻呂の殊功は往年における刈田麻呂と島足との間にあつた軍功上のギャップを充填するに足るものであつたのではないかと考えられる。更にいうならば、今次征戦に引続いて企図された20年度の征討には、田村麻呂が1身にして征夷大將軍も按察使も陸奥守も鎮守將軍もすべて兼ねしめられたことから察しても、今次における田村麻呂の軍功は抜群のものであつたことの有力な傍証とすることができる。

14年12月諸国の逃亡軍士 340人に対し特に死罪を免じ陸奥国に配し永く柵戸とした。これは13年の従軍士に対する処置であつたに相異なる。何故ならば陸奥出羽佐渡・大宰管内等の辺要以外の令制兵士が停止されたのは延暦11年であつたから、この時諸国には逃亡軍士のあるべき筈がない。健児制はあつたが、これは志願制である。諸国から徴募され辺境に従軍したのは鎮兵である。死罪は戦線離脱者に対する刑である。当時東北辺境以外に戦闘はない。従つて逃亡軍士とは今次征討における戦線離脱鎮兵に対する処分である。

15年11月行賞の追加があつて今次征討の一切が終了する。今次一応の成果をあげるにいたつた理由については⑩次の項にまとめて述べることにする。

⑩ 次

田村麻呂が1身にして征夷大將軍・按察使・陸奥守・鎮守將軍の要職を兼ねての征討である。そこで統紀以降田村麻呂までの間における征討最高責任者の辺境重職における地置を表示してみると第9表の如くである。

第9表 ⑩次までの征討最高責任者の辺境重職兼帯一覧表

次	氏名	大使・大將軍	按察使	陸奥守	鎮守將軍
①	巨勢麻呂	○	此時按察使制未だなし	×	不明
②	多治比具守	○	×	×	×
③	藤原宇合	○	×	×	×
④	藤原麻呂	○	×	×	×
⑤	大伴駿河麻呂	×	○	○	○
⑥	紀広純	×	○	○	○
⑦	藤原繼繩	○	×	×	×
	藤原小黑麻呂	○	×	×	×
⑧	大伴家持	○	○	×	○
⑨	紀古佐美	○	×	×	×
⑩	大伴弟麻呂	○	×	×	×
⑪	坂上田村麻呂	○	○	○	○
⑫	坂上田村麻呂	○	○	○	×
附	文室綿麻呂	○	○	×	×

即ち全く異例の要職兼帯であつて、唯一の例であつたのである。さて今次の事前準備は約4年を要している。これ又最も長期で前後にその比をみない。用意周到な措置であるが、これにはいろいろなことが考えられる。今次征討後間もなく、既にのべた如く、延暦24年12月有名な藤原緒嗣と菅野真道の政治論争に明らかのように、新京経営と征夷の二大経営のため国家財政は限界に達して

いたのである。しかも一般的社会情勢として国民経済力はこれ又公地制の弛緩によつて底の浅いものとなつていたのであるから、逆説的になるが、征討準備は長期にならざるを得ない事態に立ちいたつていたのである。

準備は先ず15年10月の陸奥地方行政機構並びに行政事務の整備からなされた。その一斑として国博士・医師の官位を少目に准ずることし、陸奥多賀神に従5位下を授けた。11月には伊治城と玉造塞の間に駅を置き「以て機急に備え」た。12月には陸奥の屯田地子を以後町別20束とし低率に抑制したり。11月伊勢・三河・相摸・近江・丹波・但馬から婦女2名づつを陸奥に遣し養蚕を教習せしめ、又相摸・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等から9000人を伊治城に遷置した。民力の蓄積と警備の策である。出羽の養蚕は早く和銅7年2月にみえているが、陸奥の養蚕はこの時が初見である。かなり後のことになるが別聚符宣抄所収天祿2年7月19日官符によれば、交易進上絹は尾張160匹・伯耆60匹・但馬80匹・上総100匹・常陸200匹に対して陸奥は3000匹、出羽1000匹とみえている。これを以て直ちに奥羽養蚕の盛行とみるわけにはいかない。交易負担の大を示すものであるかも知れないからである。しかし陸奥に養蚕が導入されたことは注目する必要がある。

16年11月征夷大將軍任命。ここにおいて今次征討の責任は一切あげて田村麻呂に負荷された。節刀を賜つたのは20年2月であるから、それまでの期間、征討準備の責任をも併せて委託されたのであろう。翌17年6月に陸奥国官員が按察使1・その記事1・守1・介1・大掾1・少掾1・大目1・少目2・博士1・医師1・史生5・守の僉仗2と明文化された。田村麻呂が清水寺を建立したという話は著名であるが、吾妻鏡承久2年4月3日条に清水寺の本堂焼失に關係して「当寺桓武天皇御宇延暦17年戊寅7月2日、大納言田村麻呂壞渡私宅、草創云々」と記し、扶桑略記拔萃の延暦17年7月2日条に「縁起に出づ」として同様のことを記している。大任を負荷された田村麻呂としては、信仰上からも又大任成就祈願の上からも、この年にはかかる事がありそうなことである。この年の6月、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲等の帰降夷俘に対し「帰望をなからしむる」ために時服祿物給与を励行したことも征夷準備に關係がありそうであるし、翌18年2月陸奥国新田郡の百姓弓削部虎麻呂と妻丈部小広刀自女等を「久しく賊地に住し能く夷語を習う。屢々謾語を以て夷俘の心を騒動せしめた」かどにより日向に流したことも、対蝦夷治安維持策としてとられた征討準備の一環をなすものであろう。

18年3月郡制区劃の統廃合をし富田郡を色麻郡に併せ、讚馬を新田に、登米を小田に併合した。集約的重点主義行政の表明であらう。同年12月陸奥俘囚吉彌侯部黒田・妻吉彌侯部田刈女・吉彌侯部都保呂・妻吉彌侯部留志女等を「未だ野心を改めず賊地に往還す」というので土佐に配流した。

既に⑩次征討の事前準備の項で触れておいた如く、延暦11年頃を起点として対夷懐柔方針が転換し、その線に添うて陸奥国人にも新に賜姓してその獄心を得た外に19年5月には「帰降の夷俘は各々城塞を守り、朝参相續き出入まことに繁し。それ荒を馴らすの道は威と徳とにあり。もし優賞せざれば恐らく天威を失わん」という理由から「今夷俘の食料、充用足らず。伏して請う、30町を佃し以つて雑用にあてん」と陸奥が言上し裁可されている。同年10月征夷副將軍を任命し、11月にいたり「征夷大將軍近衛権中將陸奥出羽按察使従4位上兼行陸奥守鎮守將軍」である田村麻呂を遣して諸国の夷俘を檢校させた。この時の田村麻呂の肩書を、類聚国史も日本紀略も省略することなく共にこのように記録している。田村麻呂に期待すること大きく、田村麻呂の責任の重いことが充分察せられる。

○征討 20年2月丙午(14日)節刀を賜り同年中の10月丁巳(28日)に節刀を返進しているので、

1) 板橋源、鎮守府儲屯田考、岩手史学研究、第21号。

征戦はこの7カ月のうちであるが、日本後紀の19年正月以降22年12月迄が欠落しているので戦況も戦果も不明である。

しかし大成功を取めたものであることは次のことから推察される。

- 1 紀略の20年9月条に「田村麻呂等言う、臣聞く云云、夷賊を討伏す」とある。
- 2 同しく紀略の11月乙丑(7日)条に「詔曰、云云陸奥国乃蝦夷等、歴代涉時天侵乱辺境、殺略百姓、是以従4位上坂上田村麻呂大宿禰等平遣天伐平掃治之半流爾云云、田村麻呂授従3位」とあるので伝統的宣命を賜つて行賞している。
- 3 宣命のあつた同日をもつて田村麻呂は非参議に列している。征夷大將軍・按察使・陸奥守を兼ねたままである。
- 4 田村麻呂が従4上から3階躍進して従3位になつたのは篤い恩命に浴したものである。統紀以降の最高責任者の征夷による行賞を表示すれば第9表の如くである。

第9表 統紀以降田村麻呂までの征夷最高責任者位階昇叙

次	人 名	行賞直前位階	昇 叙	年 月	及	位 階
①	巨 勢 麻 呂	正 4 下	和 銅	4・4	正 4	上
②	多 治 比 果 守	"	養 老	5・正	正 4	上
③	藤 原 宇 合	正 4 上	神 龜	2・閏正	従	3
④	藤 原 麻 呂	従 3		ナ	シ	
⑤	大 伴 駿 河 麻 呂	正 4 下	宝 龜	6・11	正 4	上
⑥	紀 広 純	正 5 下	"	9・6	従 4	下
⑦	藤 原 継 繩	従 3	"	12・9	正	3
	藤 原 小 黒 麻 呂	正 4 下	"	12・8	正	3
⑧	大 伴 家 持	従 3		ナ	シ	
⑨	紀 古 佐 美	正 4 下		ナ	シ	
⑩	大 伴 弟 麻 呂	従 4 下	延 暦	14・?	従	3
⑪	坂 上 田 村 麻 呂	従 4 上	"	19・11	従	3

上表12例のうち昇叙なきもの3、1階は5、2階は1、3階2、4階1となつていますが、4階昇叙の弟麻呂の場合には若干疑義がある。というのは史料がないので断言はできないが、將軍任命から行賞までは3年半あるので、この間において従4上になり、行賞の際は従4上から従3になつたのかもしれない。そうすれば田村麻呂の昇進と同一であつたことになる。というのは田村麻呂の場合がそうであるからである。田村麻呂は16年11月將軍任命の時は従4下であつたが、行賞前征討経営中に従4上となり、行賞に際して3階昇叙になつた事情が幸にも史料があるので判明するが、弟麻呂の場合にはこの点明確でないのである。

要するに田村麻呂の位階昇叙から今次征討の成功を認めることができる。

- 5 補任によれば田村麻呂と同日をもつて巨勢野足(辺境歴戦者)と三諸綿麻呂(文室綿麻呂のことである)もそれぞれ2階昇叙している。今次征戦に関係しての行賞であろう。このことも今次征討の成功を裏付けることになる。
- 6 結果論であるが、今次征討翌年には田村麻呂は「造陸奥国胆沢城使」となつているし、更に次

の年には「造志波城使」になつている。そしてこの間は征夷大將軍ではない。このことから考えると、今次征討において、年来の課題となつていた「賊奴の奥区」「水陸万頃」の胆沢と、子波を鎮定したので、その確保の事後処置として21年には「造陸奥国胆沢城使」となり22年には「造志波城使」となつたものであろう。胆沢志波の鎮定は今次における戦果であつたのである。胆沢鎮定を21年、志波鎮定を22年と考えるのは当らない。仮りに鎮定が21年、22年であるとするならば、この年度にこそ田村麻呂は「征夷大將軍」に任ぜられていなければならぬ筈であるのに、実はそうではないからである。田村麻呂が⑩次征討を終了して節刀を返進したのは20年10月であり、この後再び征夷大將軍に任じたのは23年正月であつたことは明確である。

今次征討兵力のことは日本後紀弘仁2年5月条に概数ではあるがみえている。この条に何故今次征討兵力がみえているのかといへば、弘仁2年の征討軍編成に関して論議が起つたためであつた。中央政府においては、⑩次以来の先例をあげて「去る延暦13年の例を検するに、征軍10万にして軍監16人・軍曹58人なりき。20年(今次征討軍のことである)の征軍4万にして軍監5人・軍曹32人なり」と主張し、しかるに弘仁2年の征軍編成をみると征軍19500余人に対して、軍監・軍曹の正員計47人・権用15人であつてその総計は60人を超過している点を指摘し、前例と現地にある將軍の意向との折衷案をとり、軍監10人・軍曹20人に決定したのであつた。弘仁2年時における論議によつて、征軍総数と軍監・軍曹数との間には当時一定の規準があつたことがわかる。このことから更に進んで、征討時の軍監・軍曹数から征軍総数を推算することが可能となる。この点については後で總括して触れることとして、今次征討軍総数は4万であつたことが知られるのである。

○事後処置 21年と22年の2カ年である。21年正月陸奥国3神に位階を授けた。紀略は「征夷將軍、靈驗を奏するに縁るなり」と特記してある。同月征夷の軍監以下軍士一般に行賞した。同月又田村麻呂は参議藤原乙叡・同藤原種主・律師伝燈大法師位勝虞・伝燈大法師惠雲・同如宝・同安毓・修行法師位光麁等と共に各度者1名を賜つた。更に同月越後の米10600石・佐渡の塩120石を鎮兵軍糧として毎年出羽雄勝城に運送すべきことを制定した。

21年は東北辺境経略上劃期的年である。胆沢城が築營されたのである。胆沢城築營の経過を摘記すると次の如くである¹⁾。

胆沢城が構築されたのは延暦21年であることは、日本紀略に「正月丙寅(9日)遣從3位坂上大宿禰田村麻呂、造陸奥国胆沢城」とあるので周知のところである。しかしこの記事は胆沢城の完成をいうているものではない。構築策定を朝廷決定しその責任者に田村麻呂を任じたのである。2日後の正月戊辰(11日)に駿河・甲斐・相摸・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等の浮浪人4000人を構築従事一般勞務者として徵募すべき計画を策定した。田村麻呂は4月15日迄の間に現地に出任した。このことは同日、田村麻呂が「夷大墓公阿弋利為・盤具公母礼等、種類500余人を率えて降る」と奏上しているのが明らかである。そして田村麻呂は7月甲子(10日)に夷大墓公等2人の首領を従え入京した。それで7月己卯(25日)に百官が表を奉つて「平蝦夷」を賀した。ところが8月丁酉(13日)前記の2虜は「奥地の賊首」とであるという理由から斬刑に処せられることになつたので、田村麻呂は「この度願に任せて返入し其の賊類を招」いたのであるからという事情を陳弁し助命を進言したが、公卿達は執論し河内国植山において斬に処してしまつた。この後田村麻呂は再度下国したかどうかは明証を缺くので不明であるが、それは兎に角として田村麻呂の不在中から年末にかけて現地にあつて実際の所務に當つて功のあつたのは鎮守軍監道嶋御楯である。かくして胆沢城は年内に完成し、その殊功により御楯は12月庚寅(8日)陸奥国大国造に任ぜられた。

1) 板橋 源、胆沢鎮守府考其一、岩手大学学芸学部年報、第6巻

大国造は破格の恩賞であつた¹⁾。国造又は大国造は国家危急の際軍功をたてた者に対する最高の榮譽であつたのである。元来、道嶋は陸奥の名族である。道嶋族のうち最も史上にあらわれているのは島足である。島足は天平宝字3年恵美押勝逆謀の際、田村麻呂の父刈田麻呂と共に大功をあげ、従7位上から従4位下に躍昇し、官は授刀少将に進み神護景雲元年に陸奥大国造となつた。これが陸奥国大国造の初見である。姓氏よりみて島足の同族と考えられる道嶋三山は神護景雲元年伊治城完成の最高功勞者として勅を蒙り陸奥国造となつた。従つて御楯が大国造に任ぜられたのも、胆沢城完成の殊功によるものと推定されるのである。この年、前年の調庸を免除した。日本後紀弘仁3年2月条「陸奥国言、(中略)伏して請う、格並びに延暦21年の例に准じ、去年の調庸を免除せんことを、許す」とあるので明らかである。

延暦22年は、胆沢城の前哨基地として志波城を完成した年である²⁾。但し日本後紀の延暦19年正月から同22年12月までの部分が缺落しているので、今まで志波城完成の時期は明らかでなかつたが、東北辺境における城柵完成の時期と、日本後紀延暦23年5月条「陸奥国言、斯波城与胆沢郡、相去162里山谷峻口、往還多艱、不置郵駅、恐闕機急、伏請、准小路例、置1駅、許之」の考証と、田村麻呂の官職との3点から、志波城の構築は22年の年頭において計画策定がなされ年内に完成したものであることを嘗て論証したことがあつたので、その詳細はここに省略する。

⑫ 次

○準備期 23年・24年の2ヵ月である。但し考えようによつては21年の胆沢城築営、22年の志波城築営も今次征討の事前準備ともみなすことができるので、そうであるとすれば今次準備期間は4年であるということもできよう。23年正月に武蔵・上総・下総・常陸・上野・陸奥等の糶14315石・米9685石を小田郡中山柵に運ぶこととし、後紀は「蝦夷を征するためなり」と特記してあるので、今次征討はこの時既に計画策定されたことは明らかである。次いで正月中に再び田村麻呂が征夷大將軍に任ぜられ、副將軍3名(百濟王教雲・佐伯宿禰社屋・道嶋宿禰御楯)・軍監8人・軍曹24人も同時に任ぜられた。軍監・軍曹数から推算すれば、今次動員予定兵力は34600から43200人位であつたろう。佐伯社屋が副將軍に任命される4日前に出羽守になつているので、出羽と協同作戦の意図が察せられる。

5月陸奥の「斯波城と胆沢郡と相去ること162里にして山谷峻峻(板橋言、峻字の次の1字は古来欠字として伝えられているが、字義は峻峻とみなして大過ないことは諸先学の指摘した如くである)にして往還に艱多し。郵駅を置かずんば恐らく機急を闕かん。伏して請う、小路の例に准じ1駅を置かん」という言上により裁可された。大路は駅馬20匹、中路は10匹であるのに対し、小路は5匹をおくものである。11月には栗原郡に3駅を新置し、翌年11月には陸奥国部内の海道諸郡の伝馬を停廢し、往還は中通りの交通路によることとなつた。

24年2月相摸の言上により鎮兵に勲位者をもあてることになつた。この時の言上によれば、陸奥出羽警備のため相摸から鎮兵350人を派遣する慣行になつており、しかも鎮兵には白丁を以て充当する規定であるのに、国内においては白丁が少く帶勲者が多くなつていたので、割当鎮兵を中分し勲位者をも充当することになつたのである。ところが、12月にいたつて征討経営中止と決定したのである。12月7日、中納言藤原内麻呂が殿上に侍し、勅があつて参議藤原緒嗣と参議菅野真道とが天下徳政を相論したのである。緒嗣は「方今天下の苦しむところは軍事と造作(新都経営のこと)なり。この両事を停めなば百姓安からん」と主張したのに対し、真道は異議を確執して譲らなかつ

1) 板橋 源、陸奥国大国造考、岩手大学学芸学部研究年報、第4巻

2) 板橋 源、陸奥国徳丹城建置年代考、第1節、岩手大学学芸学部研究年報、第9巻

た。そこで桓武天皇は緒嗣の議をよしとして停廢に決定したのである。時に天皇は69才の頽齡であつた。日本後紀は「有識これを聞き感歎せざるはなし」と評記している。天皇は翌年正月健康がすぐれぬため廢朝し3月15日に崩御されているから、兩事停止を決定されたのは約3ヵ月前のことであつた。

今次征討はかくして実行されなかつた。田村麻呂も亦以後征討に参加することなしに歿した。

Ⅴ 田村麻呂の征夷開拓經營

田村麻呂の東北辺境征夷開拓經營を考えるために、前節におい奈良朝以降統日本紀・日本後紀にみえる征夷開拓經營の概要をのべてきた。

ここにおいて、田村麻呂が征夷に成功を収めた諸般の事情を要約するに当り、先ず征軍兵力を表示しておきたい。

第10表 征 軍 兵 力 表

征討次	年号	紀元	征 軍 兵 力		征 軍 兵 力 推 算 参 考 事 項				
			総 数	算 出 根 拠	軍監数	軍曹数	軍監軍曹合計数	行賞兵数	文 献
①	和銅2	709	不 明	な し	不 見	不 見	不 見	不 見	な し
②	養老4	720	① 12,000 ② 10,000	} 軍監軍曹数より 推算	5	4	9	不 見	統紀養老 4・9条
③	神龜元	724	動員計画数 30,000 ① 27,000 ② 22,000		} 統紀神龜元・4条 } 軍監軍曹数より 推算	陸奥8 出羽2	陸奥8 出羽2	} 20	不 見
④	天平9	737	① 11,000 ② 9,000 註I 7,388	} 同 上		4	4		8
⑤	宝龜5	774	① 19,000 ② 10,000		} 行賞兵数より推 算	不 見	不 見	不 見	1,790
⑥	宝龜7	776	動員計画数 陸奥 20,000 出羽 4,000 計 24,000 ① 13,000	} 統紀宝龜7・2条		不 見	不 見	不 見	2,267
			陸奥側 ① 11,000		}	陸奥4 出羽2	陸奥4 出羽2	陸奥8 出羽4	不 見

⑦	宝龜11	780	⑤ 9,000 出羽側 ④ 5,000 ⑤ 4,000 陸奥出羽総計 ④ 16,000 ⑤ 13,000	軍監軍曹数より 推算						
⑧	延暦3	784	実施せず							
⑨	延暦8	789	動員計画数 52,800 前線出動数 27,470	統紀延暦7・ 3条 統紀延暦8・ 6条	不見	不見	不見	4,840	統紀延暦 9・10条	
⑩	" 13	794	100,000	後紀弘仁2・5 条	16	58	74	不見	後紀弘仁 2・5条	
⑪	" 20	801	40,000	"	5	32	37	不見	"	
⑫	" 23	804	実施せず ④ 43,000 ⑤ 35,000	軍監軍曹数より 推算	8	24	32	不見	後紀延暦 23・正条	
(附)	弘仁2	811	当初動員計画数 25,000 実動員数 19,500	後紀弘仁2・3 条 後紀弘仁2・5 条	10	20	30	不見	後紀弘仁 2・5条	

備考

- 1 符号④を付した兵力数値を推算した理由を説明すると次の如くである。本文中においても若干触れておいたように、弘仁2年征軍編成の際論議が起つたことが日本後紀にみえている。この時中央政府は現地將軍に対し、延暦13年以降の軍編成の先例をあげ「去る延暦13年の例を検するに、征軍10万にして軍監16人・軍曹58人なりき。20年の征軍4万にして軍監5人・軍曹32人なり」と主張し、しかるに弘仁2年における征軍編成をみると征軍19500餘人に対して軍監軍曹の正員計47人・権用15人であつてその合計は60人を超過している点を指摘し、前例と現地側の要求との折衷案をとり軍監10人・軍曹20人に決定したのであつた。この論議によつて、当時征軍総兵力数と軍監・軍曹数との間には一定の規準があつたことがわかる。但し、弘仁2年の例は折衷案であるから暫く不問に附すとして、延暦13年における征軍10万対軍監・軍曹74人の比率を規準にして、軍監・軍曹数がわかつている場合には征軍数の概数を推算できるわけである。④印のついている兵力は、延暦13年の比率から算出した兵力数について千位以下を四捨五入して推算したものであることを示す。
- 2 同様にして、符号⑤を付した兵力概数は延暦20年の例から推算したものである。弘仁2年の例は妥協衷案であるので、兵力概数算出の算定基礎には使用することを避けた。従つて、②養老4年の兵力概数についていうならば、12,000人から10,000人の間であつたらうと推定して大過ぎものと考えられるのである。そして又、②養老4年の兵力概数を推定する方途は現在のところ、以上の方法以外には端緒を見出すことは不可能であるのである。

- 3 符号㊦を付した兵力概数は、論功行賞にあずかつた将兵数がわかつていて動員予定兵力数が不明な場合に、その動員予定兵力数を㊦宝龜7年の例から推算し、千位以下を四捨五入して算出したものである。㊦宝龜7年の例においては動員計画予定兵力は24,000であつたのに対し、行賞将兵数は2,267人という数字であつて、その百分比は9.44の行賞率となる。次に㊦延暦8年の例をみると動員計画予定数52,800人に対し、行賞数は4,840人であつて、行賞率は9.31パーセントとなり、㊦宝龜7年と㊦延暦8年の場合とでは共に、非常に近似した行賞率を示している。それで㊦宝龜5年の欄に㊦符号を付して参考のため19,000人という数字を掲げることにしたのである。
- 4 符号㊦を付した兵力概数の算出方法について説明する。これは実動員数と行賞将兵数との比率から、行賞数がわかつていて実動員数の不明な場合について、実動員数を算出し千位以下を四捨五入して整理した数字である。但し、ここにおいては2つの問題がある。その第1は正史にみえるところから実動員数を拾集めたのであるが、この数字は第1線に出動した兵力であつて後方勤務や後方基地に待機していた予備兵力等は加算されていないという点である。第2の問題は動員計画予定兵力と実動員兵力との割合が全く不明であるということである。動員計画予定兵力が征戦に当つて、その通り実動されたものであるのか、それとも予定数を下廻つた兵力が実動されたのかこの点が不明である。従つて、本表において動員計画数として掲げた数字が実動兵力であるとは断言できないが、しかしながら本表において実動員数として掲げた数字よりも実際の出動兵力は上廻るものであつたことだけは断言できるのである。故に㊦宝龜5年の場合についていうならば、実動員兵力は19,000人位であつて、少くとも10,000人を上廻るものであつたと推定するのが妥当であろう。そういった意味で参考のために㊦印を付した数字を㊦宝龜5年欄と㊦宝龜7年欄とに併記したまでのことである。
- 5 註1の印を付した実動員兵も、その総数をいつたものではなく正史にみえる第1線兵力を集計したものであつて、後方勤務や待機予備隊兵力等を加算した実際の出動員総数ではない。㊦、㊦の方法で算出した数字の裏付けとして掲げたものである。

奈良朝において東北辺境開拓が、そのうち特に陸奥側において、一応の成果をあげ地域支配が仙臺平野の北辺までに及んだが、その末期において伊治皆麻呂の反抗に端を發し当時の最北端の伊治城が侵略されたばかりでなく、鎮撫の中樞多賀城も一時略奪をうけ、征討開拓が前代未聞の窮況に陥つた。この窮況期に桓武天皇が即位し、㊦次・㊦次の征討により仙臺平野の地域支配を再確保し、田村麻呂の㊦次・㊦次征討により、更に北進し奈良朝以来の課題である「賊奴の奥区」胆沢と、その更に「深奥」子波・和我がの地域支配に成功したのみならず、胆沢城・志波城を構築し地域支配態勢を確立するにいたつた事情について、ここにまとめて考えてみることにする。

先ず最も目立つことは桓武天皇の治世延暦に入つてからの征軍兵力が著しく大規模になつてきていることである。第10表に示した如く、征軍の最大数をとつてみても、㊦次1.2万・㊦次2.7万・㊦次1.1万・㊦次1.9万・㊦次2.4万・㊦次1.6万であるのに対し、延暦期に入つて急に征軍数が大規模となり、紀古佐美8年次は5.2万余、大伴弟麻呂13年次は実に10万、田村麻呂20年次は4万となつている。このように征軍兵力が大規模になつたことには、奈良朝末において陸奥辺境の地域支配態勢が窮況化したことに対する当然の帰結であつたという理由と「宸極に登つてより心を政治に励ました」と後紀に評された桓武天皇の意企のほどもあつたことは明らかであるが、この外に、蝦夷勢力も奈良朝時代におけるが如き兵力を以つてしては鎮定が困難であると考えられるほどに組織化され強大になつていたことを示すものであろう。蝦夷反抗勢力の組織化と強大化とを窺うことのできるのは伊治皆麻呂や吉彌侯伊佐西古の例である。皆麻呂は「もと是れ夷俘の種」であるが㊦次征討に従軍し軍功により蝦夷爵第2等から外従5位下勲6等に叙せられ、夷俘から出身して俘囚となり、その後郡大領になり、遂に按察使紀広純を殺害し反抗するのである。伊佐西古は皆麻呂に先立つて帰服していた夷俘であり、㊦次征討の軍功により外従5位下勲6等に叙したが、後抵抗するにいたり「賊中の首、1以て千に當る」と評されるが如き執拗な反抗をつづけた(統紀天応元年6月条)。以夷征夷方針により一旦は帰服し内地文化に習熟するのみならず軍事や統治機構をも知つた夷族が、

当時の一般風潮となつていた辺将辺史の不正腐敗と差別的蔑視に端を發して奥地に脱走し、地域支配統治方針により土地利用上の経済的理由から不安と不満を抱いていた夷種を組織化すると、その強大さは昔日の比ではないのである。征軍もそれに対応して大規模化したのは当然である。ところが、夷族の勢力が以上の如く強大となり抵抗も執拗となる反面に、一旦征討をうけ崩壊すると、優れた組織者によつて組み立てられた強大な勢力にして尙且つ壊滅したのであるから、再編成して再び立ち上ることは至難となる筈である。ゲリラ的抵抗形式ならば次々と再編成でき易いが、大組織の壊滅は再組織を著しく困難にする。この点にも田村麻呂征討の成功した一斑の理由がある。

次に目立つ征討成功の理由として、既に諸先学の指摘するところであるが、用意周到な準備がなされるようになったことである。①次征討は、出羽郡新置に伴う夷族の不安と不満が昂じて良民を害したことに端を發した反射的征討であつた。②次も按察使殺害に起因する報復反射的征討である。③次も大掾佐伯児屋麻呂殺害によつて誘發した懲罰的反射征討である。④次は征討ではなくて陸羽連絡幹線路建設であつた。⑤次の征討動機が明瞭を欠く。征討を起さざるをえないような辺境動静は既にあつたので現地將史の間には「一は伐つべからずと、一は必ずまきに伐つべし」といつた論議があつたが、夷族の先制攻撃桃生城襲撃によつて急に決行されている。この時征夷將軍の任命がなく、現地將史によつて征討が遂行されたことにも、積極的征討ではなかつたように思われるのである。⑥次即ち奈良朝の末、光仁天皇の治世にいたつて計画的征討が準備期を経過してから決行されるようになる。準備期間は足かけ10ヵ月。⑦次の準備期間も最大限をとつて考えても1カ年を越えること3.4ヵ月にすぎない。かくして光仁朝は終り桓武天皇の御代に入るのである。桓武朝となつてからの⑧次は征討將軍の任命はあつたが遂に決行されなかつた。將軍任命があつたにも拘らず決行されなかつたということは、桓武天皇の初世に當つて氷上川繼の謀反事件や三方王・山上船主事件・左大臣藤原魚名免官事件等が宮廷内に頻發した内政事情にもよるが、前代以来の征討開拓経営の窮況状態に適切に対処するために兵制改革にのりだし、その効果が充分にあがる時期を待望したという積極的征討意欲を表明するものである。従つて⑨次征討の準備期間を第3表の如く2年7ヵ月とみなすこともできるが、實質的には⑧次の期間を加算して約4年間とみなすのが妥当である。実に長期にわたる準備であつた。⑩次の準備期間も前回におとらぬ長期で3年以上を要している。⑪次は田村麻呂の責任において決行された征討であるが最も長く4年半を準備期に充当し、田村麻呂が將軍に任命された時から起算しても3年以上である。このように桓武朝になつてから、前代の如き報復懲罰的反射行動としての征討に対して、計画的意欲的征討となりそれに伴つて準備期間も長くなつている点が著しい。このことを以つて直ちに征討が周到な用意の下に行われるようになったとだけ解することは形式的にすぎることには勿論である。前述した如く征討兵力が大規模にならざるをえなくなつたのにも拘らず国家財政規模がそれに相応していなかつたのみならず、国民経済の底が浅くしかもその基盤をなす班田制が弛緩しかけていたのであれば尙更のこと、律令国家の財政的限界と征討規模とが相尅し合う点に到達していたことも考えなければならぬのである。延暦24年における藤原緒嗣と菅野真道との論争にも充分、このことが表明されている。しかし又、財政的限界との相尅面を回避するために準備期間を永く設定したということは、用意周到と評せざるをえないのである。延暦10年に造甲負担を五位以上のもの、五位の殷豊なるもの、地方豊饒家である郡司層等に按分したことなども用意周到の例証である。田村麻呂の成功した一般的理由として、征討兵力が大規模となつたこと準備が周到になされるようになったこと、このような一般情勢が順馴されていたことを見逃すわけにはいかない。

次に考えられることは奈良朝期と延暦期とにおいては征討兵力のみならず、その質においても改善されていたということである。これが田村麻呂の成功を取めた基礎条件をなしている。桓武朝に

おける兵制改革については既に諸先学の研究があるので、ここに贅言を要しないが、東北辺境独特の鎮兵の面から一言してみたい。「辺要」という地域の特殊性の故に陸奥と出羽に令制兵士の外に鎮兵制がとられたのは恐らく奈良朝の初め元正天皇の頃である。鎮兵制は養老令にみえぬのに神亀元年2月に初見しているので、養老2年(718)以後神亀元年(724)までの数年間に始置されたと考えられるからである。さて鎮兵は原則として陸奥出羽以外の諸国から白丁をもつて充当することになっていたが、奈良朝の末宝亀11年には弓馬に堪える富農層から精兵を得る方途を講ずるようになっていた。この時の3月16日太政官奏によれば、如上の措置から辺要諸国は除外されているからといって、陸奥出羽には無関係であると断ずることはできない。かかる精兵主義がとられたのは辺境以外の諸国であるが、しかし陸奥出羽からみれば、それらの精兵は鎮兵として流入してくるのである。同年5月の勅に「宜しく広く進士に募り早く軍所に致すべし。もし風雲を感激し忠勇を奮厲し情自らいたさんことを願はば、特に名を録して貢せよ。平定の後ぬきんずるに不次を以てせん」とのべている進士とは、富農層からえらんだ精兵をいつたものである。果して進士はこの後辺境戦に活躍している。延暦8年6月には進士高田道成がみえているのであつて、奈良朝末の精兵主義が延暦にいたつて結実したことを示している。但し、宝亀以後、鎮兵のすべてが精兵進士となつたというのではなくて、進士は鎮兵の上級に位するものであるが、これによつて鎮兵兵力が補強されるにいたつた効果は見落すことはできない。宝亀の精兵主義は桓武朝にも継承され、延暦2年6月有位者の子弟にして官職に就いていないもの・郡司の子弟・浮浪人にして兵士たるに堪える者を国ごとに500人から1000人を選抜して「用兵の道」を専習せしめることとしている。このことは注意に値する。如上の対象者は今まで兵役を免れていたものである。ここにみえる浮浪者というのも単なるルンペンではなくて、郡司層の如き地方富裕層に食客的に寄生していた徒食の徒を意味するに相異なる。これらの階層出身者は令制兵士や鎮兵の上位に立ち、征討戦にあつては下級将校乃至は下士官機能を担当し、その効果が延暦の年次が進むにつれ發揮されるにいたる。今まで兵役を免がれていた富農層を対象とした精兵主義の結実するその頂点にマッチしたことが田村麻呂の成功をもたらした一要因であつたのである。

かかる兵制変革に当り、軍運用の紐帯をなす下級将校乃至は下士官的精鋭の信望を集めたのには田村麻呂の為人と家系が大きな関係をもっている。先ず田村麻呂の父祖の閲歴から、正史について述べてみる。父苅田麻呂の伝は既に大日本史にみえ周知のところであるので、武功のみについてみると、天平宝字元年奈良麻呂の謀反に当り天皇側に付いて牡鹿嶋足・百濟王敬福・佐伯全成と共に殊功をあらわした。ここで注目すべきことは嶋足は陸奥の名族で陸奥国大国造になつた人物であり、敬福は百濟の義慈王の玄孫と称される帰化系で陸奥守に再任した際産金の殊功者であり、全成も亦陸奥の介・守・鎮守副將軍を歴任し陸奥に關係の深い人物である。坂上氏の陸奥における声望は既に苅田麻呂の時に高く、且つこれを喧伝する交友も多かつたことが知られるのである。苅田麻呂は天平宝字8年惠美押勝の乱に再び嶋足と共に殊功を立て勲2等に叙せられた。宝亀元年には鎮守將軍となり、京官においては授刀少尉・中衛少將・中衛中將・近衛員外中將・右衛士督等の武官を多く歴任した。故に統紀は苅田麻呂の伝において「苅田麻呂は家世々弓馬を事として馳射を善くす。官掖に宿衛して数朝に歴事し天皇の寵遇優厚にして別に封50戸を賜う」と評している。極位は従3位。坂上の家風がよくわかる。田村麻呂の祖父犬養も天平勝宝8年5月の勅によくその為人が表示されているので勅を引用しよう。「勅して曰く、左衛士督従4位下坂上忌寸犬養と右兵衛率従5位上鴨朝臣虫麻呂とは久しく禁掖に侍し深く恩渥を承け、悲情抑え難く(板橋言、聖武天皇崩御を犬養と虫麻呂が哀悼せるなり)伏して陵に奉ぜんと乞ふ。朕なんじらが誠を嘉みす。仍て請う所を許す。先代の寵臣にして未だ此の如きを見ず。宜しく表して褒賞し以て君につかえる事を勉むべ

し。犬養を正4位上に叙し、虫麻呂には従4位下」とある。犬養も亦武官として禁掖に奉仕した武人であつたのである。天平宝字8年12月条に統紀は犬養の伝をかかげ「右衛士大尉外従5位下大國の子なり。少きときより武才を以て称せらる。聖武皇帝祚に登りて之を寵すること厚し」と評記している。犬養も武才に秀でた武人で且つ誠実な人物であつたのである。尙、この伝により、田村麻呂の曾祖父大國も亦右衛士大尉として武官であつたことがわかる。文官優先の王朝時代にあつて代々武をもつて家風とした田村麻呂の声望が辺境に高かつた一斑の素地はかかる家風に由来するところが多かつたのである。

田村麻呂の為人については後紀は弘仁2年5月条に伝をかかげているのに明らかである。「正4位上犬養の孫。従3位右田麻呂の子なり。その先の阿智使主は後漢靈帝の曾孫なり。漢の祚、魏に遷り、國を帶方に避け、菅田天皇の代(応神)部落を率いて内附す。家世々武を尙び鷹を調へ馬を相る。子孫業を伝え相次ぎ絶えず。田村麻呂は赤面黄鬚にして勇力は人に過ぐ。將師の量あり。帝(桓武)之を壯とし延暦23年に征夷大將軍に拜す。功を以て従3位に叙す。但し往還の間、従者限り無く人馬を給し離く、累路費多し。大同5年大納言に転じ右近衛大將を兼ねたり。頻りに辺兵に將として出ずるごとに功あり。寛容にして士を待ち能く死力を得たり。粟田の別業に薨ず。従2位を贈る。時に年54」。家系の出自については暫く措くとして、この伝に風貌から性格までが躍如としている。田村麻呂の征討下向に際しては、人馬を給し難い程多くの者が従つたということは、後の武士团的主従關係の萌芽を思わせる。寛容にして士を待ち能く死力を尽くさせた才能は、おそらく故意に出でたものではなくて性格に由来したものであつたろう。というのは、大日本史の田村麻呂伝にも潑れていることであるが、文徳実録嘉祥3年4月2日条から推察されるからである。この時葛井親王が薨じたのであるが、親王は桓武天皇の皇子で母は田村麻呂の女春子であつた。親王12才の時、(親王の薨年月日と歿年令とから推算すれば弘仁2年のことであつて、田村麻呂の歿年に当る)嵯峨天皇が豊樂院に出御し射礼を御覽後、諸親王及び群臣に射技をやらせた。この時天皇は戯れに親王にも申したところが、親王は詔に依じて起ち再發再中という技能を示した。「時に祖父田村麻呂も亦侍坐せしが、驚動喜躍し自ら已むること能はず、即ち坐を起ち親王を抱きて舞い、進んで曰く『臣、掌て数十万の衆に將として東夷を征討せしおり實に天威に頼り向う所敵なかりしも、自ら料るに勇略兵術の究めざる所多し。今親王、年韶胤(未だ幼少なること)にありながら、武技かくの如し。愚臣の能く及ぶ所にあらず』と。天皇大いに咲つて曰く『將軍の外孫を褒揚すること何ぞ甚だ過多なる』と、ということがあつた。田村麻呂の性格を知ることができる。交友に対する思いやりは文室綿麻呂との關係においてみることができるし、夷族に対する寛容さは大墓公阿且利為と盤具公母礼の助命を訴願したことに知られるのである。田村麻呂の子孫にして正史にみえるものについて検討しても、その家風が偲ばれる。類聚國史66に広野の伝がある。「田村麻呂の第2子なり。(中略)出でて陸奥守となり秩滿て右兵衛督に任ず。少より武勇を以て聞え、他に才芸なし。直を執りて不□、節操嘉みすべし。」いかにも武人らしい。文徳実録嘉祥3年8月条に淨野の伝がある。「田村麻呂の第4子なり。少より家風に慣れ武芸絶倫」とあり年18才にして騎射に抜群の武技を示し僅か27才にして鎮守將軍となり次いで陸奥の介・按察使を歴任し辺境と關係が深い。当道の伝が三代実録貞觀9年3月条にある。「祖田村麻呂は奇卓忠梗、志匡正にあり。東夷を討平し軍功は世を震う。官は大納言に至る。従2位を贈る。父広野は右兵衛督たり。爵は従4位下勲7等。当道は少より武事を好み弓馬に便なり。最も射を善くし兼て才調あり(中略)。当道は法を処するに平直にして威刑は嚴ならず。事道理にそむけば権貴というとも雖も未だ必ずしも容媚せず(中略)。当道の家は廉正を行ない財を輕んじ義を重んず。任にありて清理の称あり。境内肅如として民夷これに安んず(板橋言、陸奥守在任中のことなり)。居は貧にして資なし。棺斂に臨んで

有る所は布衾1条のみ、しかして遺愛は人に在り、今に至つて思わる。」田村麻呂の征討成功には、かかる家風と為人の要因もあつたのである。このことは田村麻呂個人の側からみれば成功の主體的要因であり、征軍編成の大規模化・準備期間の長期慎重化並びに軍編成の精兵化は成功要因の一般的客観的主要条件をなすものであつた。しかし、立場を変えて社会全般の立場からいうならば、以上の如き成功の諸条件は逆転して、客観的一般主要諸条件こそ征夷開拓成功の主體的要因であり田村麻呂の家系と為人はその媒介的補助要因とみなされてくるのである。

如上の客観的主要条件に対し、補足的な条件がいくつかある。その1つは延暦13年における軍用駅通制の改革である。このことは後紀の欠落部分にあたつてゐるし且つその逸文も諸書にみえないが三代実録元慶2年5月条にみえている。「勅に曰く、軍を出すの道、兵を用うるの方、事に緩急あり、理また軽重あり、而して或る国の軍を發するの後飛駅その由を言上し徒らに物聽を驚かすは事において益なし、宜しく上野・下野・陸奥・出羽等の国をして自今以後駅通奏上は一に延暦13年乙未の勅の如くすべし」というのである。所引の延暦13年勅は三代格・新抄格勅符抄・類聚符宣抄続左丞抄・別聚符宣抄等にみえないので詳細は不明であるが、軍機密保持が目的の1つであつたことは明らかである。

次に「万方の猛賊ありといへども一弩の飛鏃に対しえず」と高く評価された武器弩の教練師弩師が奈良朝の末、宝字6年頃から宝龜6年頃までの間に鎮守府に設けられ、弩の装備と運用により戦闘力が強化され彼我戦闘力の較差が大となつたことも数えることができる。¹⁾

又、陸奥における屯田経営が延暦11年頃から15年までの間において、徭丁労役型官營から地子徴収型官營に轉換し、延暦15年には官田地子2割の通則に対し陸奥の地子は町別20束の低率に制定されたことに端的に表明されている如く、この頃を起点として辺境施策が懐柔優遇・経済力培養に重点をおくように変つたこと²⁾も成功要因の客観的一般条件の補助要因にあげることができよう。

更に又、夷族内部において対立反目が助長していたことも察知される。この観方は前述した夷族抵抗勢力の強大化と矛盾する如くであるが、懐柔施策が長期にわたつて推進されるにつれ、帰服夷族の順化が浸透する反面においては不安不満を抱く夷族との間に対立が鋭くなる。伊治皆麻呂と道嶋大楯との対立はその著しい例証であることは前述した如くである。延暦11年新波村の夷族が伊治村の夷族と対立關係になつてゐた例証についても前述した。延暦14年5月俘囚大伴部阿呂良等の妻子親族66人が俘囚外従5位下吉彌侯部真麻呂父子を殺害し日向に移送された事件も、加害者の人数が大勢である点からみて、単なる殺人ではなく夷族間の組織的な反目対立の激化に起因するものと考えられるのである。意識的になされたものか、それともその自然の帰結として惹起したものであるかは暫く措くとしても、本来異族に対する懐柔順化施策は異族間に内部対立を醸成する性格をもっているものなのである。かかる懐柔策が夷族の内部対立醸成を意図的に推進されるならば、その効果はいよいよ明瞭となる。

田村麻呂は征夷大將軍となることによつて声望を昂め、征夷大將軍の地位は田村麻呂とその後継者文室綿麻呂によつて社会的に肯定されるようになり、頼朝は征夷大將軍のその歴史性を政治的に援用することにより、征夷大將軍の地位は封建社会において歴史的役割をもつにいたつた。

附言 既に制限紙数に達したので以上をもつて擱筆し、延暦期にいたつて征夷開拓が強力に推進された歴史的諸般の事情・田村麻呂出自の問題・田村麻呂夷人説・清水寺創建説・田村麻呂宝劔の問題等は割愛した。

— 昭和26・5・2稿・昭和30・11・1再稿 —

備考 本稿は文部省科学研究費による胆沢城鎮守府研究成果の一部である。附記して学恩に篤く感謝する。

1) 板橋 源、鎮守府弩師考、岩手大学学芸学部研究年報第8巻

2) 板橋 源、鎮守府儲屯田考、岩手史学研究第21号